

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和5年第2回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和5年2月9日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後4時04分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員
	倉橋 さとみ 委員		
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長
	森 太一 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長	飯塚 尚美 学務課長
	上遠野 葉子 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長	安部 嘉昭 子ども施設運営課長
	蜂谷 勝己 私立保育園課長	平塚 晃夫 子ども施設入園課長	山田 勉 青少年課長
	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	森田 路子 教育相談課長	高橋 徹 こども家庭支援課長
	土田 浩己 生涯学習振興公社局長	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長	臺 富士夫 東部地区建設課長
	大塚 進 西部地区建設課長	西出 豊 生涯学習支援課長	
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	佐藤 美徳 教育政策担当係員
欠 席 者	大山 日出夫 教育長 八尋 崇 教育指導課長 門藤 敦良 支援管理課長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和5年2月9日

第2回足立区教育委員会定例会

午後3時00分開会

○教育指導部長 ただいまから、本年第2回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、大山教育長が他の公務により欠席のため、教育長職務代理者である近藤委員に議事進行をお願いしたいと思います。

○教育長職務代理者 承知しました。

それでは進行いたします。本日の出席委員数は定数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

-----◇-----

初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に小関委員、早川委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第5号議案「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長職務代理者 第5号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の5ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりです。

今回の条例改正の理由ですが、項番1に記載のとおり、内閣府令で基準が改正されましたので、それに伴いまして条例の規定を整備するものです。

項番2の主な改正内容です。まず、(1)懲戒権に関する規定の削除ですが、民法及び児童福祉法の規定から削除されたことに伴い、第26条「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除するものです。

次に、(2)ですが、その他文言などの整備をする必要があり、併せて改正いたします。

6ページから13ページに新旧対照表をつけてお

りますので、後ほどご確認ください。

施行年月日は令和5年4月1日です。ご審議をお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第5号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第5号議案「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

-----◇-----

次に日程第2を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第6号議案「指定管理業務履行等請求調停に関する和解の送付について」以上。

○教育長職務代理者 第6号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の16ページをお開きください。第6号議案説明資料です。

件名、所管部課名は記載のとおりです。

まず、項番1の議案提出理由です。

新田さくら保育園を運営している社会福祉法人じろう会と、積立金の取り扱いについて当事者間での話し合いがつかず、9月14日付で再度、東京簡易裁判所に民事調停の申し立てを行いました。

その結果、(8)のとおり和解内容がまとまりましたので、議案として提出いたします。

17ページの項番4に和解の要旨をまとめております。

まず、(1)(2)のとおり、指定金額を支払います。また、相手方が保有する積立金については(4)(5)(6)に記載のとおり、「足立区内における保育事業のために使用するよう努める」「区は、相手方に対し、積立金の使用について意見を述べるができるものとし、相手方は、区の意見を尊重するものとする」「相手方は区に対し、積立金の使用時期、使用額、使用目的、その他の使用状況について、6か月ごとに書面により報告する」の内容で和解案がまとまっております。

議会の議決が得られた際には和解を成立させる段取りとなっております。ご審議をお願いいたします。説明は以上です。

○教育長職務代理者 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第6号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第6号議案「指定管理業務履行等請求調停に関する和解の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

-----◇-----

次に日程第3を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第7号議案『令和4

年度足立区一般会計第10号補正予算(案)』に関する教育委員会の意見について』以上。

○教育長職務代理者 第7号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 資料20ページをお開きください。令和4年度足立区一般会計第10号補正予算(案)に関しまして、区長部局から意見を求められておりますので、これに対して異議なしとすることをご提案でございます。

まず、21ページの歳入について主要なものをご説明申し上げます。

分担金及び負担金は4,900万円余の増となっております。コロナ禍において臨時休園になった保育園の保育料については一部を免除しております。この影響が当初の見込みよりも軽微であったため、保育料収入の見込みが増加したものです。

2つ下の項目に、国庫支出金3億9,700万円余の増があります。これは保育施設型給付費が4億1,800万円余の増加をしたことが主な要因です。

その下の都支出金にも保育施設型給付費が含まれており、1億4,000万円余の増となっております。そのほか、事業実績見合で補助金の最終額を調整したものが含まれております。

トータルで4,432万円余の減となっております。

次に、22ページの歳出です。

まず、総務費が4億1,100万円余の減となっております。これはタブレット端末を追加調達した際に生じた契約差金です。想定よりも安く購入できたため、これだけの差金が出ております。

次に民生費が3億9,000万円余の増となっております。これは、私立保育園の運営費助成について国基準の保育園運営費が増加したことによる扶助費の増や物価高騰緊急対策事業補助金の増などが主な要因となっております。

次に、教育費が67億円余の増と大きく増加しております。これは教育施設整備の原資となる義務教

育施設建設等資金積立基金へ新たに70億円余を積み立てることによるものです。

その他、契約差金など、事業実績に合わせた予算額調整が主な内容です。

トータルで66億8,700万円余の増となっております。

雑駁でございますが、説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○教育長職務代理者 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第7号議案についてご意見、ご質問がございましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。小関委員。

○小関委員 令和4年度の補正予算案ということですが、年度内に全額を執行するのでしょうか。それとも、令和5年度に繰り越して執行するものもあるのでしょうか。

○教育指導部長 最終補正ですので、年度内の執行見込みを踏まえて(各項目を)減額または増額のうえ、補正予算を作成しております。

ただし、この後に突発的に生じる修繕工事等のケースも考えられますので、実績見合に少し余裕を持たせている予算科目もあります。したがって、全科目で執行率100%となるものではございません。

○小関委員 承知しました。

○教育長職務代理者 ほかに、ございませんか。

ないようですので、これより第7号議案『令和4年度足立区一般会計第10号補正予算(案)』に関する教育委員会の意見について』を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

-----◇-----

次に日程第4を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第8号議案『令和5年度足立区一般会計当初予算(案)』に関する教育委員会の意見について』以上。

○教育長職務代理者 第8号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは資料25ページをご覧ください。令和5年度足立区一般会計当初予算(案)につきまして、区長部局から意見を求められておりますので、これに対して異議なしとするご提案です。

主な内容は、26ページ以降に科目ごとの金額を示しておりますが、少し分かりにくい内容となっておりますので、口頭でご説明を差し上げます。

まず、教育指導部です。

前年度比1億4,700万円余増の12億9,900万円余の計上です。主な内容ですが、教育ICTの利活用促進に5億7,900万円余、英語教育の推進に1億1,000万円余、学校図書館の利活用推進に1億7,000万円余をそれぞれ計上しております。

次に、学校運営部です。

經常経費は、対前年度比24億4,000万円余増の140億2,283万円です。主な内容ですが、小中学校の給食業務運営に40億7,500万円余、小中学校の公共料金管理事業に25億9,000万円余、育英資金事業に9億円余をそれぞれ計上しております。

また、学校施設の保全・改築・解体等のための投資的経費につきましては、施設営繕部からの事務移管もあるため、今年度7億円余の予算であったところ、来年度は120億円余増の127億8,000万円余の計上となっております。

次に、子ども家庭部です。

対前年度比17億8,000万円余増の353億2,300万円余の計上です。主な内容ですが、私立

幼稚園等園児保護者負担軽減事業に4億円余、送迎バス等安全対策支援事業に4億5,000万円、不登校対策事業に2,200万円などです。

雑駁ですが説明は以上です。ご審議よろしく願います。

○教育長職務代理者 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第8号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

ご質疑はございませんか。小関委員。

○小関委員 現在の物価高騰により一般家庭においても様々な影響が出ている状況ですが、区においてはどのような影響が出ており、どの程度の金額になっているのでしょうか。

○教育長職務代理者 学校運営部長。

○学校運営部長 一番大きな影響は、光熱水費の高騰です。今年度予算では12億9,000万円ほどでしたが、来年度は12億円積み増しております。倍以上の金額を積み増さなければならない状況です。非常に大きな影響を受けております。

また、物価高騰で給食費の単価も随分と上がっております。こうしたところにも影響が出ております。

○小関委員 承知しました。

○教育長職務代理者 ほかにございませんか。ないようですので、これより第8号議案『令和5年度足立区一般会計当初予算(案)』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

—————◇—————

次に日程第5を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第9号議案『学校ICT追加分無線アクセスポイント及び画像伝送装置等の購入について』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長職務代理者 第9号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

荒井教育指導部長。

○教育指導部長 それでは資料32ページをご覧ください。

学校ICT関連の案件です。追加の無線アクセスポイントや画像伝送装置等の購入に関する契約議案を区議会に提出するに当たりまして、教育委員会の意見を求められておりますので、これについて異議はないものとするご提案です。

これまで、無線アクセスポイントやその他ICT関連機器が設置されておりました特別教室等に機器を設置いたしますとともに、すでにアクセスポイント1台を設置済みの普通教室につきましても、デジタル教科書等のデジタル教材の拡充によるデータ通信容量の拡大に伴って、アクセスポイントを追加設置いたします。

契約金額は5億6,331万円、落札率は68.3%です。

その他につきましては、資料に記載のとおりです。ご審議よろしく願います。

○教育長職務代理者 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第9号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。倉橋委員。

○倉橋委員 落札率について伺います。予定価格は、何かしらの根拠により事前に算出している金額だと思います。それを踏まえると、落札率68.3%は大分低いように感じるのですが、どのような理由があるのでしょうか。

○教育長職務代理者 学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 事前見積りに基づいて金

額を精査し、予定金額を算出しております。(予定金額よりも)契約金額が低かったことについて、私どもとしては競争原理が働いたものと解釈しております。

○教育長職務代理人 小関委員。

○小関委員 学校のように、集団で様々なICT機器を使用する環境では、「データ容量が足りない」といった事態が今後も生じるのではないかと心配しています。将来的な見通し等はあるのでしょうか。

○教育長職務代理人 学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 今回(無線アクセスポイント)1台追加するに当たっては、将来的な人数の増加を踏まえて、2台プラス1台の検証も実施しましたが、現在の40人学級が続き、これ以上の規模としない限りは2台でも十分だと確認しております。

○教育長職務代理人 よろしいですか。

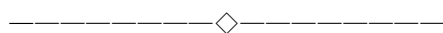
ほかにございませんか。

ないようですので、これより第9号議案『学校ICT追加分無線アクセスポイント及び画像伝送装置等の購入について』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長職務代理人 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。



次に、日程第6「教育長報告」を議題といたします。今回は各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は全ての報告が終了しましたら、一括でいただくようお願いいたします。

それでは(1)および(5)から(7)について、田巻教育政策課長、お願いいたします。

教育政策課長。

○教育政策課長 35ページをお開きください。まず、『足立区教育振興ビジョン』の修正について」です。

修正内容ですが、教育振興ビジョン点検・評価委員からの提言を反映するとともに、家庭教育支援の充実に関する内容を追加しております。

また、36ページに記載のとおり、来年度予算において若年者支援の取組を強化するにあたり、「高校生世代の居場所型学習支援事業」「足立ミライゼミ」の取組を追記しております。

続きまして、40ページをお開きください。「小学校低学年におけるAIドリルの試行利用について」です。

来年4月より、国語、算数の2教科において、小学校1、2年生の試行利用を開始いたします。

これと並行して効果検証も実施します。紙との比較や教員の手応えを聞き取るなどして、令和6年度以降の本格利用を検討してまいります。なお、(試行利用にかかる経費については)教材提供事業者のサービスにより無償となります。

続きまして、41ページです。「MIMデジタル版の導入について」です。

現在、小学校低学年で取り組んでいるMIMは、資料に記載のとおり、多層指導モデルです。

それぞれの学力層に応じた手だてということで、当区では流暢な読みの獲得に特化して取り組んでおります。これがタブレットでも使えることになりましたので、当初予算案の議決が得られた際には、令和5年4月から全小学校に導入してまいります。

MIMの問題例は42ページに記載しております。

拗音、長音、促音、撥音などの特殊音節(正しい読みを選択する問題)と語彙(単語ごとに正しい位置で区切る問題)を1分間に何問解けるかでアセスメントを取っており、その層に応じた手だてを講じております。タブレットの活用により、児童の学習状況に応じた最適な問題が出題されることで、より効果的な学習ができると考えております。

続きまして、43ページです。「実用英語技能検定受験費用補助制度の導入について」です。

来年度、区立中学校に通う中学3年生を対象に、生徒1人につき1回を上限とする形で、3級以上を受験する生徒の受験費用補助を考えております。全額補助です。

資料に記載のとおり、受験する級や受験会場によって金額は異なりますが、その子に応じて全額1回を補助してまいります。

これに限らず、英語4技能調査なども実施しております。英語については力を入れていくということで、44ページに記載のとおり、活動指標2本と成果指標1本を定めてPDCAを回していこうと考えております。

なお、CEFR A1レベルが英検3級相当になりますが、国は5割を目標値に掲げています。当区では、今年度49.8%でしたので、さらに高めていけるように取り組んでまいります。

説明は以上です。

○教育長職務代理者 次に(2)から(4)について、秋元学校ICT推進担当課長、お願いします。

学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 それでは資料37ページにお戻りください。

「足立区ICT教育推進の基本方針の修正について」です。

現在の足立区ICT教育推進の基本方針は、令和3年2月に改正したのですが、この後に児童・生徒1人1台の端末整備が完了し、家庭への持ち帰りも進みました。今回、各指標を現状に合わせて見直すため、一部修正を行います。

修正内容ですが、項番2(1)に記載のとおり「教員の活用状況を測ることができる指標に変更」や項番(2)アイに記載のとおり「情報モラル教育に関する指標の新設」「タブレット端末持ち帰りに関する指標の新設」を行っております。

また、AIドリル等の導入もありましたので、これに関する指標を加えております。

続きまして、38ページをお開きください。「学校メール配信システムに代わる新アプリの導入につい

て」です。

現在、学校から保護者への連絡ツールとして利用している学校メール配信システムは、令和5年4月いっぱいサービス終了となります。これを受けて、令和5年度当初予算が可決された場合には、新アプリ「C4th Home&School」を導入させていただきたいとの内容です。

項番1の新アプリの主な新機能ですが、「学校からのお便りをペーパーレス化して保護者に配信」「保護者から欠席連絡を学校へ送信」といった機能です。

項番3の保護者への周知ですが、4月に発行予定の「あだち教育だより」でお知らせいたします。

説明は以上です。

続きまして、39ページをお開きください。「教職員のリモートワークにおける校務支援システムの対応について」です。

休校等の際に、教職員が自宅から校務支援システムを利用できるようにするため、現在対応を進めておりますので報告いたします。

項番2「リモートワークに対応する校務支援システムの内容」に記載のとおり、(1)校務支援機能では指導要録の作成・修正や通知表・調査書の作成・修正、また(2)グループウェア機能では掲示板の閲覧・作成や個人連絡(メール)の閲覧・送信等の情報共有ができるように考えております。

次に、項番3のセキュリティ対策です。(1)に記載のとおり、システム入力には可能とするものの、添付ファイルの保存や印刷はできないよう制限したいと思っております。

また、(2)に記載のとおり、使用パソコンを特定することによって、よりセキュリティを高めた運用をしたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○教育長職務代理者 次に(8)から(14)について荒井教育指導部長、お願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは資料45ページをご覧ください。「学習者用デジタル教科書アンケート結果およ

び実証事業への参加について」です。

当区は今年度1年間、学習者用デジタル教科書の
実証事業に参加してまいりました。

教員へのアンケート結果を確認すると、「英語の学
習者用デジタル教科書が非常に良い、使用できる」と
いった評価の一方で、算数・数学等についてはいまひ
とつの評価でした。こうした中で、国は来年度も実証
事業を継続するとのことであるため、当区も引き続
きの参加を考えております。

英語は国から全員分が無償配付されますが、算数・
数学は約半数の学校分のみが無償配付となります。
これに伴い、英語は全校、算数・数学は希望校のみが
実証事業へ参加することを考えております。(算数・
数学について) 国の無償配付分を超える数の学校か
ら手が上がった場合は、区費で補填して実証事業へ
参加したいと考えております。

当初、デジタル教科書の本格導入は令和6年度か
らとのことでしたが、今のところ英語のみ導入され
る予定であり、紙の教科書との併用と聞いておりま
す。現在、紙の教科書は全員に無償配付されていま
すが、デジタル教科書を含めた費用負担については連
絡を受けておりません。

次に、資料46ページをご覧ください。「図書館を
使った調べる学習コンクールの全国コンクール結果
について」です。

資料に記載のとおり、昨年度実績を上回ることは
できましたが、残念ながら入賞には届きませんでした。
中学校がやや低調であったことを踏まえ、来年度
はもう少しテーマ設定等に早めに着手し、準備期間
を長く取れるよう工夫してまいります。

続きまして、48ページをご覧ください。「令和4
年度『東京都児童・生徒体力・運動能力等調査』の結
果について」です。

48ページが昨年度の結果との比較です。改善し
たもの、低下したものがそれぞれありますが、ほぼ横
ばいと見ております。

49ページが東京都平均との比較です。ご覧のと
おり、中学生女子の低調が目立ちますので、この辺り

を踏まえて、できるだけ体を動かす機会を設けると
ころから始めて、体力の回復に努めてまいります。

50ページ以降に東京都平均との比較の経年変化
を種目別に見ていただけるグラフをつけております
ので、後ほどお読み取りをいただければと思います。

59ページまでお進みください。「足立区版『生命
(いのち)の安全教育』の進捗について」です。

モデル校で検討してまいりました指導内容につ
いて、今年度の到達点を表にまとめました。まずは、こ
の内容で全校展開を図ってまいります。

61ページからは、各校に横展開していくための
リーフレット案です。今後、修正が入る見込みであり、
あくまでも現段階のものですが、お読み取りをいた
だければと思います。

次に、65ページをご覧ください。「中学校標準服
と校則の見直しの進捗状況について」です。

標準服の選択制につきましては、全校で来年度か
ら実施ができるところまでやってまいりました。ま
た、校則の見直しにつきましても、現在鋭意検討が進
められており、年度末までには各校のホームページ
に公開される予定です。

66ページ以降には、各学校の標準服の詳細をつ
けております。また、70ページには、各校の代表生
徒による交流会での子どもたちから出た標準服や髪
型に関する主な意見を載せておりますので、お読み
取りをいただければと思います。

続きまして、資料71ページまでお進みください。
「長期休業中における各種ポスター、図工の作品等
の取り扱いについて」です。

先だって報告いたしましたとおり、児童・生徒の通
学時の負担軽減の一環といたしまして、夏休みや冬
休み前に必須で持ち帰っていた絵の具セット、習字
セットの持ち帰りを強制ではなく任意といたしまし
た。

これに伴いまして、毎年の必須課題だった〇〇ポ
スターコンクール等の出品につきましても、必須で
はなく任意になるとのご報告です。

資料72ページをご覧ください。「中学校部活動の

地域移行について」です。

今年度当初の時点では、有識者会議からの提言で、「部活動を学校教育から切り離す。手始めに土日の活動は部活動とはせず、地域に活動の運営主体となってもらおう。来年度からの3年間でできるだけ地域に移行していく。」との強いトーンで方針が出されておりました。

しかし、昨年12月27日に国から示されたガイドラインでは、「地域移行ではなく、地域との連携・協働で持続可能な部活動」といった表現にトーンダウンしておりました。

「地域に移行する」というゴールこそそのままですが、当面は部活指導員を学校に配置しながら教員の負担軽減を図る形になるのではないかと考えております。

今年度中に東京都から推進計画が出される予定ですので、そちらに従って取り組んでまいります。

雑駁ですが、私からの説明は以上です。

○教育長職務代理人 次に(15)から(16)について飯塚学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 73ページをご覧ください。まず、「令和4年度外国人の就学先の把握状況について」です。所管部課名は記載のとおりです。

令和元年度から新入学児童・生徒と小学校4年生を対象に就学先の調査を実施しております。例年、行方不明者は0で報告しておりますが、今年度も0でした。こちらの内容につきましては、2月の文教委員会でも報告する予定です。

74ページをご覧ください。「区立中学校の給食費無償化について」です。所管部課名は記載のとおりです。

中学校の学校給食の無償化ですが、議会の議決が得られた際には、4月から開始予定です。

対象は区立中学校の生徒約1万3,800人です。予算額は昨年比べてプラス約5.3億円です。この金額は、これまで保護者の方が負担していた金額であり、区が新たに補助する金額となります。

項番4は、令和4年度の給食費全体における私費と公費の割合を示したグラフです。

75ページの項番5は、令和5年度の区立小・中学校給食費全体の概要です。

次に、項番6の学校給食費無償化を判断した理由です。一人っ子や生活保護・就学援助以外の家庭に、現状では支援が行き届いていないとの声があったためです。

また、区立中学校から開始する理由は、第一段階として、制服や部活動、高校受験に向けた塾代などの経費がかさむ中学生の家計を支援するためです。

項番7の実施方法です。具体的な方法につきましては、各学校に補助をして、家庭からの支出や手続が不要な方法を検討しております。

区立小学校も含めた給食費無償化についてですが、小学校でも実施するとすると、さらに10億円が必要となります。単に物価高騰に対する支援ではなく、恒久的な支援として実施するという視点から財源を検討しつつ、早期の実施に向けて鋭意検討してまいります。

説明は以上です。

○教育長職務代理人 次に(17)から(19)について菊地子ども政策課長、お願いします。

菊地子ども政策課長。

○子ども政策課長 では77ページをご覧ください。

「あだちっ子歯科健診事業の充実について」です。所管部課名は記載のとおりです。

平成27年度よりあだちっ子歯科健診を実施した結果、年少・年中・年長児の全年齢で虫歯のあるお子さんの割合は減少してきました。

一方で、虫歯の本数が多いお子さん、未処置のまま放置されているお子さんなど、個別の課題も見えてきました。

これらの課題解決のため、足立区歯科医師会と協議を重ねてまいりましたので、来年度予算の議決が得られた場合には、歯科健診の充実を図ってまいります。

まず、施設内健診日を増やし、受診率の向上を図り

ます。これと併せて、実施内容に即した単価の見直しを行ってまいります。

次に、項番3の園歯科医モデル事業の実施についてです。現状では、保護者、保育施設職員ともに歯科に関する知識・意識・技術が不足しています。歯科医師の先生に日常から関わってもらうことで、施設全体の歯科のスキルアップを図り、園児の歯科口腔の改善を図ってまいります。次年度より、区立園3園で開始いたします。今後の方針にも記載のとおり、効果検証を実施して、制度設計を進めてまいります。

引き続き79ページをご覧ください。「キッズ・ゾーンのモデル整備について」です。所管部課名は記載のとおりです。

保育所等が行う散歩など園外活動時の安全確保を目的とした「キッズ・ゾーン」のモデル整備について報告いたします。

まず、モデル整備を行う地区ですが、東綾瀬公園周辺の2路線4か所です。80ページに地図をつけておりますのでご確認ください。

選定理由は、「当地区が区内でも保育施設の密集地域であり、施設からの要望があった路線であること」「綾瀬警察署との現地確認の結果、園児が日常的に使用する道路のうち特にスピードを出しやすい、幅が狭い等の危険がある路線であること」が挙げられます。

整備内容は、「キッズ・ゾーン」の白抜き文字を4か所に路面表示をして、自動車等の運転手に注意喚起を促し、安全運転につなげることを考えております。

モデル整備後に効果検証を実施して、次年度以降の区内各警察署と連携した区内全域への拡大を検討してまいります。

引き続き83ページにお進みください。『第3期子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託』の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について」です。所管部課名は記載のとおりです。

第3期子ども・子育て支援事業計画策定に関しまして、契約の相手方として事業者を特定しましたの

で報告いたします。

特定した事業者は、項番3に記載のとおり、株式会社名豊です。この事業者は、現在の第2期計画の策定支援事業者です。

提案価格、業務期間等は記載のとおりです。

なお、項番8の選定理由ですが、資料に記載のとおり、「他自治体での同種の業務実績が豊富である点」「他の事業者と比較して、当区の現状や地域特性を捉えており、課題が整理されていた点」が挙げられます。

特定までの経緯は、84ページ以降をご確認いただければと思います。

引き続き、4月1日からの事業開始に向けて事業者と事前準備を進めてまいります。

私からの説明は以上です。

○教育長職務代理者 次に(20)について橋本こども支援センターげんき所長、お願いします。

こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 資料87ページをお開きください。「ペアレント・メンター事業委託事業者の評価結果について」です。所管部課名は記載のとおりです。

発達障がいのある子どもの保護者に対する相談支援を実施しているペアレント・メンター事業ですが、この委託事業者の評価結果について報告いたします。

選定委員は項番4のとおりです。

項番6は審査結果です。各評価委員の合計点が、全委員30点以上(満点50点)で来年度継続可としております。89ページに評価集計表を載せております。最高点が48点である一方、31点の評価もありました。幅はありますが、委託継続可否の基準はクリアしております。

88ページをお開きください。項番7(2)の課題・要望です。「相談内容や対象者の分析など基礎データの整備が必要である」「広報活動や運営方法など不十分な部分があるので区や専門機関によるアドバイスが必要である」との要望や提案をいただいております。

今後のスケジュール等は項番8のとおりです。

説明は以上です。

- 教育長職務代理人 次に(21)から(22)について森田教育相談課長、お願いいたします。

教育相談課長。

- 教育相談課長 90ページをご覧ください。「令和4年度のICTを活用した不登校児童・生徒の支援について」です。所管部課名は記載のとおりです。

項番1のモデル校でのICTを活用した支援の取組は、91ページに記載のとおりです。

項番2の不登校児童・生徒に対する録画動画の活用については、チャレンジ学級での取組と結果を記載しております。

項番3のオンライン相談の状況は、資料に記載のとおりです。

今後の方針ですが、モデル校やチャレンジ学級での取組内容について事例集にまとめ、録画動画の作成マニュアルと併せて、令和4年度中に全小中学校へ情報共有してまいります。

また、モデル校での取組の課題を踏まえ、ICTを活用した登校支援や学習支援について学校とともに検討してまいります。

オンライン相談については、児童・生徒が外出困難な場合などの状況に応じた多様な活用・有用性について、不登校相談時に保護者の方へ伝えてまいります。

説明は以上です。

続きまして92ページをご覧ください。「NPO法人による不登校生徒へのオンライン支援事業の試行実施について」です。所管部課名は記載のとおりです。

NPO法人が実施している不登校の子どもへのオンライン支援事業について、令和5年度より連携協定を締結して試行実施してまいります。

事業者名と目的は、項番1から3に記載のとおりです。

事業概要は項番4に記載しております。オンライン上の仮想空間に現実世界と同様の部屋があり、そこで支援者と対話をしたり、支援プログラムに参加

します。

ゲームのような見た目や操作性で、子どもの意欲を引き出せるようになっております。また、利用に当たっては、メンターとの面談を1週間に1回実施し、支援計画コーディネーターが月に1回程度保護者との面談や学校との情報共有を行ってまいります。

支援内容は項番5に記載のとおりです。(3)のとおり、子どもの状況に応じて対面での支援に繋げていくことも目指しております。プログラムの例につきましては(4)のとおりです。

項番6の対象者ですが、令和5年度は中学生4～5人です。対象者の選定方法は中学校校長会と相談してまいります。

項番7の費用ですが、令和5年度は試行実施のため無料ですが、令和6年度以降は人数に応じた費用が発生します。金額は現在のところ未定です。

なお、本事業の支援の位置付けは、項番8の図のとおりです。外出が難しく、家庭学習支援事業のような対面による個別支援の受入れも難しいお子さんへの支援と考えております。

事業者との連携協定の締結に向けた今後のスケジュールは項番9のとおりです。

今後の方針ですが、令和5年度の試行実施での効果等を踏まえて、令和6年度以降の実施を判断してまいります。また、東京都が実施する不登校児童・生徒へのオンライン支援事業につきましても、動向を注視してまいります。

説明は以上です。

- 教育長職務代理人 次に(23)について、臺東部地区建設課長、お願いします。

東部地区建設課長。

- 東部地区建設課長 94ページをご覧ください。「東渚江小学校施設更新事業に伴う仮設校舎について」です。所管部課名は記載のとおりです。

項番1はこれまでの経緯です。今年度に入りまして、学校と地域町会の方々と構成されている改築実行委員会を複数回開催しております。

第2回では、仮設校舎を自校内に計画する方針に

について同意をいただきました。第5回では、仮設校舎の計画方針について同意をいただきましたので、その方針の下、計画を進めていきたいと考えております。

項番2の仮設校舎配置平面計画方針等ですが、(1)に計画規模として、既存校舎との比較表を記載しております。仮設校舎につきましては、約5,400平米程度の予定です。

各教室数は、既存校舎と同等の規模を確保しており、体育館は既存のものを利用する計画です。

仮設校舎利用時には、校庭とプールの利用ができなくなるため、代替案について現在学校側と協議・検討しております。

(2)の計画案ですが、96ページから97ページをご参照ください。

項番3の建替えスケジュールですが、令和9年度当初の開校を予定しております。

今後の課題ですが、工事現場と近接する中での学校運営となりますので、騒音や振動に配慮した仕様と手法を選定して、児童の安全を第一にした工事を計画してまいります。

私からの説明は以上です。

○教育長職務代理者 次に(24)について、大塚西部地区建設課長、お願いします。

西部地区建設課長。

○西部地区建設課長 お手元の資料98ページをご覧ください。「(仮称)北鹿浜小・鹿浜西小学校統合校新築工事における事故について」です。所管名は記載のとおりです。

項番1の事故概要ですが、1月23日に事故が発生いたしました。工事件名、受注者、事故者等については、記載のとおりです。

項番2の事故の状況ですが、添付している写真等を使って説明いたします。

事故者は、屋外作業場に向かうため、2階のキャットウォークで上履きから下履きに履き替える際にバランスを崩して2階の体育館床部分へ転落いたしました。

転落箇所は、通常ですと落下防止柵を設置しておりますが、事故当日はキャットウォークの手すり設置工事のため、一時的に撤去しておりました。

事故者が転落の際に足を痛めて動けなくなったため、救急車を呼んで病院に搬送しました。検査の結果、骨に異常はなく、足の打撲と報告されております。

事故後の再発防止策として、キャットウォークの手すり設置工事完了までは、作業員の靴の履き替え場所等につきまして、出入口変更等の対応をしております。また、現在は防護柵を設置しておりますので、事故は発生しないと考えております。

今後の方針ですが、引き続き注意喚起を実施し、工事の際の安全対策を行ってまいります。

説明は以上です。

○教育長職務代理者 次に(25)について西出生涯学習支援課長、お願いします。

生涯学習支援課長。

○生涯学習支援課長 99ページをご覧ください。「足立区生涯学習関連施設指定管理者の選定について」です。

令和5年度末で指定管理期間が満了となる項番1に記載の7施設につきまして、項番3に示したスケジュールで、次期指定管理者の選定を進めてまいります。

指定期間は令和6年4月1日からの5年間です。

選定委員会委員につきましては、学識の方4名、区内関係団体の方1名、区職員1名を予定しております。

説明は以上です。

○教育長職務代理者 次に(26)について土田生涯学習振興公社事務局長、お願いします。

生涯学習振興公社事務局長。

○生涯学習振興公社事務局長 私からは、「令和5年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社の事業計画及び収支予算について」を説明いたします。

別冊資料の1ページをお開きください。項番1の概要説明です。職員数は合計40名です。

組織機構、令和5年度の経営方針、重点事項は記載

のとおりです。

2ページをご覧ください。令和5年度の主な事業を説明いたします。

項番1の「あだち放課後子ども教室事業」です。安全管理講習会につきましては、小学校単位ではなく、学習センター等で30回程度実施予定です。

項番2の「文化事業」です。新規事業として、0歳からのファミリーコンサートを実施予定です。(8)「小学校アウトリーチコンサート」は、前年度と同様の8校で実施予定です。

3ページをご覧ください。収支予算を説明いたします。

まず、経常収益です。

(8)受託事業収益ですが、スタッフへの謝金を預り金で処理することにより減となっております。

(18)経常収益計は、区の補助金を入れて3億3,161万円余となります。

4ページをご覧ください。次に、経常費用です。

(34)諸謝金、(37)交付金は、先ほど説明しましたとおり、預り金で処理することにより、減となっております。

6ページをご覧ください。(84)経常費用計は、3億3,878万円余となります。

7ページをご覧ください。(90)当期一般正味財産増減額は、収入から支出を引いたマイナス717万円余となります。

最後に(96)正味財産期末残高ですが、前年度より約380万円減の17億4,219万円余となります。

説明は以上です。

○教育長職務代理者 ただいま各所管から報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

小関委員。

○小関委員 私からは2点を伺います。

1点目は「MIMデジタル版の導入について」です。

子どもは自身が取り組んだ内容について把握できると思いますが、その内容は教員にも共有されるよ

うになっているのでしょうか。それとも、実際に取り組んだ画面等を見ないと確認できないのでしょうか。

また、現在は小学校全校の1年生で実施していますが、今後は小学校全校の1年生から6年生までで実施することになるのでしょうか。

2点目は、「教職員のリモートワークにおける校務支援システムの対応について」です。

どのようなシステム・ソフトが導入されて、どのように操作することになるのでしょうか。

○教育長職務代理者 2点の質問ができました。まず、1点目について教育政策課長をお願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 教員は各児童の取組状況を確認することができます。アセスメントの実施状況も把握できます。したがって、子どもたちがどのように取り組んでいるかを把握しながら学習に取り組ませることができます。

これについては、学校ライセンスであるため、いくらかでも使うことができます。基本的には1年生で取り組むこととなりますが、必要に応じて2年生以降でも取り組んでまいります。

また、必要とする児童への効果的な使用を考えているため、全学年ではないにしても、課題のある子に対しては継続的に使用してもらいたいと考えております。

○教育長職務代理者 学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 次に、リモートワークの校務支援システムについてです。

(学校の)教員用パソコンではインターネットを介して校務支援システムを利用していますが、自宅パソコンでも同様にインターネットを介して校務支援システムを利用するイメージです。

○教育長職務代理者 よろしいですか。

○小関委員 承知しました。

○教育長職務代理者 そのほか、よろしいでしょうか。

倉橋委員。

○倉橋委員 私からは3点を伺います。

まず、「学校メール配信システムに代わる新アプリ

の導入について」です。

新アプリの主な新機能の1つに「教員がタブレットを使って教室で欠席連絡を確認できる。」とあります。

保護者から学校宛てに欠席連絡があった場合、閲覧可能なのは校長・副校長に加えて、その他1名と聞いています。例えば、副校長先生が欠席連絡を見た場合、タブレットを活用して教室等にいる他の教員へ情報を共有することになるのでしょうか。

次に、「MIMデジタル版の導入について」です。

先ほどの小関委員の質問でおおよその内容は把握しましたが、これは特別支援教室でも利用していくのでしょうか。

次に、「長期休業中における各種ポスター、図工の作品等の取り扱いについて」です。

絵の具セット、書道セットの持ち帰りが各家庭の任意になります。

絵の具セットは、夏休みのポスター提出等が任意になることで問題ありませんが、書道セットは書き初めが冬休みの宿題のままです。また、小学校では席書会、中学校では学校への掲示があります。この辺りはどうなるのでしょうか。

○教育長職務代理者 学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 当初は、委員ご指摘のとおり、3つのアカウントを付与して副校長先生からの情報共有を考えておりました。

しかし、学校現場から、各教室において瞬時に情報を把握したいとの声が多かったため、出席確認のみができるアカウントを別途1つ付与して、各担任が教室から確認できるようにいたします。

○倉橋委員 承知しました。

○教育長職務代理者 教育政策課長。

○教育政策課長 MIMは学校単位でのライセンスとなりますので、ぜひ特別支援教室でも使っていただきたいと思っております。

A Iドリルでは、中学校の固定級の子が小学校算数の学習に活用している例もありますので、MIMについても同様に活用を促していきたいと思ってお

ります。

○教育指導部長 中学生の書道セットの持ち帰りおよび宿題の件ですが、小学校と同様に宿題とはしない方向で校長会と調整中であると教育指導課長から聞いております。

今回のご意見は教育指導課長にも伝えますが、絶対に持ち帰りがダメということではありません。家庭によっては、家で書き初めをやることもあると思いますので、あくまでも任意の形で対応したいと考えております。

○倉橋委員 承知しました。ありがとうございます。

○教育長職務代理者 ほかにございますか。

ないようでしたら、報告事項を終了いたします。

以上をもちまして、本年第2回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

午後4時4分閉会

令和5年第2回
足立区教育委員会定例会

日 時 令和5年2月9日 木曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第1	第5号議案	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について 3
日程第2	第6号議案	指定管理業務履行等請求調停に関する和解の送付について… 14
日程第3	第7号議案	「令和4年度足立区一般会計第10号補正予算(案)」に関する教育委員会の意見について…………… 19
日程第4	第8号議案	「令和5年度足立区一般会計当初予算(案)」に関する教育委員会の意見について…………… 24
日程第5	第9号議案	「学校ICT追加分無線アクセスポイント及び画像伝送装置等の購入(R4債務)について」に関する教育委員会の意見について 31
日程第6		教育長報告

2 報告事項

- (1) 「足立区教育振興ビジョン」の修正について
《田巻 教育政策課長》 35
- (2) 足立区ICT教育推進の基本方針の修正について
《秋元 学校ICT推進担当課長》 37
- (3) 学校メール配信システムに代わる新アプリの導入について
《秋元 学校ICT推進担当課長》 38
- (4) 教職員のリモートワークにおける校務支援システムの対応について
《秋元 学校ICT推進担当課長》 39
- (5) 小学校低学年におけるAIドリルの試行利用について
《田巻 教育政策課長》 40
- (6) MIMデジタル版の導入について
《田巻 教育政策課長》 41
- (7) 実用英語技能検定受験費用補助制度の導入について
《田巻 教育政策課長》 43
- (8) 学習者用デジタル教科書アンケート結果および実証事業への参加について
《八尋 教育指導課長》 45
- (9) 図書館を使った調べる学習コンクールの全国コンクール結果について
《八尋 教育指導課長》 46
- (10) 令和4年度「東京都児童・生徒体力・運動能力等調査」の結果について
《八尋 教育指導課長》 48
- (11) 足立区版「生命(いのち)の安全教育」の進捗について
《八尋 教育指導課長》 59
- (12) 中学校標準服と校則の見直しの進捗状況について
《八尋 教育指導課長》 65

- (13) 長期休業中における各種ポスター、図工の作品等の取り扱いについて
《八尋 教育指導課長》 7 1
- (14) 中学校部活動の地域移行について
《八尋 教育指導課長》 7 2
- (15) 令和4年度外国人の就学先の把握状況について
《飯塚 学務課長》 7 3
- (16) 区立中学校の給食費無償化について
《飯塚 学務課長》 7 4
- (17) あだちっ子歯科健診事業の充実について
《菊地 子ども政策課長》 7 7
- (18) キッズ・ゾーンのモデル整備について
《菊地 子ども政策課長》 7 9
- (19) 第3期子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
《菊地 子ども政策課長》 8 3
- (20) ペアレント・メンター事業委託事業者の評価結果について
《門藤 支援管理課長》 8 7
- (21) 令和4年度のICTを活用した不登校児童・生徒の支援について
《森田 教育相談課長》 9 0
- (22) NPO法人による不登校生徒へのオンライン支援事業の試行実施について
《森田 教育相談課長》 9 2
- (23) 東湊江小学校施設更新事業に伴う仮設校舎について
《石井 中部地区建設課長》 9 4
- (24) (仮称)北鹿浜小・鹿浜西小学校統合校新築工事における事故について
《大塚 西部地区建設課長》 9 8
- (25) 足立区生涯学習関連施設指定管理者の選定について
《西出 生涯学習支援課長》 9 9
- (26) 令和5年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社の事業計画及び収支予算について
《土田 生涯学習振興公社事務局長》 別冊

3 情報連絡事項

- (1) eライブラリの利用終了について [学校 ICT 推進担当課] 1 0 0
- (2) 令和4年度明海大学連携事業の実施結果について [学力定着推進課] 1 0 1
- (3) 「足立区の学校保健統計書(令和3年度)」の発行について [学務課] 1 0 3
- (4) 私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について [子ども施設指導・支援課] 1 0 4
- (5) 幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果について [子ども施設指導・支援課] 1 0 7
- (6) 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額減免措置の廃止について [子ども施設入園課] 1 1 0
- (7) 事業実施報告・実施予定 [青少年課] 1 1 1
- (8) 小学生鋸南自然教室における環境学習プログラムについて [環境政策課] 1 1 2
- (9) 中学生魚沼自然教室における環境学習プログラムについて [環境政策課] 1 1 3
- (10) 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社] 1 1 4

第 5 号議案

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年足立区条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 18 号中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「この節」を「この章」に改める。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を加える。

第 14 条第 1 項中「に規定する」を「の」に改める。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

第 35 条第 3 項前段中「この章」を「前節」に改め、同項後段中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第 36 条第 3 項前段中「この章」を「前節」に改め、同項後段中「同号又は同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とを「同項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「の同号」とあるのは「の同項第 1 号」と」に改める。

第 37 条第 1 項中「付則第 4 条」を「付則第 3 条」に改める。

第 39 条第 2 項中「この節」を「この章」に改める。

第 42 条第 3 項中「第 1 項本文」を「第 1 項」に改める。

第 51 条第 3 項前段中「この節」を「この章」に改め、同項後段中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「法第 19 条第 1 項第 3 号」に、「この節」を「この章」に、「法第 13 条第 4 項第 3 号ア」を「第 13 条第 4 項第 3 号ア」に改める。

第 52 条第 2 項中「当該特別利用地域型保育の」を「、当該特別利用地域型保育の」に改め、同条第 3 項中「この節」を「この章」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 9 日

件 名	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設運営課、子ども政策課、私立保育園課、 子ども施設入園課
内 容	<p>足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>※ 特定教育・保育施設とは 子ども・子育て支援新制度に則り、施設型給付費が支給される教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、認可保育所）</p> <p>※ 特定地域型保育事業とは 子ども・子育て支援新制度に則り、地域型保育給付費が支給される事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）</p> <p>1 改正の理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い規定を整備する必要があるため、条例の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>（1）懲戒権に関する規定の削除 児童虐待を正当化する口実に利用される恐れのある親権者・施設長等の懲戒権について、民法及び児童福祉法の規定が削除されたことに伴い、当該条例第 26 条「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除する。</p> <p>※ 親権者・施設長等の懲戒とは 一般に、子（児童）に問題行動等があった場合に、これを正すために厳しく説教をするなど一定の制裁を加えること。</p> <p>（2）その他 子ども・子育て支援法等の引用条項のずれ等、所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
平成26年9月30日条例第55号	平成26年9月30日条例第55号
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（第4条）	第1節 利用定員に関する基準（第4条）
第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）	第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）
第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）	第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（第37条）	第1節 利用定員に関する基準（第37条）
第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）	第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 事務の委任（第53条）	第4章 事務の委任（第53条）
付則	付則
第1章 総則	第1章 総則
第1条 省略	第1条 現行のとおり
（定義）	（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（1）～（17）省略	（1）～（17）現行のとおり
（18）特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。	（18）特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。
（19）～（30）省略	（19）～（30）現行のとおり
第3条 省略	第3条 現行のとおり
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

改正前	改正後
<p>第1節 利用定員に関する基準</p>	<p>第1節 利用定員に関する基準</p>
<p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を20人以上とする。</p>	<p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 現行のとおり</p>
<p>第2節 運営に関する基準</p>	<p>第2節 運営に関する基準</p>
<p>第5条～第7条 省略 （受給資格等の確認）</p>	<p>第5条～第7条 現行のとおり （受給資格等の確認）</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u> </u>、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて</u>、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>
<p>第9条～第13条 省略 （施設型給付費等の額に係る通知等）</p>	<p>第9条～第13条 現行のとおり （施設型給付費等の額に係る通知等）</p>
<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 現行のとおり</p>
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p>
<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>(1) 省略</p>	<p>(1) 現行のとおり</p>
<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次</p>	<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次</p>

改正前	改正後
<p>号及び第4号に掲げる事項 (3) 省略 2 省略 第16条～第25条 省略 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>	<p>号及び第4号に掲げる事項 (3) 現行のとおり 2 現行のとおり 第16条～第25条 現行のとおり</p>
<p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。 <u>以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒 に關しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p>第26条 削除</p>
<p>第27条～第34条 省略 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準) 第35条 省略 2 省略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>この章</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、<u>「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と</u>、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」</p>	<p>第27条～第34条 現行のとおり 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準) 第35条 現行のとおり 2 現行のとおり 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と _____、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」</p>

改正前	改正後
<p>とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、<u>この章</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と</p> <p>、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法</p>	<p>とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 現行のとおり</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同項第1号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法</p>

改正前	改正後
<p>第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>付則第4条</u>において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>	<p>第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>付則第3条</u>において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>
<p>2 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 運営に関する基準</p>	<p>2 現行のとおり</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 運営に関する基準</p>
<p>第38条 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第38条 現行のとおり</p> <p style="padding-left: 2em;">(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この節</u>について同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この章</u>について同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 現行のとおり</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 現行のとおり</p>
<p>第40条～第41条 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>第40条～第41条 現行のとおり</p> <p style="padding-left: 2em;">(特定教育・保育施設等との連携)</p>
<p>第42条 省略</p>	<p>第42条 現行のとおり</p>

改正前	改正後
2 省略	2 現行のとおり
3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、 <u>第1項本文</u> の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、 <u>第1項</u> の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
4 省略	4 現行のとおり
第43条～第50条 省略	第43条～第50条 現行のとおり
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)
第51条 省略	第51条 現行のとおり
2 省略	2 現行のとおり
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、 <u>この節</u> （第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る <u>第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下 <u>この節</u> において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、 <u>この章</u> （第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る <u>法第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下 <u>この章</u> において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い

改正前	改正後
<p>と認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（<u>法第13条第4項第3号ア又はイ</u>に掲げるものを除く。）に要する費用」とする。（特定利用地域型保育の基準）</p>	<p>と認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（<u>第13条第4項第3号ア又はイ</u>に掲げるものを除く。）に要する費用」とする。（特定利用地域型保育の基準）</p>
<p>第52条 省略</p>	<p>第52条 現行のとおり</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては<u>当該特別利用地域型保育の対象</u>となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、<u>当該特別利用地域型保育の対象</u>となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、<u>この節</u>の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、<u>この章</u>の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育</p>

改正前	改正後
<p>の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第4章 事務の委任</p> <p>第53条 省略</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第4条 省略</p>	<p>の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第4章 事務の委任</p> <p>第53条 現行のとおり</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第4条 現行のとおり</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

第 6 号議案

指定管理業務履行等請求調停に関する和解の送付について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大 山 日出夫

指定管理業務履行等請求調停に関する和解の送付について
下記のとおり指定管理業務履行等請求調停に関する和解を送付する。

記

1 相手方

埼玉県戸田市上戸田一丁目 2 3 番 8 号

社会福祉法人じろう会

理事長 久芳 敬裕

2 和解の要旨

(1) 令和 3 年度分の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務に係る経費について、合意書を締結し、次の金額及び未執行の補助金相当額を相手方に対し支払う。

金 1 2 2 , 2 5 4 , 4 9 2 円

(2) 令和 4 年度分の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務に係る経費について、年度協定書を締結し、概算払により支払う。

(3) 相手方が保有する積立金について、返還義務がないことを確認する。

(4) 相手方は積立金について、足立区内における保育事業のために使用するよう努める。

(5) 区は、相手方に対し、積立金の使用について意見を述べるができるものとし、相手方は、区の意見を尊重するものとする。

(6) 相手方は区に対し、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日ま

での間、積立金の使用時期、使用額、使用目的、その他の使用状況について、6か月ごとに書面により報告するものとする。ただし、上記期間を経過後も積立金が残存する場合、相手方は区に対し、引き続き6か月ごとに、積立金の使用時期、使用額、使用目的、その他の使用状況について、書面により報告するものとする。

(提案理由)

指定管理業務履行等請求調停に関する和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。

第 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 9 日

件 名	指定管理業務履行等請求調停に関する和解の送付について
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>(1) 区と事業者は足立区立保育所の指定管理者に指定するに当たり、指定管理業務の内容や指定管理者の指定の取消事由等について定める「基本協定書」を締結している。</p> <p>(2) 足立区立保育所の管理運営経費については、区と事業者との間で「年度協定書」を毎年締結し、各年度の額や支払方法等の詳細を定め、これに基づき支払うこととなっている。</p> <p>(3) しかし、相手方は管理運営経費の執行残額を指定管理者の収益とすることを認める内容の年度協定書の締結を求めており、区と相手方との間では、令和 3 年度及び令和 4 年度の年度協定書の締結に至っていない。</p> <p>(4) そのため、区は、相手方に対し、令和 3 年度及び令和 4 年度の管理運営経費を支払うことができていない。</p> <p>(5) 区としては、速やかに年度協定書を締結したうえで管理運営経費を支払いたいと考えているが、前述の理由により相手方が年度協定書の締結に応じていない。</p> <p>(6) さらに、相手方は、区から令和 3 年度及び令和 4 年度の管理運営経費が支払われていないことを理由に、基本協定書に定める次期指定管理者への引継や業務評価シートの提出、新規入園希望者の受入れを拒否している。</p> <p>(7) このような状況を受けて、区は相手方に対し、管理運営経費の支払に必要な年度協定書の締結及び基本協定書に定める指定管理業務の適切な履行等を求めるため、令和 4 年 9 月 9 日付で専決処分を決定し、令和 4 年 9 月 1 4 日付で東京簡易裁判所への民事調停の申立てを行った。</p> <p>(8) 民事調停での協議の結果、和解内容がまとまったため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号に基づき議案を提出する。</p> <p>2 相手方 社会福祉法人じろう会 (埼玉県戸田市上戸田一丁目 2 3 番 8 号) 理事長 久芳 敬裕</p>

	<p>3 指定管理施設 足立区立新田さくら保育園</p> <p>4 和解の要旨</p> <p>(1) 令和3年度分の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務に係る経費について、合意書を締結し、次の金額及び未執行の補助金相当額を相手方に対し支払う。 金122,254,492円</p> <p>(2) 令和4年度分の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務に係る経費について、年度協定書を締結し、概算払により支払う。</p> <p>(3) 相手方が保有する積立金について、返還義務がないことを確認する。</p> <p>(4) 相手方は積立金について、足立区立新田さくら保育園に限らず、足立区内における保育事業のために使用するよう努める。</p> <p>(5) 区は、相手方に対し、積立金の使用について意見を述べる事ができるものとし、相手方は、区の意見を尊重するものとする。</p> <p>(6) 相手方は区に対し、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、積立金の使用時期、使用額、使用目的、その他の使用状況について、6か月ごとに書面により報告するものとする。ただし、上記期間を経過後も積立金が残存する場合、相手方は引き続き6か月ごとに、積立金の使用時期、使用額、使用目的、その他の使用状況について、区に対し書面により報告するものとする。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議会の議決が得られた際には、和解を成立させる。</p>

【別紙：これまでの経緯】

日付	経過
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 足立区公設民営保育園の管理運営経費については、指定管理者との協定に基づき私立保育園と同一の基準により支払っている。 2 執行残額が生じた場合は、管理業務運転資金として翌年度以降に繰り越すことができ、これを積立金として指定管理者が保有してきた。 3 指定管理者との協定書上、管理運営経費は公設民営保育園の管理運営業務以外に使用することができないことから、指定管理者は積立金を収益とすることができない。 4 しかし、区への積立金の返還等について定めがなく、取り扱いの不明確な積立金が積みあがる状況となった。 5 そのため、区は各指定管理者に対し、積立金のうち退職給付引当金や賞与引当金を控除した額について返還を求めるとともに、委託料の執行残額を指定管理者の収益とすることができる新たな年度協定書への移行を提案した。
令和2年 8月末まで	指定管理者13事業者のうち9事業者と積立金の一部返還及び新たな年度協定書の合意が成立した。
9月8日	区より社会福祉法人じろう会を含めた事業者(全4事業者)に対し、積立金返還に係る民事調停の申立てを実施
令和3年4月～ 令和4年3月	区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書の案を送付するなど、締結に向けた協議を行うものの、法人からは請求書の送付にとどまり、年度協定書が締結できず、管理運営委託料の支出も行えず。
令和4年 1月25日	社会福祉法人じろう会との民事調停不成立（他2事業者については和解成立、1事業者については協議継続）
5月31日	令和3年度分の支払可能期限を過ぎたため、支払が不能となる。
6月	社会福祉法人じろう会を除いた残りの1事業者とも和解案がまとまり、和解が成立していないのは1法人のみとなる。
6月～9月	<p>区より社会福祉法人じろう会に対し、以下について再三にわたり求めるものの、委託料が支払われていないことを理由に拒否される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度からの新事業者に対する引継ぎ 2 令和3年度における足立区立新田さくら保育園の管理運営業務の履行状況に係る業務評価 <p>足立区立新田さくら保育園へ内定を出した児童について、委託料の支払を受けていないことを理由に受入れを拒否される。</p>
9月14日	区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書の締結等を求める民事調停の申立てを実施（9月9日区長専決処分）
10月2日	足立区立新田さくら保育園保護者説明会を実施
10月19日	区議会において、専決処分について報告及び承認を受ける。
11月8日 ～ 12月22日	5回にわたり民事調停期日を設定して協議を実施し、和解内容についてまとまった。

第7号議案

「令和4年度足立区一般会計第10号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「令和4年度足立区一般会計第10号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について

「令和4年度足立区一般会計第10号補正予算（案）」について、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 9 日

件 名	「令和 4 年度足立区一般会計第 1 0 号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、予算案の作成にあたり足立区長より意見を求められた。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 予算名 令和 4 年度足立区一般会計第 1 0 号補正予算（案）</p> <p>2 主な内容 P 2 1～2 2 のとおり</p>
今後の方針	

令和4年度教育関係第10号補正予算（案）について

(1) 一般会計（歳入）

科 目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
13	分担金及び負担金	990,587	49,622	1,040,209
	1 負担金	990,587	49,622	1,040,209
14	使用料及び手数料	343,297	△ 24,521	318,776
	1 使用料	343,297	△ 24,521	318,776
15	国庫支出金	9,887,843	397,773	10,285,616
	1 国庫負担金	8,657,494	276,405	8,933,899
	2 国庫補助金	1,228,225	121,368	1,349,593
	3 国庫委託金	2,124	0	2,124
16	都支出金	7,208,040	141,103	7,349,143
	1 都負担金	3,646,990	120,464	3,767,454
	2 都補助金	3,555,738	19,916	3,575,654
	3 都委託金	5,312	723	6,035
17	財産収入	20,130	△ 1,738	18,392
	1 財産運用収入	20,025	△ 1,738	18,287
	2 財産売払収入	105	0	105
18	寄付金	6,505	64,302	70,807
	1 寄付金	6,505	64,302	70,807
19	繰入金	9,431,199	△ 707,395	8,723,804
	1 基金繰入金	9,431,199	△ 707,395	8,723,804
21	諸収入	287,699	36,530	324,229
	3 貸付金元利収入	61,183	14,826	76,009
	5 雑入	226,516	21,704	248,220
歳 入 合 計		28,175,300	△ 44,324	28,130,976

(2) 一般会計（歳出）

科 目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
2	総務費	3,237,943	△ 411,126	2,826,817
	1 総務管理費	3,237,943	△ 411,126	2,826,817
3	民生費	30,268,592	396,002	30,664,594
	2 児童福祉費	30,268,592	396,002	30,664,594
7	教育費	38,023,600	6,702,326	44,725,926
	1 教育総務費	7,284,406	6,670,375	13,954,781
	2 小学校費	15,085,645	△ 577,712	14,507,933
	3 中学校費	8,673,749	△ 411,956	8,261,793
	4 校外施設費	251,377	2,859	254,236
	5 幼稚園費	3,620,929	△ 29,506	3,591,423
	6 社会教育費	2,820,146	1,058,653	3,878,799
	7 社会体育費	287,348	△ 10,387	276,961
歳 出 合 計		71,530,135	6,687,202	78,217,337

4足政財発第688号
令和5年1月27日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第1回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 令和4年度足立区一般会計第10号補正予算(案)
- 2 令和5年度足立区一般会計当初予算(案)

第 8 号議案

「令和 5 年度足立区一般会計当初予算（案）」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「令和 5 年度足立区一般会計当初予算（案）」に関する教育委員会の意見について

「令和 5 年度足立区一般会計当初予算（案）」について、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 9 日

件 名	「令和 5 年度足立区一般会計当初予算（案）」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、予算案の作成にあたり足立区長より意見を求められた。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 予算名 令和 5 年度足立区一般会計当初予算（案）</p> <p>2 主な内容 P 26～29 のとおり</p>
今後の方針	

令和5年度教育関係当初予算(案)について

(1)一般会計(歳入)

単位：千円

科 目		令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	増減	増減率
款	項				
13 分担金及び負担金		958,556	990,587	△ 32,031	△ 3.2%
	1 負担金	958,556	990,587	△ 32,031	△ 3.2%
14 使用料及び手数料		349,236	343,297	5,939	1.7%
	1 使用料	349,236	343,297	5,939	1.7%
15 国庫支出金		9,471,904	9,717,860	△ 245,956	△ 2.5%
	1 国庫負担金	8,459,668	8,657,494	△ 197,826	△ 2.3%
	2 国庫補助金	1,011,054	1,059,966	△ 48,912	△ 4.6%
	3 国庫委託金	1,182	400	782	195.5%
16 都支出金		7,651,914	6,894,000	757,914	11.0%
	1 都負担金	3,716,552	3,646,990	69,562	1.9%
	2 都補助金	3,929,421	3,246,296	683,125	21.0%
	3 都委託金	5,941	714	5,227	732.1%
17 財産収入		56,802	20,130	36,672	182.2%
	1 財産運用収入	56,502	20,025	36,477	182.2%
	2 財産売払収入	300	105	195	185.7%
18 寄付金		7,894	6,505	1,389	21.4%
	1 寄付金	7,894	6,505	1,389	21.4%
19 繰入金		5,911,701	9,438,433	△ 3,526,732	△ 37.4%
	1 基金繰入金	5,911,701	9,438,433	△ 3,526,732	△ 37.4%
21 諸収入		188,392	207,699	△ 19,307	△ 9.3%
	3 貸付金元利収入	63,420	61,183	2,237	3.7%
	5 雑入	124,972	146,516	△ 21,544	△ 14.7%
22 特別区債		1,531,000	0	1,531,000	皆増
	2 教育債	1,531,000	0	1,531,000	皆増
歳 入 合 計		26,127,399	27,618,511	△ 1,491,112	△ 5.4%

(2)一般会計(歳出)

単位：千円

科 目		令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	増減	増減率
款	項				
02 総務費		4,154,701	2,952,152	1,202,549	40.7%
	1 総務管理費	4,154,701	2,952,152	1,202,549	40.7%
03 民生費		31,036,725	29,881,513	1,155,212	3.9%
	2 児童福祉費	31,036,725	29,881,513	1,155,212	3.9%
07 教育費		40,774,710	37,512,069	3,262,641	8.7%
	1 教育総務費	9,077,383	7,179,091	1,898,292	26.4%
	2 小学校費	12,172,886	14,831,564	△ 2,658,678	△ 17.9%
	3 中学校費	11,282,384	8,608,873	2,673,511	31.1%
	4 校外施設費	287,637	243,078	44,559	18.3%
	5 幼稚園費	4,490,967	3,571,459	919,508	25.7%
	6 社会教育費	3,070,992	2,791,384	279,608	10.0%
	7 社会体育費	392,461	286,620	105,841	36.9%
歳 出 合 計		75,966,136	70,345,734	5,620,402	8.0%

(3) 債務負担行為

No.	事 項 名	期 間	限 度 額
1	東湊江小学校仮設校舎賃借	令和5年度から 令和8年度まで	1,023,000千円
2	東湊江小学校の仮設校舎移転に伴う物品移転	令和5年度から 令和6年度まで	10,000千円
3	東綾瀬中学校の新校舎移転に伴う物品移転	令和5年度から 令和6年度まで	12,000千円
4	東綾瀬中学校新築工事に伴う什器等購入	令和5年度から 令和6年度まで	120,000千円
5	郷土博物館常設展示改修業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	223,578千円
6	郷土博物館書籍等物品保管倉庫賃借	令和6年度から 令和6年度まで	11,516千円
7	郷土博物館美術資料保管倉庫賃借	令和6年度から 令和6年度まで	11,722千円
8	中央本町地域学習センター物品保管倉庫賃借	令和6年度から 令和6年度まで	5,148千円
9	梅田八丁目複合施設設計業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	301,000千円
10	やよい図書館大規模改修に伴う書架・雑誌架の更新	令和5年度から 令和6年度まで	29,040千円
11	中央図書館一部業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	407,230千円
12	足立区学力定着に関する総合調査委託	令和5年度から 令和6年度まで	48,763千円
13	足立はばたき塾委託	令和6年度から 令和6年度まで	31,528千円
14	英語マスター講座委託	令和5年度から 令和6年度まで	19,328千円
15	旧江北小学校校舎等の解体工事	令和6年度から 令和6年度まで	326,940千円
16	北鹿浜小学校校舎等の解体工事	令和6年度から 令和6年度まで	357,220千円
17	鹿浜西小学校校舎等の解体工事	令和6年度から 令和6年度まで	346,236千円
18	第三上沼田保育園新築工事設計委託	令和6年度から 令和6年度まで	28,880千円
19	こども支援センターげんき竹の塚教育相談事務室等賃借	令和6年度から 令和10年度まで	56,552千円
20	足立区こども未来創造館の管理運営	令和5年度から 令和6年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
21	足立区西新井文化ホールの管理運営	令和5年度から 令和6年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
22	足立区文化芸術劇場の管理運営	令和5年度から 令和10年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
23	足立区生涯学習センターの管理運営	令和5年度から 令和10年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
24	足立区舎人地域学習センター・図書館の管理運営	令和5年度から 令和10年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
25	足立区保塚地域学習センター・図書館の管理運営	令和5年度から 令和10年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
26	足立区総合スポーツセンターの管理運営	令和5年度から 令和10年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
27	足立区竹の塚温水プール及び足立区竹の塚体育館の管理運営	令和5年度から 令和10年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
28	足立区千寿本町小学校温水プールの管理運営	令和5年度から 令和10年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
29	足立区當平野運動場の管理運営	令和5年度から 令和10年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
30	足立区立鋸南自然の家の管理運営	令和5年度から 令和10年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費

(4) 特別区債（教育関連予算）

(単位:千円)

No.	起債の目的	事業の概要	当初予算の内容	限度額		
				令和4年度	令和5年度	増減
1	校舎建設	区立中学校の改築事業に係る起債	東綾瀬中学校改築 1,531,000	0	1,531,000	1,531,000

4足政財発第688号
令和5年1月27日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第1回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 令和4年度足立区一般会計第10号補正予算(案)
- 2 令和5年度足立区一般会計当初予算(案)

第 9 号議案

「学校 I C T 追加分無線アクセスポイント及び画像伝送装置等の購入（R 4 債務）について」に関する教育委員会の意見について上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「学校 I C T 追加分無線アクセスポイント及び画像伝送装置等の購入（R 4 債務）について」に関する教育委員会の意見について「学校 I C T 追加分無線アクセスポイント及び画像伝送装置等の購入（R 4 債務）について」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

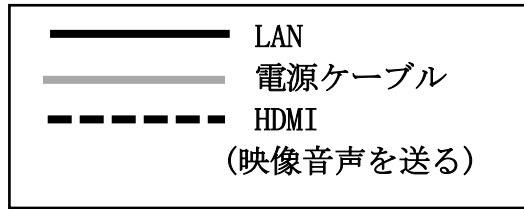
（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

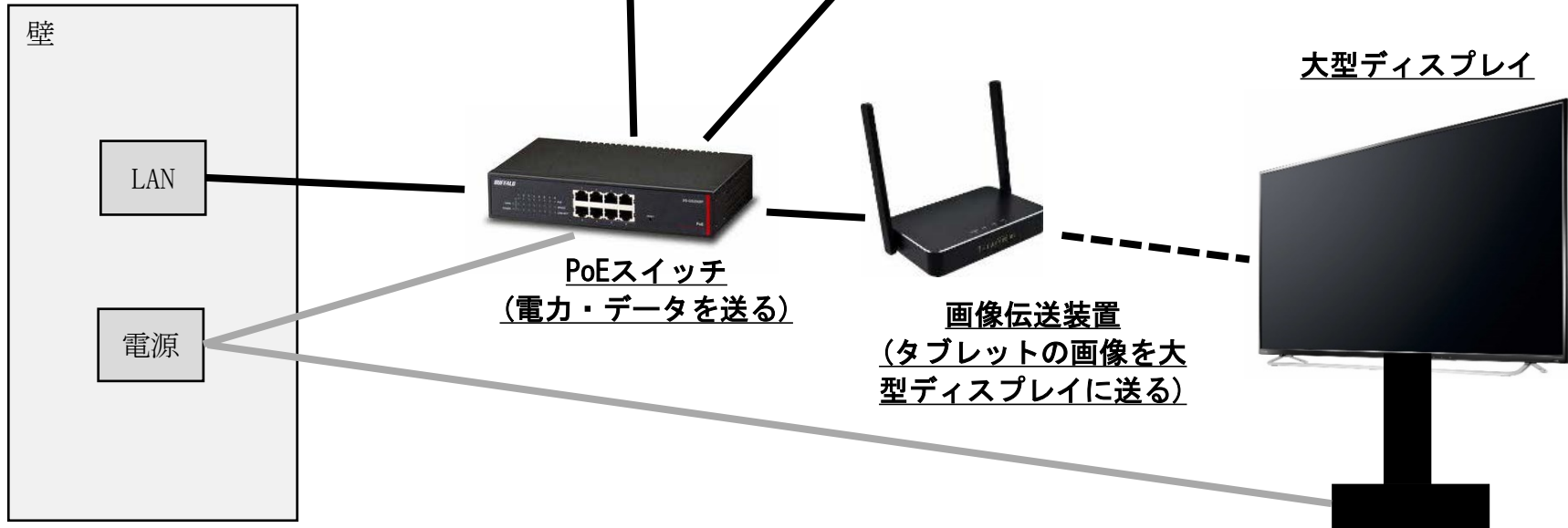
第 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 9 日

件 名	「学校 I C T 追加分無線アクセスポイント及び画像伝送装置等の購入（R 4 債務）について」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 契約の相手方 東日本電信電話株式会社 東京事業部 執行役員東京事業部長 熊谷 敏昌 東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号</p> <p>2 契約金額 5 6 3, 3 1 0, 0 0 0 円（落札率 6 8. 3 0 %）</p> <p>3 入札方法 公募型指名競争入札</p> <p>4 入札番号 第 9 5 9 号</p> <p>5 予定価格 8 2 4, 8 0 3, 5 3 7 円（事後公表）</p> <p>6 入札参加事業者数 6 者（辞退 3 者、不参 1 者）</p> <p>7 入札日・開札日 令和 5 年 1 月 1 7 日</p> <p>8 納 期 限 令和 5 年 9 月 2 9 日</p> <p>9 納 入 場 所 政策経営部情報システム課指定場所</p> <p>10 契約内容 学校 I C T 追加分無線アクセスポイント及び画像伝送装置等を購入する。 (1) 無線アクセスポイント 3, 5 8 3 台 (2) 画像伝送装置 4 2 9 台 (3) ディスプレイ及びディスプレイスタンド 4 6 1 台 (4) P o E スイッチ（電力・データを送る機器）、各種 L A N ケーブル、 H D M I ケーブル（映像・音声を送るケーブル）等</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	



教室内 機器設置 イメージ



4 足総契発第 1 7 7 4 号
令和 5 年 1 月 2 6 日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 5 年第 1 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 学校 I C T 追加分無線アクセスポイント及び画像伝送装置等の購入 (R 4 債務) について

件 名	「足立区教育振興ビジョン」の修正について																		
所管部課名	教育指導部教育政策課																		
内 容	<p>足立区教育振興ビジョンについて、別添資料1のとおり修正したため報告する。</p> <p>1 教育振興ビジョン点検・評価委員からの提言を反映 成果指標と活動指標のつながり（アウトプットが低いアウトカムが高い）を再検討</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>成果指標：<u>年度目標値を達成</u> むし歯のある就学前児童（年長児）の割合</p> <p>活動指標（既存）：<u>年度目標値を大幅に未達</u> 年少児から給食後の歯みがき（毎日）に取り組む園の数</p> <p>活動指標（追加）：<u>委員の助言により追加</u> 歯科健診で治療・相談が必要な子ども（年少児～年長児）のうち、医療機関を受診した子どもの割合</p> <p>【設定理由】 むし歯予防や重症化予防に向けた歯科健診後の医療機関受診が現在69%程度と成果指標の目標値達成に寄与していると考えられるため。</p> </div> <p>2 施策5-戦略2「家庭教育支援の充実」及び戦略3「社会的自立に必要な力の育成・支援」の記載の充実</p> <p>(1) 戦略2「家庭教育支援の充実」 家庭教育事業を整理し、以下の取り組みとそれに応じた指標を追記</p> <p>ア 家族ふれあいの日</p> <table border="1" data-bbox="507 1514 1385 1691"> <thead> <tr> <th></th> <th>指標名</th> <th>R6目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成果</td> <td>「あだち家族ふれあいの日」利用者数</td> <td>103,300人</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>あだち家族ふれあいの日に関する家族への啓発活動（SNS投稿回数）</td> <td>12回</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 親子科学体験講座</p> <table border="1" data-bbox="507 1776 1385 2056"> <thead> <tr> <th></th> <th>指標名</th> <th>R6目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成果</td> <td>親子科学体験講座参加者アンケートで「今回の体験から、これからも新しいことにチャレンジしてみようと思った」と回答した方の割合</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>親子科学体験講座実施回数</td> <td>36回 【延べ360名】</td> </tr> </tbody> </table>		指標名	R6目標値	成果	「あだち家族ふれあいの日」利用者数	103,300人	活動	あだち家族ふれあいの日に関する家族への啓発活動（SNS投稿回数）	12回		指標名	R6目標値	成果	親子科学体験講座参加者アンケートで「今回の体験から、これからも新しいことにチャレンジしてみようと思った」と回答した方の割合	80%	活動	親子科学体験講座実施回数	36回 【延べ360名】
	指標名	R6目標値																	
成果	「あだち家族ふれあいの日」利用者数	103,300人																	
活動	あだち家族ふれあいの日に関する家族への啓発活動（SNS投稿回数）	12回																	
	指標名	R6目標値																	
成果	親子科学体験講座参加者アンケートで「今回の体験から、これからも新しいことにチャレンジしてみようと思った」と回答した方の割合	80%																	
活動	親子科学体験講座実施回数	36回 【延べ360名】																	

(2) 戦略3「社会的自立に必要な力の育成・支援」

若年者支援の取り組みが令和5年度から本格的に開始することに伴い、以下の取り組みとそれに応じた指標を追記

ア 高校生世代の居場所型学習支援事業

	指標名	R6目標値
成果	高校生世代の居場所型学習支援の利用者アンケート回答者の内、「ここでの経験を今後にかけて、困難なことがあっても夢や希望の実現に向かって、チャレンジしてみようと思う」に肯定的な回答をした利用者の割合	80%
活動	高校生世代の居場所型学習支援事業の年間利用登録者数	45人

イ 足立ミライゼミ

	指標名	R6目標値
成果	足立ミライゼミを受講し、第一志望の大学(※1)に合格した生徒の割合 ※1 入塾基準である志望先としての国公立大学、私立大学(早稲田、慶應、GMARCH等)の内、本人が第一に志望する大学 ※2 令和7年度に卒業生が出るため本指標の目標値は令和7年度のものとなる	70% (※2)
活動	足立ミライゼミの全講座の平均出席率	80%

3 取り組みや指標の見直し等

事業の終了に伴う指標の見直しや行政評価等との整合性を図るために指標を変更するなどその他の修正

今後の方針

今回修正したビジョンは令和5年度修正版として、文教委員会へ報告するとともに、区ホームページに掲載する。
また、追加した指標の点検・評価については令和6年度より実施していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	足立区 I C T教育推進の基本方針の修正について																								
所管部課名	教育指導部学校 I C T推進担当課																								
内 容	<p>1 修正の趣旨 令和3年度に、児童・生徒一人一台端末の整備が完了し、家庭への持ち帰りでの活用や新たなデジタル教材の導入が進んだことから、現状に即した基本方針への一部修正を行った。</p> <p>2 今回の主な修正内容及び令和6年度の目標値</p> <p>(1) 学校 I C T活用促進協議会からの意見による修正 教員の活用状況を測ることができる指標に変更 【目標値】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">旧</td> <td style="width: 70%;">【活動】 I C T機器 (デジタル) と従来の教具 (アナログ) を効果的に組み合わせた授業の実施に困難を感じている教員の割合</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新</td> <td>【活動】 教員用タブレット端末等を使用して授業を実施した教員の割合</td> <td style="text-align: center;">小 100% 中 100%</td> </tr> </table> <p>(2) 校内の活用から持ち帰りでの活用に進展</p> <p>ア 情報モラル教育に関する指標の新設 【目標値】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center;">新</td> <td style="width: 70%;">【成果】 タブレット活用のルールや生活面のマナーが身につけている児童・生徒の割合</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">小 100% 中 100%</td> </tr> <tr> <td>【活動】 情報モラルについての授業やその他の取り組みを実施した教員の割合</td> <td style="text-align: center;">小 100% 中 100%</td> </tr> </table> <p>イ タブレット端末持ち帰りに関する指標の新設 【目標値】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; text-align: center;">新</td> <td style="width: 70%;">【成果・再掲】 区学力調査での通過率</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">小 85% 中 70%</td> </tr> <tr> <td>【活動】 児童・生徒にタブレット端末を家庭に持ち帰らせ、課題に取り組ませた教員の割合</td> <td style="text-align: center;">小 100% 中 100%</td> </tr> </table> <p>(3) 新たなデジタル教材の導入 新たなデジタル教材の導入に伴う指標の変更 【目標値】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">旧</td> <td style="width: 70%;">【活動】 授業で児童・生徒に学習用アプリケーション (eライブラリ) を活用させた教員の割合</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新</td> <td>【活動】 算数・数学の授業において、A Iドリルでつまずきの多かった問題の解説を行った教員の割合</td> <td style="text-align: center;">小 100% 中 100%</td> </tr> </table>			旧	【活動】 I C T機器 (デジタル) と従来の教具 (アナログ) を効果的に組み合わせた授業の実施に困難を感じている教員の割合	/	新	【活動】 教員用タブレット端末等を使用して授業を実施した教員の割合	小 100% 中 100%	新	【成果】 タブレット活用のルールや生活面のマナーが身につけている児童・生徒の割合	小 100% 中 100%	【活動】 情報モラルについての授業やその他の取り組みを実施した教員の割合	小 100% 中 100%	新	【成果・再掲】 区学力調査での通過率	小 85% 中 70%	【活動】 児童・生徒にタブレット端末を家庭に持ち帰らせ、課題に取り組ませた教員の割合	小 100% 中 100%	旧	【活動】 授業で児童・生徒に学習用アプリケーション (eライブラリ) を活用させた教員の割合	/	新	【活動】 算数・数学の授業において、A Iドリルでつまずきの多かった問題の解説を行った教員の割合	小 100% 中 100%
旧	【活動】 I C T機器 (デジタル) と従来の教具 (アナログ) を効果的に組み合わせた授業の実施に困難を感じている教員の割合	/																							
新	【活動】 教員用タブレット端末等を使用して授業を実施した教員の割合	小 100% 中 100%																							
新	【成果】 タブレット活用のルールや生活面のマナーが身につけている児童・生徒の割合	小 100% 中 100%																							
	【活動】 情報モラルについての授業やその他の取り組みを実施した教員の割合	小 100% 中 100%																							
新	【成果・再掲】 区学力調査での通過率	小 85% 中 70%																							
	【活動】 児童・生徒にタブレット端末を家庭に持ち帰らせ、課題に取り組ませた教員の割合	小 100% 中 100%																							
旧	【活動】 授業で児童・生徒に学習用アプリケーション (eライブラリ) を活用させた教員の割合	/																							
新	【活動】 算数・数学の授業において、A Iドリルでつまずきの多かった問題の解説を行った教員の割合	小 100% 中 100%																							
今後の方針	各施策に設定されている指標の進捗評価は、外部有識者等で構成する足立区学校 I C T活用促進協議会等で毎年行い、結果を公表するとともに、適宜取り組み内容や指標の見直しを行っていく。																								

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	学校メール配信システムに代わる新アプリの導入について
所管部課名	教育指導部学校ICT推進担当課
内 容	<p>学校から保護者への連絡ツールとして利用している「学校メール配信システム」がサービス終了となるため、新アプリ「C4th Home & School」を令和5年度に導入する（<u>令和5年度当初予算が可決した場合に導入</u>）。</p> <p>1 新アプリの主な新機能</p> <p>(1) 学校からの <u>お便りをペーパーレス化</u> して保護者に配信できる。</p> <p>(2) 保護者から <u>欠席連絡を学校へ送信</u> できる。</p> <p>(3) 教員が <u>タブレットを使って教室で欠席連絡を確認</u> できる。</p> <p>(4) 校務支援システムとの連携により、<u>欠席連絡を校務支援システムの出席簿へ自動反映</u> する（令和5年10月頃の実装予定）。</p> <p>2 既存の学校メール配信システムについて</p> <p>令和5年5月1日以降は利用不可となる（4月まで利用可）。</p> <p>3 保護者への周知について</p> <p>保護者に対しては、学校メール配信システムのサービス終了、及び令和5年度当初予算が可決した場合の新アプリ導入について、以下のとおり周知していく。</p> <p>ア 学校を通じたお知らせの配付</p> <p>イ 足立区ホームページ「あだち学校 ICT 情報ひろば」への掲載</p> <p>※ 今後の発信予定 「あだち教育だより」4月号への掲載</p> <p>4 モデル校による試験運用について</p> <p>新アプリの運用方法を検証するため、令和5年4月の導入に先立ち、モデル校（鹿浜五色桜小、綾瀬小、花畑西小、千寿青葉中、第十四中、鹿浜菜の花中の6校）で2月から試験運用を開始している。</p> <p>5 今後のスケジュール（予定）</p> <p>令和5年3～4月 モデル校以外で事前準備・アカウント登録等を実施 (登録後、順次運用開始)</p> <p>令和5年10月 欠席連絡の自動反映開始</p>
今後の方針	モデル校による試験運用の検証結果を踏まえ、全校での導入を進めていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	教職員のリモートワークにおける校務支援システムの対応について
所管部課名	教育指導部学校ICT推進担当課
内 容	<p>現在、教職員が在宅で校務支援システムを利用できるようにするための対応を進めている。進捗状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 リモートワーク対応の目的</p> <p>(1) 勤務時間外に学校へ行くことなく校務や情報共有ができるようにすることで、教職員が個々に抱える育児や介護等の諸事情を業務と両立させ、柔軟で効率的な働き方を促進する。</p> <p>(2) 災害や感染症等により、教職員が学校へ出勤できなくなる事態が発生した場合に、学校教育に必要な業務を継続させる。</p> <p>2 リモートワークに対応する校務支援システムの内容</p> <p>学校から寄せられた要望を踏まえ、以下の機能をリモートワークに対応させることとした。</p> <p>(1) 校務支援機能（成績や指導要録等に関する機能） <例>ア 指導要録の作成・修正 イ 通知表・調査書の作成・修正 等</p> <p>(2) グループウェア機能（連絡や情報共有のための機能） <例>ア 掲示板の閲覧・作成 イ 個人連絡（メール）の閲覧・送信 等</p> <p>3 セキュリティ対策</p> <p>情報漏洩・不正アクセス等を防ぐため、以下の対策を施した仕組みを構築する。</p> <p>(1) 掲示板や個人連絡に添付された <u>ファイルを編集したり</u>、自己所有パソコンに <u>保存したりすることは不可</u>とする。</p> <p>(2) ID・パスワードに加え、使用できるパソコンの限定（証明書認証）等による <u>二要素認証を行う</u>。</p> <p>4 システム対応時期（予定） 令和5年9月</p> <p>5 個人情報保護審議会による承認</p> <p>本件については、令和4年10月17日の個人情報保護審議会で承認された（諮問第475号）。</p>
今後の方針	運用ガイドラインを整備して教職員に利用ルールを周知し、リモートワーク対応の準備を進める。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	小学校低学年におけるA I ドリルの試行利用について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	<p>小学3年生から中学3年生までを対象に利用しているA I ドリル「<small>キ ュ ビ ナ</small>Q u b e n a」に関して、小学1・2年生の試行利用を行い、以下のとおり令和6年度以降に向けた効果検証を行う。</p> <p>1 試行利用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>2 対象学年及び教科 小学1・2年生 国語・算数 ※ 現在、小学3年生から中学3年生までは5教科で利用</p> <p>3 検証項目 (1) 授業や放課後補習、家庭学習等での活用状況、平均解答数を見取り、他学年との比較 (2) 端末操作の習熟状況等を含めて、紙の教材活用時との児童の様子の変容 (3) 基礎学力の定着に効果的であるかについて、低学年担当の学級担任からの意見集約</p> <p>4 試行利用にかかる経費について 教材提供事業者のサービスにより無償（令和6年3月まで）</p> <p>5 今後の見通し 令和5年度に効果検証を行うとともに、令和6年度以降の本格利用を検討していく。</p>
今後の方針	

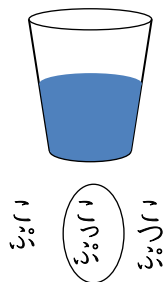
教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

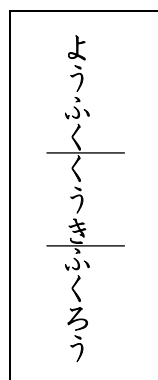
件 名	M I Mデジタル版の導入について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	<p>これまで当区では、小学校低学年の特殊音節や語彙指導を中心に、M I Mを用いた指導で児童の「流暢な読み」の獲得を支援してきた。</p> <p>今後、M I Mを用いた指導の更なる充実を図るため、当初予算案の議決が得られた際には、従来の紙教材に加え、令和5年4月からM I Mデジタル版を全小学校に導入する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>M I M : Multilayer Instruction Model (多層指導モデル) の略語で、特殊音節等でのつまずきの予防・早期解消に向けた指導により、文字や語句を正しく読んだり、書いたりすることを目指す指導モデル。(問題例は、42ページを参照)</p> </div> <p>1 導入教材 学びポケット「M I Mデジタル版」</p> <p>2 導入目的 (1) 授業や放課後の空き時間、家庭学習など様々な場面でタブレットを活用し、個に応じたきめ細やかな指導を実現する。 (2) 児童個々の学習状況を踏まえた、個に応じて出題される問題に取り組ませることで、効果的な読みの獲得に繋げる。</p> <p>3 教材の特長 (1) 視覚化や音声化された <u>I C T機器特有のヒント</u> を利用できる。 (2) 児童の学習状況を踏まえ、一人ひとりに <u>最適な問題</u> が出題される。 (3) 指導者の支援がなくても、<u>児童が自力で取り組むことができる</u>。</p> <p>4 期待される効果 (1) 休み時間や放課後補習、家庭学習等の様々な場面で活用できるため、児童が隙間時間で <u>より多くの問題に取り組むことができる</u>。 (2) 学習状況により最適な問題が出題されるため、<u>効率的に苦手を解消</u> することができる。 (3) 教材準備に時間がかからず、解いた問題は自動で採点されるため、<u>教員の負担を軽減</u> することができる。</p> <p>5 活用促進 以下の取組により、各校での有効活用を図っていく。 ア 教材の特長を踏まえた「活用マニュアル」の作成 イ 教員研修等の場で活用事例の共有</p>

《参考》M I Mの問題例

① 特殊音節（正しい読みを選択する問題）



② 語彙（単語ごとに正しい位置で区切る問題）



【特殊音節の例】

ア 拗音 「きゃ」 「きゅ」 「きょ」 など

イ 長音 「かあさん」 「くうき」 など

ウ 促音 「こっふ」 「いっさつ（一冊）」 など

エ 撥音 「ん」 「ン」

今後の方針

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	実用英語技能検定受験費用補助制度の導入について																														
所管部課名	教育指導部学力定着推進課																														
内 容	<p>実用英語技能検定受験費用補助制度について、当初予算案の議決が得られた際には、令和5年4月から以下のとおり導入する。</p> <p>1 目的 英検取得という学習目標を生徒に持たせることで、生徒の学習意欲の維持・向上と進学に向けた学習気運の醸成を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 補助対象者 区立中学校に通う第3学年の生徒</p> <p>(2) 補助回数 生徒1人につき、1回を上限とする</p> <p>(3) 公費による補助割合 全額補助（生徒の自己負担なし）</p> <p>(4) 補助対象の級 3級以上</p> <p>(5) 実施会場 英検協会が運営する「本会場」又は各学校が運営する「準会場」のいずれかで受験する生徒に対しても、補助の対象とする。</p> <p>《参考》 実施会場・級ごとの受験費用一覧（1人あたり単位：円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施会場</th> <th colspan="3">受験する級</th> </tr> <tr> <th>一次</th> <th>二次</th> <th>3級</th> <th>準2級</th> <th>2級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本会場</td> <td>本会場</td> <td>6,400</td> <td>7,900</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>本会場</td> <td>準会場</td> <td>6,000</td> <td>7,500</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>準会場</td> <td>本会場</td> <td>4,700</td> <td>5,700</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td>準会場</td> <td>準会場</td> <td>4,300</td> <td>5,300</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 本事業における活動・成果指標の設定について 英語4技能調査をベースとした「授業改善」と本受験費用補助制度による学習意欲向上策により、区全体の生徒の英語力向上を図っていく。そのため、今後の英語施策の指標を次のとおり設定し、PDCAサイクルに基づく継続的な取組としていく。</p>	実施会場		受験する級			一次	二次	3級	準2級	2級	本会場	本会場	6,400	7,900	8,400	本会場	準会場	6,000	7,500	8,000	準会場	本会場	4,700	5,700	6,400	準会場	準会場	4,300	5,300	6,000
実施会場		受験する級																													
一次	二次	3級	準2級	2級																											
本会場	本会場	6,400	7,900	8,400																											
本会場	準会場	6,000	7,500	8,000																											
準会場	本会場	4,700	5,700	6,400																											
準会場	準会場	4,300	5,300	6,000																											

指標	指標名	上段:R6 目標値
		下段:R4 現状値
活動 指標 1	学習意識調査において、「英語の授業で、原稿などの準備をすることなく、自分の考えや気持ちを英語で伝え合う活動をしている。」に肯定的な回答をした生徒の割合	65.0%
		53.7%
活動 指標 2	学習意識調査において、「英語の授業で、自分の考えや気持ちを伝え合う活動を行った後には、伝え合った内容（自分の考えや気持ち）を英語で書く活動をしている。」に肯定的な回答をした生徒の割合	60.0%
		48.2%
成果 指標	CEFR A1レベル（英検3級相当）の生徒の割合	55.0%
		49.8%
今後の方針		

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	学習者用デジタル教科書アンケート結果および実証事業への参加について
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>1 学習者用デジタル教科書アンケート結果 教員の自由記述を重視してアンケートを実施したところ、以下の結果であった。今後、文部科学省や教科書会社にフィードバックし改善を促していく。</p> <p>(1) 外国語・英語 ア 音声、動画、アニメーションのコンテンツが学習効果を上げることに役立った。 イ 家庭学習での音読の課題に児童・生徒が意欲的に取り組んでいた。</p> <p>(2) 算数・数学 ア 図形の単元では、書き込み機能や作図の動画、アニメーションの活用が児童・生徒の理解促進や意欲の高揚などに役立った。 イ 図形以外の単元では活用が難しいところがある。</p> <p>2 令和5年度実証事業への参加 英語については活用スキルをさらに上げるため、算数・数学についてはさらに改善を進めるため、引き続き実証事業への参加を各校に促す。</p> <p>(1) 対象 小学校5・6学年、中学校全学年</p> <p>(2) 科目 ア 英語 必須、国が全校無償配付 イ 算数・数学 希望校のみ、全国で半数の学校に国が無償配付 希望校が国の無償配付の学校数を上回った場合は区費で配付</p> <p>3 令和6年度以降の国の方針 ア 英語については、令和6年度から小学校第5学年から中学校第3学年の全員に提供する。(費用負担は国からまだ明示されていない。) イ その他の教科については段階的に提供する。 ウ 当面はデジタル教科書と紙の教科書を併用する。</p>
今 後 の 方 針	区ホームページ、学校だより、学校ホームページ、公開授業を通じ、デジタル教科書を活用した授業について広くPRしていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	図書館を使った調べる学習コンクールの全国コンクール結果について																																																
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課																																																
内 容	<p>1 審査結果 () は昨年度実績</p> <p>(1) 入賞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width: 50%;">全国受賞者総数</th> <th style="width: 50%;">足立区受賞者数</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">32 (29)</td> <td style="text-align: center;">0 (0)</td> </tr> </table> <p>(2) 入選</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">全国受賞者数</th> <th style="width: 50%;">足立区受賞者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">優良賞</td> <td style="text-align: center;">134 (126)</td> <td style="text-align: center;">5 (1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">奨励賞</td> <td style="text-align: center;">258 (242)</td> <td style="text-align: center;">20 (11)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">佳作</td> <td style="text-align: center;">1,256 (1,179)</td> <td style="text-align: center;">148 (142)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 作品一覧 (優良賞5作品、奨励賞20作品)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">賞</th> <th style="width: 60%;">作品名</th> <th style="width: 30%;">学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">優良賞</td> <td>トンボ おや?くう中でとまったぞ!</td> <td>島根小1年</td> </tr> <tr> <td>「みにくいアヒルの子」のお話で白鳥のたまごがアヒルの巣になぜあったのか?</td> <td>中川東小2年</td> </tr> <tr> <td>食品ロスをしらべたよ</td> <td>千寿桜小2年</td> </tr> <tr> <td>私、ゴミ拾いをしました!! ～色々知れるよ!! ゴミのこと～</td> <td>千寿桜小3年</td> </tr> <tr> <td>キミの長所よく見せて! ネイチャーテクノロジーの世界</td> <td>中川東小5年</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">奨励賞</td> <td>スッキリ! なぜあいさつをしないといけないの!? 生活とあいさつについて</td> <td>千寿本町小2年</td> </tr> <tr> <td>トマトの大けんきゅう</td> <td>東伊興小2年</td> </tr> <tr> <td>お兄ちゃん 取扱説明書</td> <td>江北小3年</td> </tr> <tr> <td>点字ブロックを学べば小学生でもできることが見つかった!</td> <td>千寿第八小3年</td> </tr> <tr> <td>わたしコオロギを食べる!!</td> <td>千寿第八小3年</td> </tr> <tr> <td>ナナフシのナナフシギ</td> <td>湊江第一小3年</td> </tr> <tr> <td>妖怪について調べてみ妖! 実は、妖怪は未来につながっていたの怪?</td> <td>千寿第八小3年</td> </tr> <tr> <td>脳って最高におもしろい 光って、すごい!! 光にささえられて生きている!!!</td> <td>舎人小4年 千寿本町小4年</td> </tr> </tbody> </table>		全国受賞者総数	足立区受賞者数	32 (29)	0 (0)		全国受賞者数	足立区受賞者数	優良賞	134 (126)	5 (1)	奨励賞	258 (242)	20 (11)	佳作	1,256 (1,179)	148 (142)	賞	作品名	学 校	優良賞	トンボ おや?くう中でとまったぞ!	島根小1年	「みにくいアヒルの子」のお話で白鳥のたまごがアヒルの巣になぜあったのか?	中川東小2年	食品ロスをしらべたよ	千寿桜小2年	私、ゴミ拾いをしました!! ～色々知れるよ!! ゴミのこと～	千寿桜小3年	キミの長所よく見せて! ネイチャーテクノロジーの世界	中川東小5年	奨励賞	スッキリ! なぜあいさつをしないといけないの!? 生活とあいさつについて	千寿本町小2年	トマトの大けんきゅう	東伊興小2年	お兄ちゃん 取扱説明書	江北小3年	点字ブロックを学べば小学生でもできることが見つかった!	千寿第八小3年	わたしコオロギを食べる!!	千寿第八小3年	ナナフシのナナフシギ	湊江第一小3年	妖怪について調べてみ妖! 実は、妖怪は未来につながっていたの怪?	千寿第八小3年	脳って最高におもしろい 光って、すごい!! 光にささえられて生きている!!!	舎人小4年 千寿本町小4年
全国受賞者総数	足立区受賞者数																																																
32 (29)	0 (0)																																																
	全国受賞者数	足立区受賞者数																																															
優良賞	134 (126)	5 (1)																																															
奨励賞	258 (242)	20 (11)																																															
佳作	1,256 (1,179)	148 (142)																																															
賞	作品名	学 校																																															
優良賞	トンボ おや?くう中でとまったぞ!	島根小1年																																															
	「みにくいアヒルの子」のお話で白鳥のたまごがアヒルの巣になぜあったのか?	中川東小2年																																															
	食品ロスをしらべたよ	千寿桜小2年																																															
	私、ゴミ拾いをしました!! ～色々知れるよ!! ゴミのこと～	千寿桜小3年																																															
	キミの長所よく見せて! ネイチャーテクノロジーの世界	中川東小5年																																															
奨励賞	スッキリ! なぜあいさつをしないといけないの!? 生活とあいさつについて	千寿本町小2年																																															
	トマトの大けんきゅう	東伊興小2年																																															
	お兄ちゃん 取扱説明書	江北小3年																																															
	点字ブロックを学べば小学生でもできることが見つかった!	千寿第八小3年																																															
	わたしコオロギを食べる!!	千寿第八小3年																																															
	ナナフシのナナフシギ	湊江第一小3年																																															
	妖怪について調べてみ妖! 実は、妖怪は未来につながっていたの怪?	千寿第八小3年																																															
	脳って最高におもしろい 光って、すごい!! 光にささえられて生きている!!!	舎人小4年 千寿本町小4年																																															

賞	作品名	学 校
奨励賞	動物愛護について調べる ～バム（ぼくの犬）とバムの仲間の幸 せを考える～	長門小4年
	知ってる？お金のこと！	竹の塚小4年
	親と子供はなぜ似ているのか	中川東小5年
	フクロウの謎	西新井第一小 5年
	翅を伸ばして綾瀬の空高く飛んで行っ た僕のヤゴたち	綾瀬小5年
	あっ！ もう時間だ 動物も時計が読めるの!?	加平小5年
	寝殿造 研究所	東伊興小6年
	台風被害から考える僕たちの防災 ～足立区編～	弘道小6年
	水の呼吸	竹の塚小6年
	スポーツとケガ ～もうケガをしない為に～	江南中2年
資源になるプラスチックごみ	東綾瀬中3年	

問 題 点 今 後 の 方 針	<ol style="list-style-type: none"> 1 入選（優良賞、奨励賞、佳作）の児童・生徒については、作品名、学 校名等を足立区ホームページ上で紹介する。また、特に優良な作品につ いては、作品の内容を紹介する。 2 区小中研や区立図書館等との連携をさらに深め、よい作品を周知する とともに教員の指導力向上に努め、作品の質の向上を図る。 3 中学校における作品の質を高めていくため、次年度はコンクール開催 の通知を早め、テーマ決めや調べ学習に時間をかけて取り組めるよう 工夫する。
--------------------	--

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	令和4年度「東京都児童・生徒体力・運動能力等調査」の結果について																																																											
所管部課名	教育指導部 教育指導課																																																											
内 容	<p>令和4年度に実施した「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果から見えた足立区の児童・生徒の体力等の現状を、以下のとおり報告する。</p> <p>1 調査対象及び実施期間 全児童・生徒が令和4年4月から令和4年6月までに実施</p> <p>2 調査結果 (1) 令和3年度との足立区内の変化（詳細はP50～58） (プラスマイナス1パーセント以上の差があったもの) (◎改善 ▲低下 ー横ばい)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 目</th> <th colspan="2">小学生</th> <th colspan="2">中学生</th> </tr> <tr> <th>男子</th> <th>女子</th> <th>男子</th> <th>女子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>握力（筋力）</td> <td>ー</td> <td>ー</td> <td>◎ 2.5%</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>上体起こし（筋力・筋持久力）</td> <td>ー</td> <td>ー</td> <td>ー</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈（柔軟性）</td> <td>◎ 1.6%</td> <td>◎ 1.2%</td> <td>ー</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>反復横跳び（敏捷性）</td> <td>ー</td> <td>ー</td> <td>ー</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>20M シャトルラン（全身持久力）</td> <td>ー</td> <td>▲ 2.3%</td> <td>ー</td> <td>▲ 3.4%</td> </tr> <tr> <td>持久走（全身持久力）</td> <td style="background-color: #cccccc;">ー</td> <td style="background-color: #cccccc;">ー</td> <td>ー</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>50M 走（スピード）</td> <td>ー</td> <td>ー</td> <td>ー</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>立ち幅跳び（瞬発力）</td> <td>ー</td> <td>ー</td> <td>ー</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>ソフトボール投げ（巧緻性・瞬発力）</td> <td>▲ 1.1%</td> <td>ー</td> <td style="background-color: #cccccc;">ー</td> <td style="background-color: #cccccc;">ー</td> </tr> <tr> <td>ハンドボール投げ（巧緻性・瞬発力）</td> <td style="background-color: #cccccc;">ー</td> <td style="background-color: #cccccc;">ー</td> <td>ー</td> <td>▲ 1.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 小学生は柔軟性の改善が見られたが、持久力や投力は低下している。筋力や筋持久力、敏捷性やスピード、瞬発力はほぼ横ばいの傾向にある。</p> <p>イ 中学生は、男子は筋力が改善しており、その後は維持できている。女子は、全身持久力や巧緻性、瞬発力に低下がみられる。</p>	種 目	小学生		中学生		男子	女子	男子	女子	握力（筋力）	ー	ー	◎ 2.5%	ー	上体起こし（筋力・筋持久力）	ー	ー	ー	ー	長座体前屈（柔軟性）	◎ 1.6%	◎ 1.2%	ー	ー	反復横跳び（敏捷性）	ー	ー	ー	ー	20M シャトルラン（全身持久力）	ー	▲ 2.3%	ー	▲ 3.4%	持久走（全身持久力）	ー	ー	ー	ー	50M 走（スピード）	ー	ー	ー	ー	立ち幅跳び（瞬発力）	ー	ー	ー	ー	ソフトボール投げ（巧緻性・瞬発力）	▲ 1.1%	ー	ー	ー	ハンドボール投げ（巧緻性・瞬発力）	ー	ー	ー	▲ 1.4%
種 目	小学生		中学生																																																									
	男子	女子	男子	女子																																																								
握力（筋力）	ー	ー	◎ 2.5%	ー																																																								
上体起こし（筋力・筋持久力）	ー	ー	ー	ー																																																								
長座体前屈（柔軟性）	◎ 1.6%	◎ 1.2%	ー	ー																																																								
反復横跳び（敏捷性）	ー	ー	ー	ー																																																								
20M シャトルラン（全身持久力）	ー	▲ 2.3%	ー	▲ 3.4%																																																								
持久走（全身持久力）	ー	ー	ー	ー																																																								
50M 走（スピード）	ー	ー	ー	ー																																																								
立ち幅跳び（瞬発力）	ー	ー	ー	ー																																																								
ソフトボール投げ（巧緻性・瞬発力）	▲ 1.1%	ー	ー	ー																																																								
ハンドボール投げ（巧緻性・瞬発力）	ー	ー	ー	▲ 1.4%																																																								

(2) 都・区平均の比較（詳細はP50～58）

（プラスマイナス1パーセント以上の差があったもの）

（◎改善 ▲低下 –横ばい）

種目	小学生		中学生	
	男子	女子	男子	女子
握力（筋力）	—	—	◎	▲
上体起こし（筋力・筋持久力）	—	—	—	—
長座体前屈（柔軟性）	—	▲	—	▲
反復横跳び（敏捷性）	◎	◎	—	—
20M シャトルラン（全身持久力）	—	◎	▲	▲
持久走（全身持久力）			▲	▲
50M 走（スピード）	—	—	—	—
立ち幅跳び（瞬発力）	—	—	—	▲
ソフトボール投げ（巧緻性・瞬発力）	▲	◎		
ハンドボール投げ（巧緻性・瞬発力）			▲	▲

ア 都平均・区平均とも、一部種目を除き対令和元年度から低下傾向にあり、都と区の動きに大きなかい離は見られない。中学生女子の全体的な体力低下が目立つ。

3 今後の体力向上に向けて

(1) 体を動かす機会の確保

縄跳びやマラソンなど、体を動かす時間と機会を意図的に取り入れ、筋力や持久力の土台から作っていく。

(2) 体力向上推進計画、「投力向上」の取り組み

各学校での児童・生徒の状況から体力向上推進計画を作成し、体育と他教科の授業や休み時間などの時間を通して、投力向上をはじめとした体力向上策を推進していく。

(3) 教員の指導力向上

令和3年度から新規にスタートさせた「体力向上研修」「体育科実技研修会」を通じて効果的な指導法を各校に波及させ、児童・生徒の運動習慣作りや体力向上につなげる。

今後の方針

児童・生徒の体力に関する課題や対策について、校長会、区小研、区中研等と共有・連携をし、課題解決に向けた継続性のある実践を行う。

令和4年度版 小学校の結果

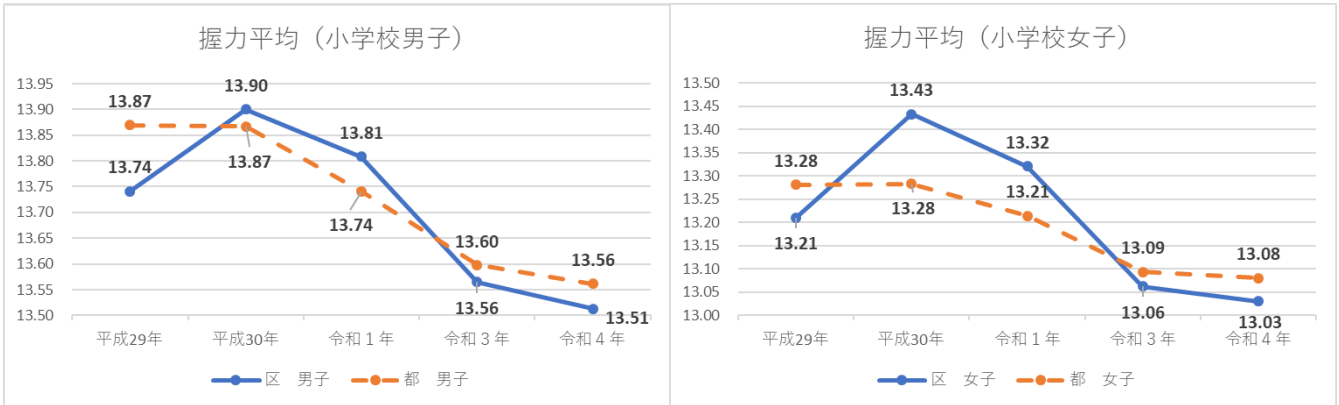
(種目別・男女別) 東京都との経年別比較

実線…区平均値

破線…都平均値

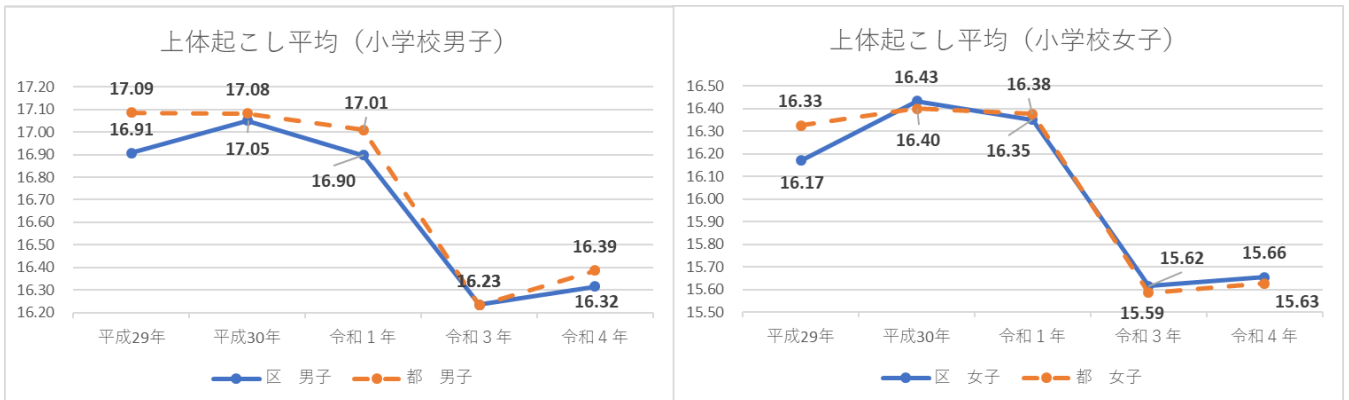
1 小学校

(1) 握力 (筋力)



- ・平成30年と令和元年は、男女共に都の水準を上回っていたが、昨年度に続き今年度も、男女共に都の水準を下回る結果となり、児童の筋力低下が見られた。
- ・区と都の平均値を比較すると、大きな開きは生じていない。

(2) 上体起こし (筋力・筋持久力)



- ・昨年度は、男子が都の平均値と同数であったが、今年度は、男子は都の水準を下回っている。しかし、筋持久力は、男女共にやや上昇の傾向にある。
- ・女子は、平成30年から令和4年にかけて、都の平均値とほぼ横ばいで推移していたが、昨年度からやや上回っている。

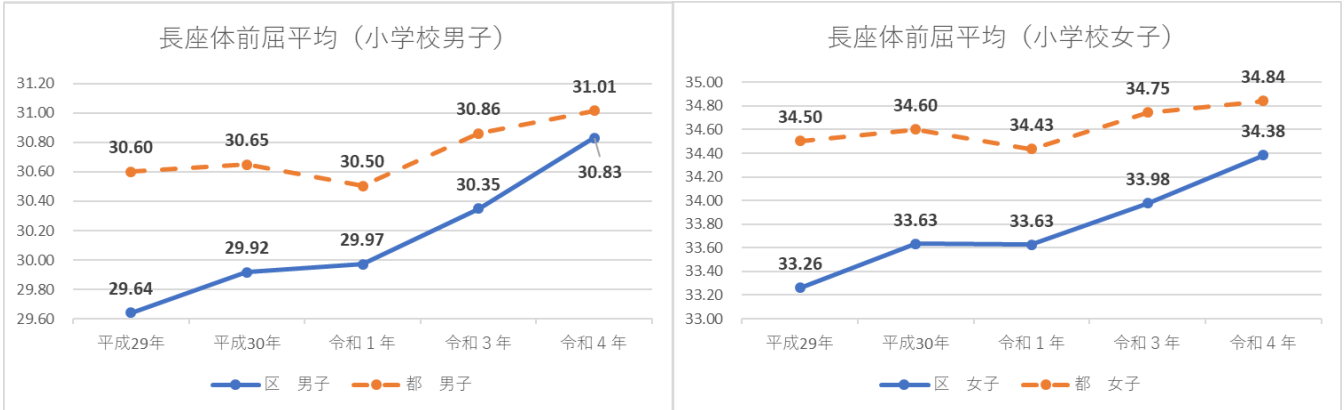
令和4年度版 小学校の結果

(種目別・男女別) 東京都との経年別比較

実線…区平均値

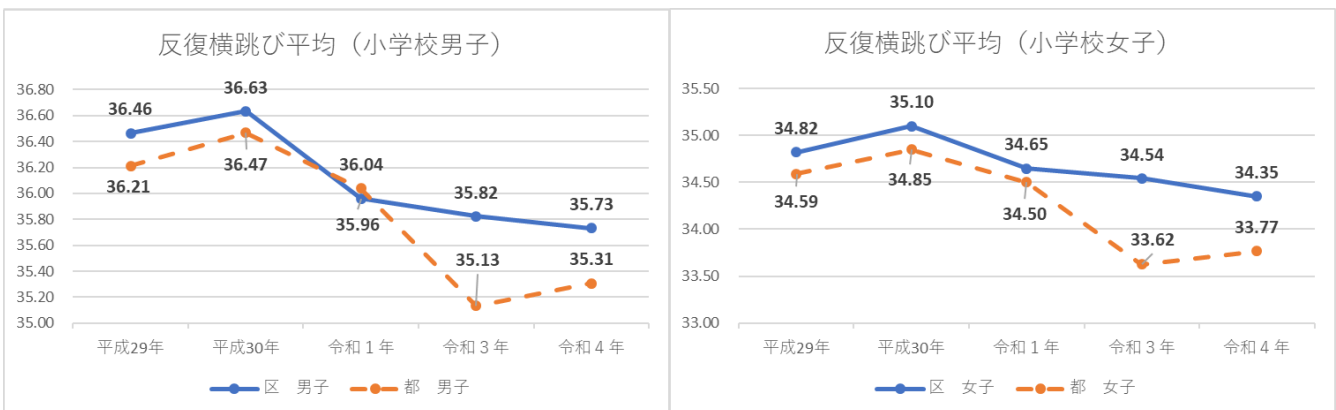
破線…都平均値

(3) 長座体前屈 (柔軟性)



- 平成29年から令和4年にかけて、男女共に都の水準を下回ってはいるものの、男女共に数値自体は上昇傾向にある。
- 女子の平均数値は男子の平均数値と比較して、毎年約3~4cm高い数値を示しており、女子の方が柔軟性に長けていることがわかる。

(4) 反復横跳び (敏捷性)



- 令和3年において、男女共に都の水準を上回った。過去数年間において、本種目においては都の水準を上回る成果が見られ、敏捷性は高い数値を維持している。
- 令和元年から令和3年にかけて、都の平均数値は減少している中、本区でも若干の減少はあるものの横ばいの状態を維持している。

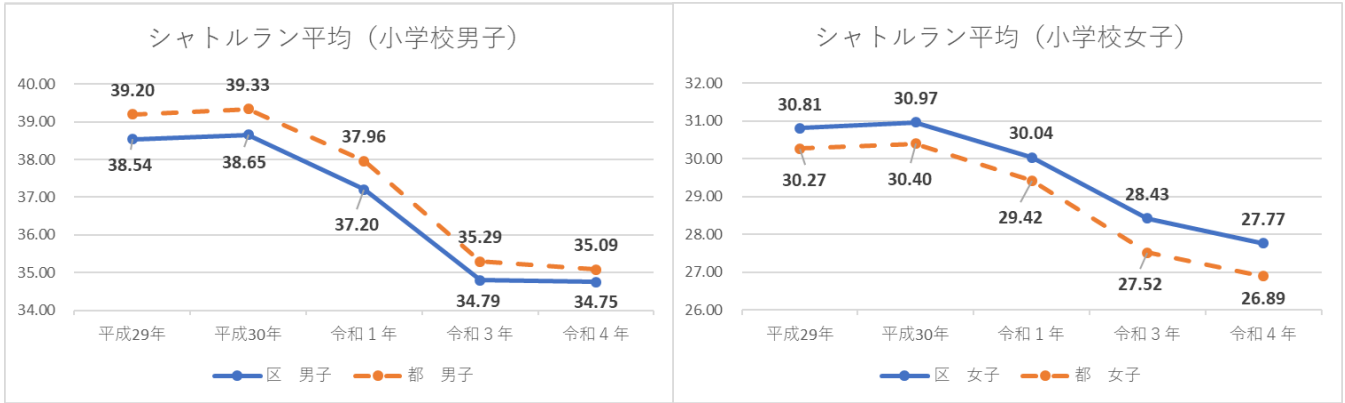
令和4年度版 小学校の結果

(種目別・男女別) 東京都との経年別比較

実線…区平均値

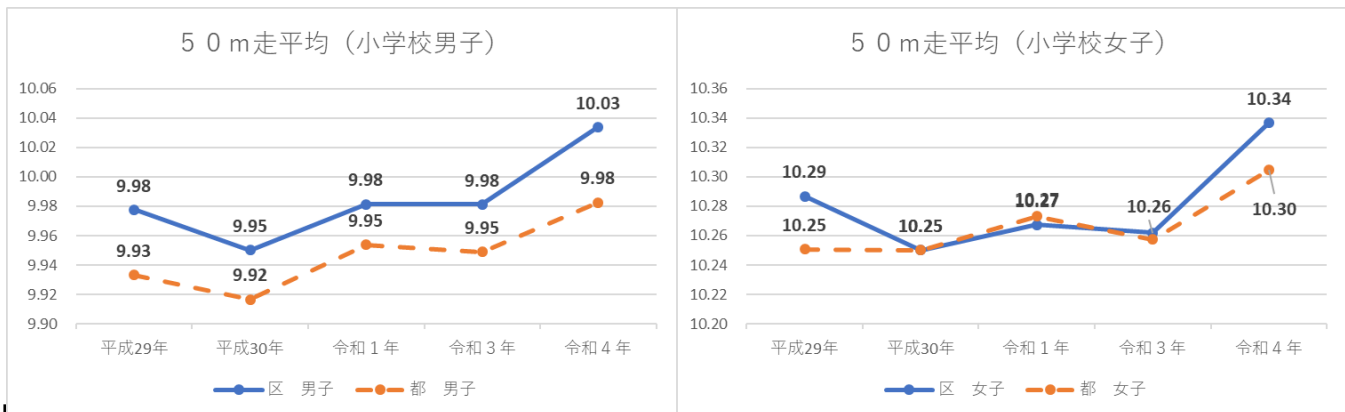
破線…都平均値

(5) 20mシャトルラン (全身持久力)



- ・平成29年から令和4年にかけて、男子は都の水準を下回っている。また、女子は毎年都の水準を上回る数値を維持しているが、令和元年から低下気味である。
- ・令和元年から区の数値は減少傾向にあるものの、都の数値も同様に下がっているため、区と都の間に大きな開きは生じていない。

(6) 50m走 (スピード)



- ・男子は、平成29年から令和4年にかけて、都の水準を下回っているが、都との開きは僅差であり、ほぼ横ばいの状態である。
- ・女子は、平成30年には都の水準に達し、昨年度はまで維持していたが、今年度は下回っている。

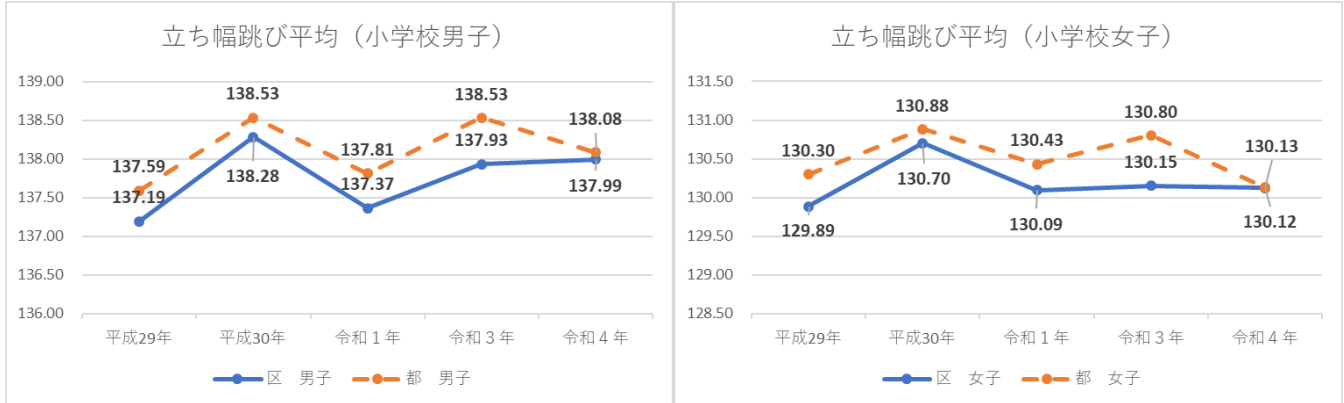
令和4年度版 小学校の結果

(種目別・男女別) 東京都との経年別比較

実線…区平均値

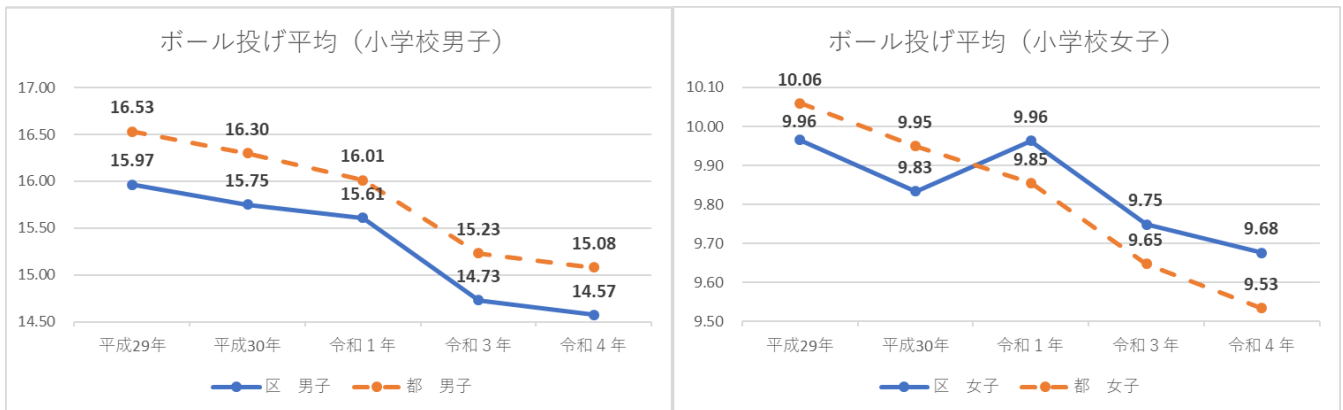
破線…都平均値

(7) 立ち幅とび (瞬発力)



- 平成29年から令和3年にかけて、男女共に都の水準を下回っていたが、今年度は都と同水準である。
- 令和3年から区と都の数値を比較すると、都は男女ともに減少傾向にあるが、男子は上昇傾向にあり、女子は横ばいである。

(8) ソフトボール投げ (巧緻性・瞬発力)



- 男子は、平成29年から令和4年にかけて、平均値が減少傾向にあるが、都も同様に減少傾向が見られ、大きな開きは生じていない。
- 女子は、令和3年の9.75mと令和4年の9.68mと若干数値に減少が見られるものの、都の水準はそれぞれ超えており、令和元年を境にして、都と比較して巧緻性や瞬発力に伸びが見られてきた。

令和4年度版 中学校の結果

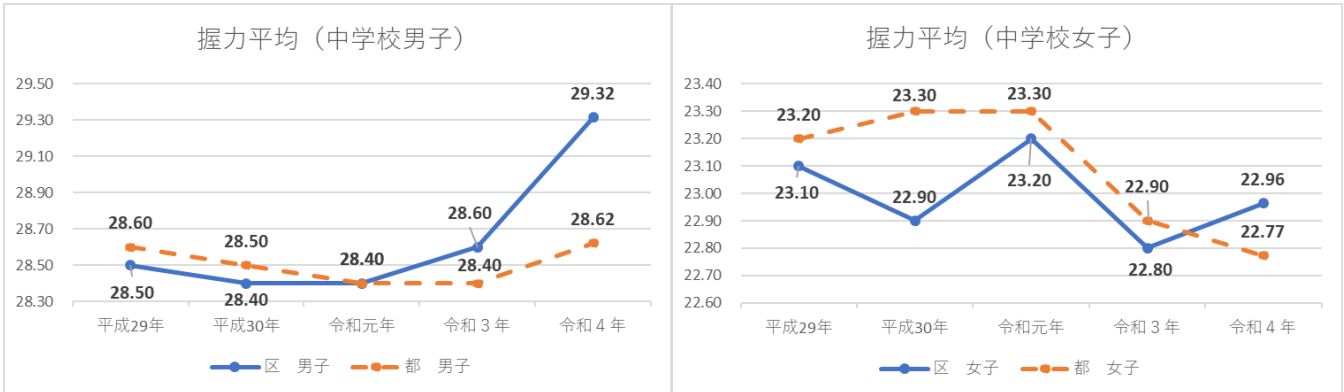
(種目別・男女別) 東京都との経年別比較

実線…区平均値

破線…都平均値

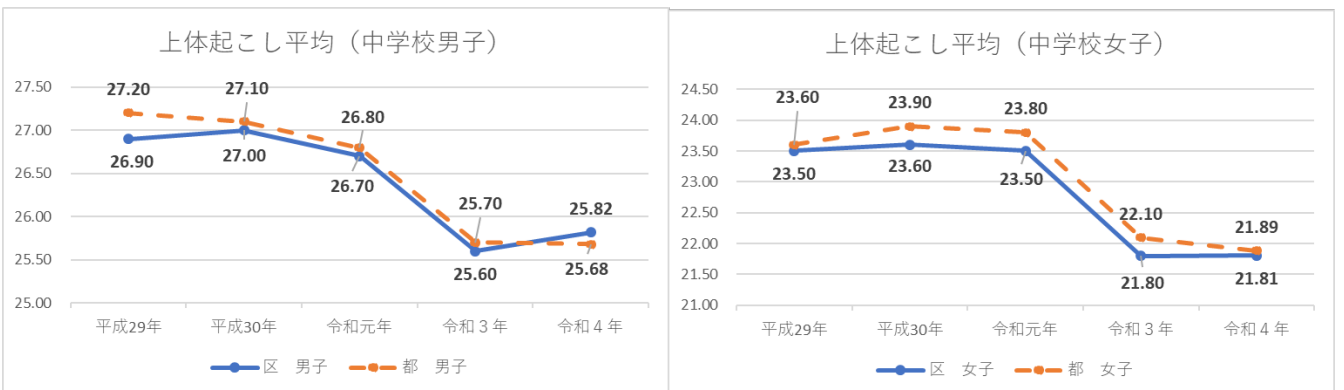
2 中学校

(1) 握力 (筋力)



- ・男子は、平成29年度からほぼ横ばいの状態が継続していたが、今年度は昨年度に続き、都の水準を超えることができ、筋力向上が見られた。
- ・女子は、令和3年と比較して数値が上がり、筋力の向上がみられ、都の水準を上回っている。

(2) 上体起こし (筋力・筋持久力)



- ・男子は、平成30年から数値は低下しているものの、都との開きは0.1cmであり、大きな差は生じていない。今年度、筋力の向上がみられ、都の水準を上回っている。
- ・女子は、平成30年から令和3年にかけて、都の平均値より0.3cmの下回りであるが、都と比較してほぼ同水準で推移している。今年度は都と同水準となっている。

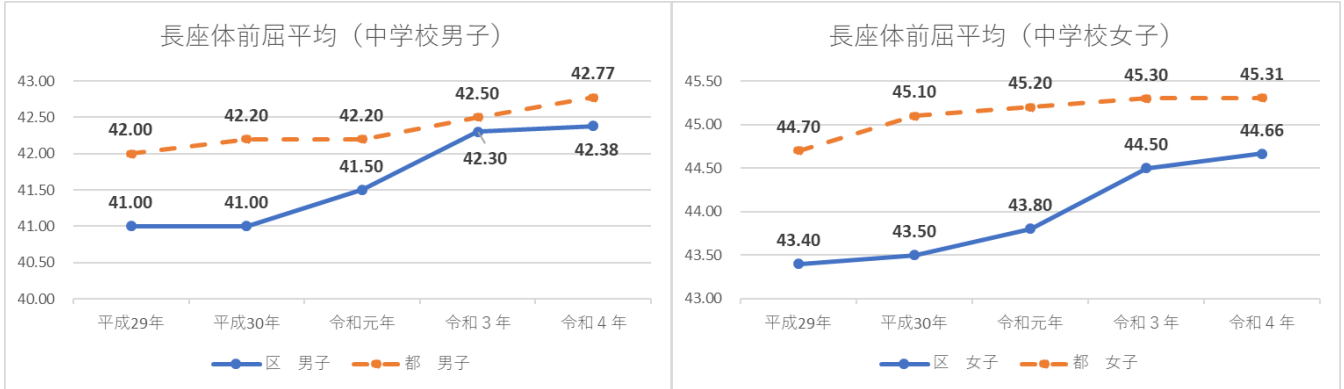
令和4年度版 中学校の結果

(種目別・男女別) 東京都との経年別比較

実線…区平均値

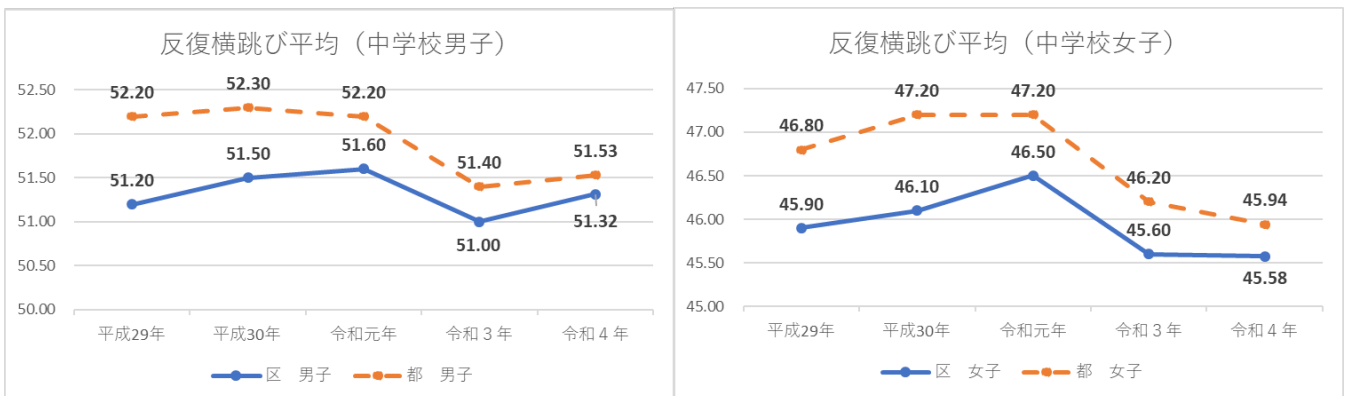
破線…都平均値

(3) 長座体前屈 (柔軟性)



- ・平成29年から令和4年にかけて、男女共に都の平均値を下回ってはいるものの、男女共に数値自体は上昇傾向にある。
- ・女子の平均数値は男子の平均数値と比較して、毎年約2～3cm高い数値を示しており、女子の方が柔軟性に長けている。

(4) 反復横跳び (敏捷性)



- ・平成29年から令和4年にかけて、男女共に都の水準を下回っている。都の数値と比較すると男女共に、差は縮まっており、平均で1回未満の開きで敏捷性に大きな差はない。
- ・男子、女子共に都の水準に迫っており、都との開きは徐々に狭まってきている。

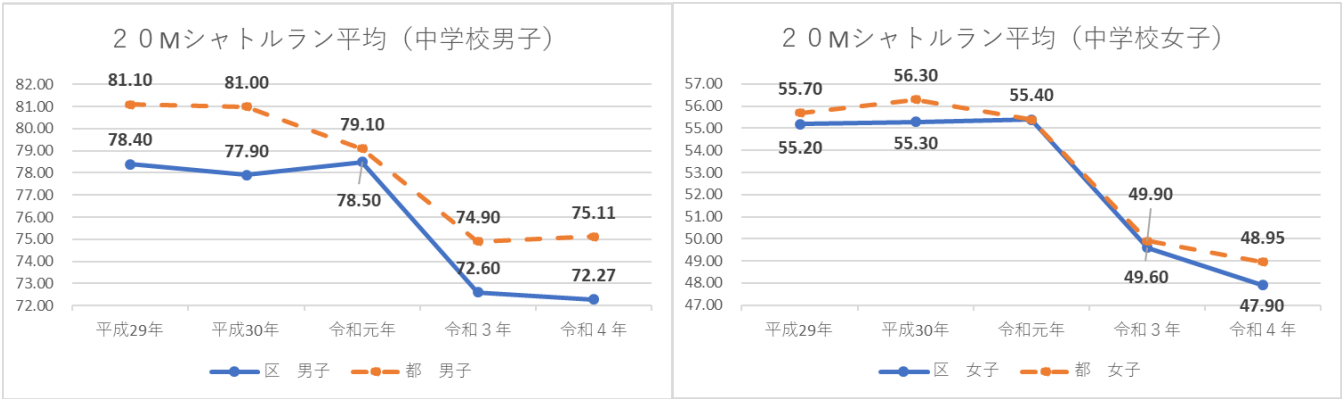
令和4年度版 中学校の結果

(種目別・男女別) 東京都との経年別比較

実線…区平均値

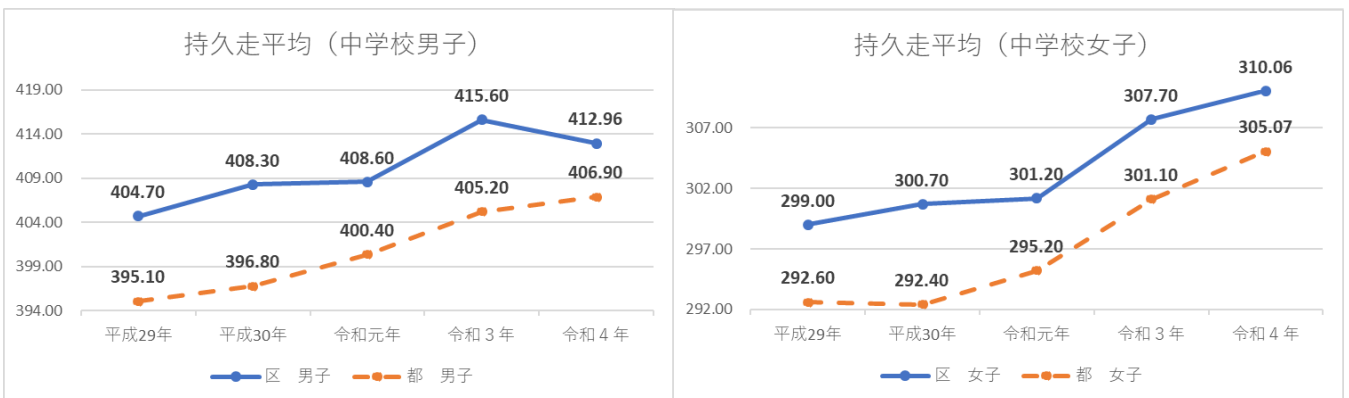
破線…都平均値

(5) 20mシャトルラン (全身持久力)



- 男子は、平成29年から令和4年にかけて、都の水準を下回っており、令和元年と比較しても全身持久力の低下が見られる。
- 女子は、平成29年から令和4年にかけて、都の水準と比較して大きな差は生じていない。しかし、令和元年と令和4年度を比較すると、数値は大きく低下している。

(6) 持久走 (全身持久力)



- 平成29年から令和4年にかけて、男女共に都の水準を下回っているが、男子は全身持久力の向上が見られる。今年度、女子は過去5年間の記録の中では最も全身持久力の低下が見られる数値である。
- 都の水準も下がっているが、男子の方が女子よりも都との差は縮まっている傾向にある。

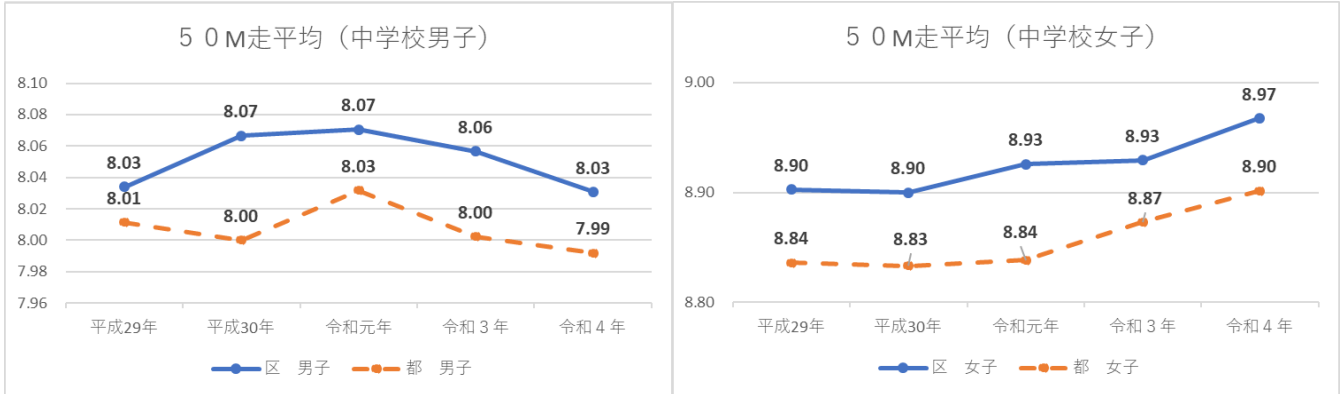
令和4年度版 中学校の結果

(種目別・男女別) 東京都との経年別比較

実線…区平均値

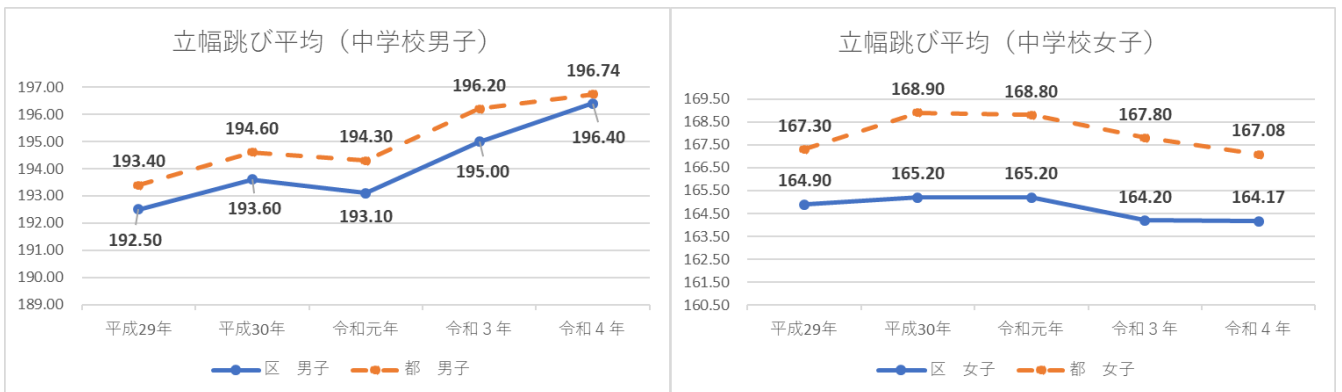
破線…都平均値

(7) 50m走 (スピード)



- ・平成29年から令和4年にかけて、男女共に都の水準を下回っているが、過去5年間の数値を見るとほぼ横ばいの状態である。
- ・都の水準に対して、男女それぞれの平均値は0.1秒以内の僅差となっている。

(8) 立ち幅とび (瞬発力)



- ・平成29年から令和4年にかけて、男女共に都の水準を下回っている。
- ・男子は年々数値が上昇しており、瞬発力の向上が見られ、都の水準に近い位置にある。一方、女子は都の水準と比較すると、過去5年間で3~4cm程の差が生じており、ほぼ横ばい状態である。

令和4年度版 中学校の結果

(種目別・男女別) 東京都との経年別比較

実線…区平均値

破線…都平均値

(9) ハンドボール投げ (巧緻性・瞬発力)



- 男子は、平成30年に都の水準に大きく迫り、その後は僅差で推移をしているが、都の平均値を下回っている状況にある。
- 女子は、平成29年から令和4年にかけて、次第に都の水準に迫っており、巧緻性や瞬発力の向上が見られる状態が続いている。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	足立区版「生命（いのち）の安全教育」の進捗について		
所管部課名	教育指導部教育指導課		
内 容	<p>足立区版「生命（いのち）の安全教育」の進捗について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 授業での取り扱い内容について</p> <p>文部科学省「令和4年度学校等における生命（いのち）の安全教育推進事業」実践校2校（中島根小学校、第十中学校）による研究授業の成果を踏まえて、令和5年度から全区立小中学校において、以下をモデルとした「生命（いのち）の安全教育」の授業を実施する。</p> <p>（1）性犯罪、性暴力、性的接触</p>		
	校種	学年	
	学習内容		
	小学校	第2学年	ア 自他の体の大切さを理解する。 イ プライベートゾーンを守る大切さを理解する。 ウ 体を見られたり、触られたりしたときの対処方法を身に付ける。
		第5学年	ア 自他の心と体の距離感について考える。 イ 相手との対等な関係性を築こうとする態度を身に付ける。 ウ SNSのリスクを理解し、その対処方法を身に付ける。
中学校	第2学年	ア 自他を守る心と体の距離感についての理解を深め、相手を尊重した意思決定への態度を身に付ける。 イ 距離感が守られないとき取るべき行動について理解する。 ウ 性暴力（デートDV、SNS）の例や背景について理解する。 エ 性被害の危険を感じた時の対処方法を身に付ける。	
	第3学年	ア 性感染症について理解する。 イ 中学生としての責任ある行動（性的接触を避ける）を身に付ける。 ウ 性的接触による不可避のリスク（避妊の不確実性、望まない妊娠が体に与える影響）について理解する。 エ 妊娠の兆候を感じた時に、ひとりで抱え込まず、誰かに相談しようとする態度を身に付ける。	

	<p>(2) 食育 特別活動の学級活動や体育・保健体育科等の学習において、「食に関する指導」を実施する際に、発達の段階等に応じて、過度なダイエットの防止にも触れるようにする。</p> <p>(3) その他 「特別の教科 道徳」等において、人との関わり方や互いの距離感について考える時間をつくる等、教科等横断的な指導を行う。</p> <p>2 教員向け啓発リーフレットについて</p> <p>(1) 目的 足立区版「生命（いのち）の安全教育」全校実施に向けて、教員用リーフレット（P 6 1～6 4）を作成、配付することで教職員への啓発を行い、令和5年度からの全校実施を円滑に進める。</p> <p>(2) 配付予定日 令和5年3月末までに配付予定。</p> <p>(3) 規格と部数 A 3 両面刷り 1 枚の規格で4, 0 0 0部作成。（教員、講師に配付）</p> <p>(4) 内容 ア 足立区版「生命の安全教育」の趣旨 イ 足立区版「生命の安全教育」の指導内容 ウ 全体計画のモデル エ 実践例「小学校2学年分・中学校2学年分」 オ 教育長から カ 関連資料</p> <p>3 実践校の報告会について 実践校2校（中島根小学校、第十中学校）が、2月10日の区立小中学校教務担当者連絡会にて、1年間の取組の成果について報告する。</p> <p>4 子ども家庭部との連携 就学までにプライベートゾーンの概念を教えておくことを要請。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>文部科学省による「令和4年度学校等における生命（いのち）の安全教育推進事業」実践校が作成した学習指導案、授業用教材等を取りまとめ、3月末に、作成したリーフレットとともに全区立小中学校に配布する。</p>

足立区版

生命（いのち）の安全教育

生命（いのち）の尊さとすばらしさ

性犯罪の被害者、加害者、傍観者にさせない

自分を尊重し、
大事にすること

相手を尊重し、
大事にすること

一人ひとりが
大事な存在であること

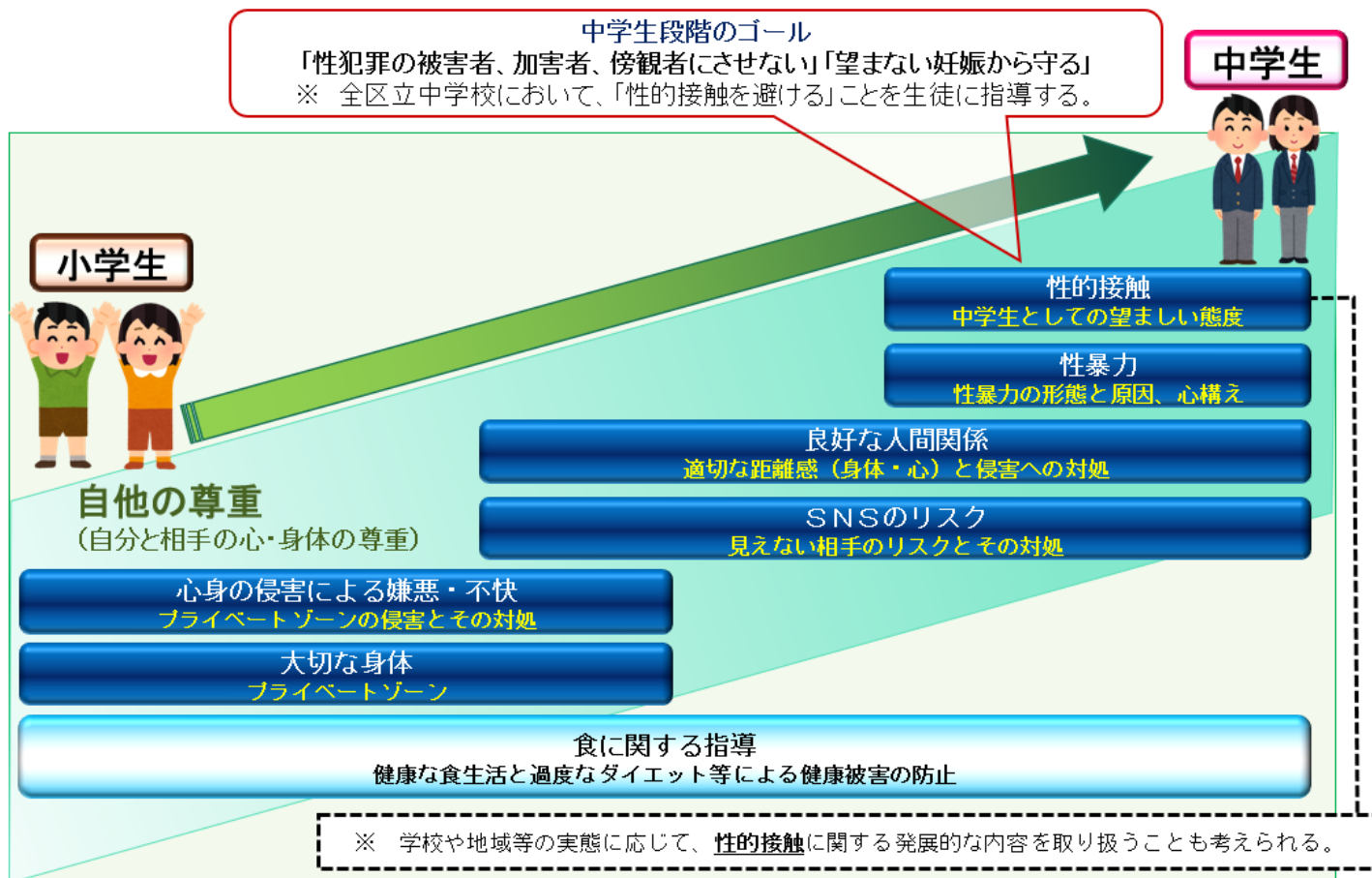


望まない妊娠から守る

足立区版「生命（いのち）の安全教育」の趣旨

「性犯罪の被害者、加害者、傍観者にさせない」「望まない妊娠から守る」を中学生段階のゴールに据え、発達の段階に応じた連続性のある「自他の尊重」と「よりよい人間関係」に関する学びを構成する。

足立区版「生命（いのち）の安全教育」指導内容



全体指導計画モデル

		幼児期	小学校			中学校
		就学前	低学年	中学年	高学年	中学校
目指す幼児、児童、生徒の姿		・自分と相手の体を大切にできる。	・自分と相手の体を大切にすることを身に付ける。 ・性暴力等の被害に遭ったときなどに、適切に対応する力を身に付ける。	・自分と相手の体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付ける。 ・性暴力の被害に遭ったときなどに、適切に対応する力を身に付ける。		・性暴力を生じさせない考え方や態度、万一性暴力に遭ったときの適切な対応などを身に付ける。 ・自他尊重や責任を理解し性的接触を慎む態度を身に付ける。
生命の安全教育の授業	性犯罪・性暴力・性的接触		(全学年 特別活動等)「性犯罪・性暴力に関する指導」 ※ 水泳指導事前指導、長期休業日前の生活指導等			
			(第2学年 特別活動等)「自分だけの大切なところ」	(第4学年 保健体育科)「体の発育・発達」	(第5学年 特別活動等)「心と体の距離感」 「SNSの使用とそのリスク」	(第1学年 保健体育科)「心身の機能の発達と心の健康」 (第2学年 保健体育科等)「大切な心と体を守るために」 (第3学年 保健体育科)「性感染症の予防」
	食育		(全学年 特別活動 体育・保健体育科等)「食に関する指導」 ※ (小学校第3学年 体育科(保健)「健康な生活」) (中学校第2学年 保健体育科「健康な生活と疾病の予防」)等			
その他					(第1学年 道徳科等)「(例)距離感に関する内容」	

【実践例1】中島根小学校（第2学年・特別活動） 題材名「自分だけの大切なところ」

自分の体も他の人の体も大切であることを理解し、特にプライベートゾーンを守ることの大切さについて児童が学びました。

プライベートゾーンに関する絵本等、児童が感情移入しやすい教材を活用することで、児童一人一人が自分事として捉えながら学ぶことができました。

体を触られて嫌な気持ちになる場面について、グループで話し合い、多様な考えを引き出しました。また、その対処法について話し合いを通して、もしもの時のSOSの出し方を知り、性犯罪からの身の守り方を身に付けました。



※授業中の写真を添付予定



【実践例2】中島根小学校（第5学年・特別活動） 題材名「心と体の距離感」 「SNSの使用とそのリスク」



※授業中の写真を添付予定

小学校1年生から4年生の学習で身に付けた、「自分と他の人の体を大切にする」という態度をベースとし、心と体の距離感について新たに考えることができるよう授業を展開しました。

児童は、相手との関係性を対等なものとするのが性暴力の加害者になることを防ぐことにつながるということを学んでいました。

また、スマートフォンを所持する児童が増えてくる小学校高学年の実態に合わせて、SNS等を介した性暴力被害についての理解とその対処方法についても学ぶことができるよう授業を展開しました。

人とのきょうり感が守られないときは、「いやだ」と相手に言おう。その場をはなれよう。安心できる大人に相談しよう。



【実践例3】第十中学校（第2学年・保健体育科） 教材名「大切な心と体を守るために」

生徒のよりよい人間関係を築くために互いに尊重し合うことの必要性をグループで話し合い、心と体の距離感の大切さについて学びました。

また、性暴力（デートDV、SNS）は、性別に関わらず、誰もがその加害者、被害者、傍観者になり得るということについて理解を深めました。

教師が提示した事例を生徒は自分事として捉え、その問題の解決について真剣に話し合う中で、中学生として取るべき具体的な言動について生徒が互いに意見を交わし、対応力を身に付けることができました。



自分と相手を守るもの ～距離感が守られないときは？～

相手が近づいてきたり、体に触られたりして、いやだなと感じたら、自分の距離感が守られていないということです。あなたがいやなことはいやだと言うことができます。

「距離感」を守ろう

自分の距離感を守ろう 相手の距離感を守ろう

相手に会う回数が増えたり、SNSや電話などのやりとりを減らしましょう



- 自分がいやだと感じたことは、いやだと言ってよいです
- 相手がいやだと言ったら、相手の気持ちを受け入れましょう
- いやなときは、相手と距離を置いてみましょう
- 自分の距離感が守られていないときは信頼できる大人に相談しましょう

足立区版「生命（いのち）の安全教育」

中学校（第3学年・保健体育科）

教材名「性感染症の予防～責任ある行動と身の守り方」

足立区独自の取組

足立区の小中学生の実態を踏まえて、中学校第3学年の保健体育科「健康な生活と疾病の予防」において「生命（いのち）の安全教育」を関連付けた授業を実践していきます。

性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないためには、中学生段階で、自身の責任ある行動についての意識を高めることが非常に重要です。また、望まぬ妊娠から生徒を守るために、性的接触による不可避のリスク（「避妊の不確実性」「望まない妊娠が体に与える影響」）や「妊娠の兆候を感じた時にひとりで抱え込まない」ことについて、生徒に確実に指導する必要があります。生徒が問題を自分事として捉え、自身の今後の在り方について深く考えることができるように授業を展開しましょう。



令和5年度からの全校実施について

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫

性犯罪・性暴力は、人の尊厳を著しく踏みにじる行為であるとともに、その心身に長期にわたる重大な影響を及ぼし、決して許される行為ではありません。

「人権と生命を尊重する教育の推進」を掲げている足立区ではありますが、東京都の平均と比較して本区は、10代の妊娠婚姻数が多い状況にあります。問題の解決のためには、「性犯罪の被害者、加害者、傍観者にさせない」「望まない妊娠から守る」を中学生段階でのゴールに据えて、性犯罪・性暴力から児童・生徒を守るための教育を充実させることが必要となります。また、性的接触におけるリスクについて、一人ひとりの生徒が自分事として考え、自他の心と体を大切にすることを育成していくことも重要です。

そこで、令和5年度から全区立小中学校において「足立区版『生命（いのち）の安全教育』」を展開し、発達の段階に応じた連続性のある教育を推進していくことにいたしました。全校実施初年度ということもあり、指導に当たっては各学校で準備等も必要かと思いますが、令和4年度文部科学省事業委託実践校2校の中島根小学校、第十中学校の実践事例と教材をぜひご活用いただき、指導の充実に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

関連資料

独立行政法人教職機構「校内研修シリーズ」

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための
「生命（いのち）の安全教育について」



「生命（いのち）の安全教育」児童・生徒向け
動画教材

<小学校>
低・中学年

<小学校>
高学年

<中学校>



「生命（いのち）の安全教育」
教材、指導の手引き等



ほかの人の体も、自分の体と
同じように大切なんだよ



教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	中学校標準服と校則の見直しの進捗状況について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>1 標準服（えらべる標準服）について</p> <p>(1) 令和5年4月から、区内全中学校において、男女別の区分から動きやすさや防寒性などの機能（タイプ）別の区分に変更し、生徒が自分の着たい標準服を着用する。</p> <p>(2) 地域の方から譲り受けた標準服や、家族が着用していた標準服の着用も可であることを令和5年度新入学生徒入学説明会や令和4年度1・2年生対象保護者会（令和5年3月実施予定）において学校長から生徒、保護者に伝える。</p> <p>(3) 各学校の標準服の詳細はP66～69のとおり。</p> <p>2 校則（生徒（自分）のためになる学校のきまり）について</p> <p>(1) 令和4年11月4日（金）に実施した「令和4年度 足立区中学校代表生徒交流会」において出された主な意見（P70参照）を取りまとめ、共通理解となるよう令和4年11月18日（金）に全校へ情報提供を行った。</p> <p>(2) 「生徒（自分）のためになる学校のきまり」の作成に向け、学級や生徒会、職員会議等で議論を重ね、その結果をPTAや開かれた学校づくり協議会等に周知した。</p> <p>(3) 令和5年3月末までに、「生徒（自分）のためになる学校のきまり」を各学校のホームページに掲載する。</p> <p>3 生徒、保護者への周知について</p> <p>(1) 令和5年度新入学生徒入学説明会（令和5年1月下旬～2月中旬に実施）において「えらべる標準服」と「生徒（自分）のためになる学校のきまり」の内容について改めて紹介、周知した。</p> <p>(2) 令和4年度1・2年生対象保護者会（令和5年3月実施予定）で令和5年4月から運用する「生徒（自分）のためになる学校のきまり」について改めて周知する。</p>
問 題 点 今後の方針	令和5年4月から使用する「生徒手帳」や「生活指導のきまり」等を回収し、記載内容を確認する。

各学校の標準服の詳細

	令和4年度	令和5年度
第一	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス(女性用)
千寿桜堤	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス (女性用、これまで着用していた紺スラックスに加え新たにチェック柄を導入)
千寿青葉	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス(女性用)
第四	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス(女性用)
第五	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス(女性用)
第六	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス(女性用)
第七	詰襟の学生服 ブレザー、スカート	I型：詰襟の学生服 II型：ブレザー、スカート (令和6年度からI型をブレザー、スラックスに変更)
第九	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス(女性用)
第十	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス(女性用)

	令和4年度	令和5年度
第十一	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
第十二	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
第十三	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
第十四	詰襟の学生服 ボレロ	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
江南	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
新田	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
鹿浜菜の花	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
東島根	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
漕江	詰襟の学生服 ブレザー、スカート ブレザー、スラックス（女性用）	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
竹の塚	詰襟の学生服 ブレザー、スカート	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）

	令和4年度	令和5年度
東綾瀬	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
青井	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
花畑	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
蒲原	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
西新井	詰襟の学生服 セーラー服	I型：詰襟の学生服 II型：セーラー服 (紺ポロシャツの着用可)
入谷	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
江北桜	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
伊興	詰襟の学生服 セーラー服	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
花畑北	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）
谷中	詰襟の学生服 セーラー服	I型：詰襟の学生服 II型：セーラー服
花保	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス（女性用）

	令和4年度	令和5年度
栗島	詰襟の学生服 セーラー服 ブレザー	I型：詰襟の学生服 II型：セーラー服 III型：ブレザー
扇	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス(女性用)
加賀	詰襟の学生服 ボレロ	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート (キュロットスカート、短めのスラックスも選択可)
入谷南	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス(女性用)
六月	ブレザー	I型：ブレザー、スラックス II型：ブレザー、スカート III型：ブレザー、スラックス(女性用)

標準服及び髪型に係る主な意見について

1 標準服について

- ア 肌着の色の指定を廃止した。
- イ 靴下を白色無地のみから白・黒・紺・灰色及びワンポイントも可能になった。
- ウ 靴の色が「白のみ」から「白ベース」になった。
- エ 靴下の色、長さ等について検討している。
- オ セーターは学校指定ではないものに変更しようと検討している。
- カ 衣替えの移行期間を廃止し、体温や気温に合わせ、生徒が自ら選択できるよう検討している。

2 髪型について

- ア 髪型で明確な制限がなくなった。
- イ 前髪に関して男女のルールを統一した。
- ウ ツーブロックは一般的で清潔な髪形として許可された。
- エ 頭髪の長さを自由にし、男女のくくりをなくそうと検討している。
- オ 性別に関わらず、ツーブロックなどの髪型について検討している。
- カ 学校生活にふさわしい髪型を自己判断できるよう検討している。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	長期休業中における各種ポスター、図工の作品等の取り扱いについて
所 管 部 課 名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>1 絵具セット・書道セット等の持ち帰りについて 家庭と学校の間を持ち運ぶ児童・生徒の負担軽減と、家庭での学習道具の紛失防止等の理由から、長期休業前の絵の具セット・書道セット等の持ち帰りを各家庭の任意とする。</p> <p>2 長期休業中のポスターや図工の作品等の取扱いについて 長期休業前の絵の具セット・書道セット等の持ち帰りを任意とすることから、これまで毎年区内小・中学校から課題として出されていたポスターや図工の作品等の作成を、児童・生徒による任意の活動とする。</p>
今 後 の 方 針	これまで各所属からの依頼を受けて小・中学校で取りまとめていたポスターや図工の作品等は、今後は学校を経由せず、作成する意志のある児童・生徒、保護者から直接、所管所属に申し込む方式とする。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	中学校部活動の地域移行について									
所管部課名	教育指導部教育指導課									
内 容	<p>令和4年12月27日にスポーツ庁、文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発出された。これに基づき、令和5年度からの部活動の地域移行について、以下のとおり進めていく。</p> <p>1 当初「提言」からの変更点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">令和4年6月 「検討会議提言」</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">令和4年12月 「ガイドライン」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度から 3年間の位置づけ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改革集中期間 ・ 移行の目標期間 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改革推進期間 ・ 地域の実情に合わせて可能な限りの早期実現 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部活の位置づけ・ 地域との関係</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日は部活動ではない ・ 休日の活動を地域に移行 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と地域の連携・協働で生徒の活動の場を整備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地域連携協議会の設置 学校部活動の維持が困難となる前に生徒の活動の場のあり方を検討するため、地域連携協議会（※）の設置を求められていることから、地域のちから推進部と協議の上、令和5年度中に協議会を立ち上げる。</p> <p>※ 地域連携協議会 地域スポーツ・文化振興担当部署、学校担当部署、関係団体、学校等の関係者で構成</p> <p>3 当面の学校部活動の地域連携 部活動指導員等の確保・配置により教員の負担軽減を図る。 土日における部活指導や大会引率などは部活動指導員等が行えるよう環境を整える。</p> <p>4 東京都教育委員会の方針、推進計画 令和5年3月に発出予定</p>		令和4年6月 「検討会議提言」	令和4年12月 「ガイドライン」	令和5年度から 3年間の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改革集中期間 ・ 移行の目標期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改革推進期間 ・ 地域の実情に合わせて可能な限りの早期実現 	部活の位置づけ・ 地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日は部活動ではない ・ 休日の活動を地域に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と地域の連携・協働で生徒の活動の場を整備
	令和4年6月 「検討会議提言」	令和4年12月 「ガイドライン」								
令和5年度から 3年間の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改革集中期間 ・ 移行の目標期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改革推進期間 ・ 地域の実情に合わせて可能な限りの早期実現 								
部活の位置づけ・ 地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日は部活動ではない ・ 休日の活動を地域に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と地域の連携・協働で生徒の活動の場を整備 								
今後の方針	都の方針、推進計画を踏まえると共に、他区の状況も勘案しながら区の実施計画を策定する。									

教 育 委 員 会 報 告

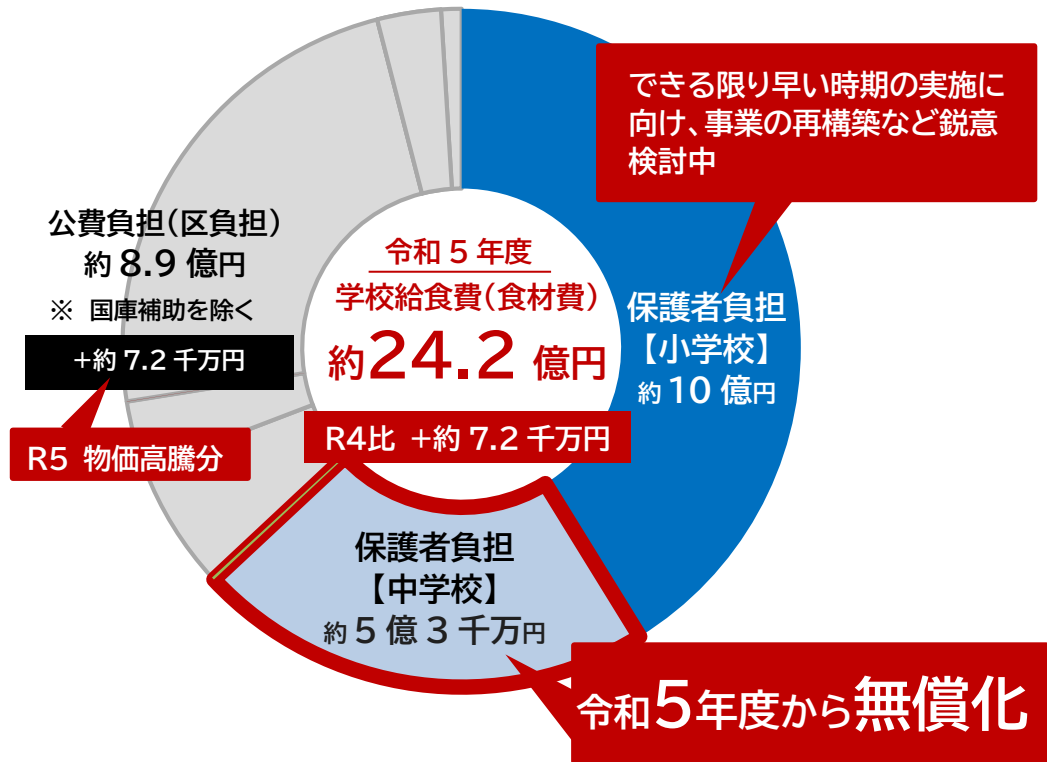
令和5年2月9日

件 名	令和4年度外国人の就学先の把握状況について																																																																	
所 管 部 課 名	学校運営部学務課																																																																	
内 容	<p>外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法が平成31年4月に施行されたことに伴い、令和元年度から、新入学児童・生徒と小学4年生を対象とした就学先の調査を実施している。 令和4年度の外国人の就学先の把握状況について報告する。</p> <p>1 小学校入学者の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 訳</th> <th style="text-align: center;">令和3年度</th> <th style="text-align: center;">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学案内送付人数</td> <td style="text-align: center;">313人</td> <td style="text-align: center;">276人</td> </tr> <tr> <td> 就学申請者</td> <td style="text-align: center;">262人</td> <td style="text-align: center;">253人</td> </tr> <tr> <td> 区立小学校に入学</td> <td style="text-align: center;">238人</td> <td style="text-align: center;">229人</td> </tr> <tr> <td> 申請したが不入学（A）</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td style="text-align: center;">24人</td> </tr> <tr> <td> 就学未申請（B）</td> <td style="text-align: center;">51人</td> <td style="text-align: center;">23人</td> </tr> <tr> <td>調査対象者（A+B）</td> <td style="text-align: center;">75人</td> <td style="text-align: center;">47人</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査対象者 47人の調査結果</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">私立小学校</td> <td style="width: 30%;">1人、</td> <td style="width: 30%;">民族学校</td> <td style="width: 10%;">9人</td> </tr> <tr> <td>特別支援校</td> <td>4人、</td> <td>インターナショナルスクール</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>区外転出</td> <td>20人、</td> <td>出国済み</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>住記消除</td> <td>2人、</td> <td>不 明</td> <td>0人</td> </tr> </table> <p>2 令和4年度小学4年生の状況</p> <p>調査対象者（就学先不明者）2人の調査結果（令和3年度19人）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>出国済み</td> <td>2人、</td> <td>不 明</td> <td>0人</td> </tr> </table> <p>※ 民族学校やインターナショナルスクールに在籍および在籍学校が確認できない小学4年生へ、区立中学校への入学意思の確認を目的とした調査を実施した結果、就学先不明者2名が判明した。</p> <p>3 中学校入学者の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 訳</th> <th style="text-align: center;">令和3年度</th> <th style="text-align: center;">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象外国人数（C）</td> <td style="text-align: center;">207人</td> <td style="text-align: center;">196人</td> </tr> <tr> <td>区立中学校に入学（D）</td> <td style="text-align: center;">157人</td> <td style="text-align: center;">132人</td> </tr> <tr> <td>調査対象者（C-D）</td> <td style="text-align: center;">50人</td> <td style="text-align: center;">64人</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査対象者 64人の調査結果</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">国・都・私立中学校</td> <td style="width: 30%;">38人、</td> <td style="width: 30%;">民族学校</td> <td style="width: 10%;">13人</td> </tr> <tr> <td>インターナショナルスクール</td> <td>2人、</td> <td>出国済み</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>不 明</td> <td>0人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	内 訳	令和3年度	令和4年度	就学案内送付人数	313人	276人	就学申請者	262人	253人	区立小学校に入学	238人	229人	申請したが不入学（A）	24人	24人	就学未申請（B）	51人	23人	調査対象者（A+B）	75人	47人	私立小学校	1人、	民族学校	9人	特別支援校	4人、	インターナショナルスクール	1人	区外転出	20人、	出国済み	10人	住記消除	2人、	不 明	0人	出国済み	2人、	不 明	0人	内 訳	令和3年度	令和4年度	対象外国人数（C）	207人	196人	区立中学校に入学（D）	157人	132人	調査対象者（C-D）	50人	64人	国・都・私立中学校	38人、	民族学校	13人	インターナショナルスクール	2人、	出国済み	11人	不 明	0人		
内 訳	令和3年度	令和4年度																																																																
就学案内送付人数	313人	276人																																																																
就学申請者	262人	253人																																																																
区立小学校に入学	238人	229人																																																																
申請したが不入学（A）	24人	24人																																																																
就学未申請（B）	51人	23人																																																																
調査対象者（A+B）	75人	47人																																																																
私立小学校	1人、	民族学校	9人																																																															
特別支援校	4人、	インターナショナルスクール	1人																																																															
区外転出	20人、	出国済み	10人																																																															
住記消除	2人、	不 明	0人																																																															
出国済み	2人、	不 明	0人																																																															
内 訳	令和3年度	令和4年度																																																																
対象外国人数（C）	207人	196人																																																																
区立中学校に入学（D）	157人	132人																																																																
調査対象者（C-D）	50人	64人																																																																
国・都・私立中学校	38人、	民族学校	13人																																																															
インターナショナルスクール	2人、	出国済み	11人																																																															
不 明	0人																																																																	
今後の方針	本件は、2月の文教委員会に報告予定である。																																																																	

件 名	区立中学校の給食費無償化について				
所 管 部 課 名	学校運営部学務課				
内 容	<p>1人目からでも安心できる子育て環境の充実等を目的とした学校給食費無償化について、予算案の議決を得られた際には、まずは第一段階として「区立中学校の給食費無償化」を以下のとおり実施する。</p> <p>1 開始時期 令和5年4月から</p> <p>2 対象 区立中学校の生徒（約13,800人）</p> <p>3 予算額</p> <table border="1" data-bbox="416 943 1406 1104"> <tr> <td>令和4年度</td> <td>330,530千円（就学援助等含む）</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 新規 +約5.3億円</td> <td>860,687千円（就学援助等含む）</td> </tr> </table> <p>4 令和4年度の区立小・中学校給食費全体の概要 ※ 費用や人数は令和5年1月時点での見込みで算出</p> <p>多子世帯への補助 約7千万円 約950世帯1,900人 第2子約900人 第3子以降約1,000人</p> <p>生活保護・就学援助 約5億円</p> <p>物価高騰支援 約2千4百万円</p> <p>保護者負担【小学校】 約10億円</p> <p>令和4年度 学校給食費(食材費) 約23.5億</p> <p>小学生 約22,400人 (約74%)</p> <p>小学生 約6,900人 中学生 約4,270人</p> <p>中学校 約8千万円</p> <p>小学校 約1億5千万円</p> <p>保護者負担【中学校】 約5億3千万円</p> <p>小学生 約30,300人 中学生 約13,800人</p> <p>保護者負担 約15.3億</p> <p>公費負担(区負担) 約8.2億円</p> <p>平成20年度から実施している保護者負担軽減策</p> <p>中学生 約9,520人 (約69%)</p> <p>※ 保護者負担の人数は、「多子世帯への補助」の第2子半額負担世帯を含む</p>	令和4年度	330,530千円（就学援助等含む）	令和5年度 新規 +約5.3億円	860,687千円（就学援助等含む）
令和4年度	330,530千円（就学援助等含む）				
令和5年度 新規 +約5.3億円	860,687千円（就学援助等含む）				

5 令和5年度の区立小・中学校給食費全体の概要（内訳はP76参照）

※ 上記4を基に算出



6 学校給食費無償化を判断した理由

- (1) 現行の「食材費支援」に対する区民の声
「一人っ子（多子ではない）家庭」や「生活保護・就学援助世帯以外の家庭」に現状では支援が行き届いていない。
- (2) 区立中学校から開始する理由
第一段階として、制服や部活動、高校受験に向けた塾代などの経費がかさむ中学生の家計を支援するため。

※ 国の「子供の学習費調査」より年間の学習費総額の比較
公立小学校 352,566円
↓ (約1.53倍の経費がかかる)
公立中学校 538,799円

7 実施方法

「区立中学校の給食費無償化」に係る経費については各学校に対して補助することで、家庭からの支出や手続きの必要がない方法を検討中

今後の方針

<区立小学校も含めた給食費無償化について>

財政負担は大きいですが、学校給食費無償化は子育て支援策の1つとして継続実施すべき施策と考えるため、早い時期の実施に向けて、事業の再構築など鋭意検討中である。

令和5年度の区立小・中学校給食費全体の内訳

※ 令和5年1月時点での令和4年度見込み経費で試算

1 小・中学校全体

約24.2億円【下記(1)+(2)】		
公費負担 (区負担)	就学援助・生活保護	約5億円(①+②+⑧+⑨)
	25円・31円の補助	約2.3億円(③+⑩)
	多子世帯への補助	約7,000万円(④+⑪)
	上乗せ 物価高騰分の公費負担	約9,600万円(⑤+⑥+⑫+⑬)
	新規 区立中学校の給食費無償化	約5.3億円(⑭)
保護者負担	区立小学校の保護者負担額	約10億円(⑦)

※ 生活保護の国庫補助を除く。

2 内訳

(1) 区立小学校

約15.66億円【約30,300人】(①~⑦)				
内訳	公費負担 (区負担)	既存	就学援助	約2.81億円 ①
			生活保護：区負担分(1/4)	約700万円 ②
			1食あたり25円の補助	約1.5億円 ③
			多子世帯への補助	約6,500万円④
			物価高騰分の公費負担	約1,500万円⑤
		上乗せ	物価高騰分の公費負担 約4,800万円⑥ (R5当初予算予定額は約6,300万円)	
	保護者負担		約10億円 ⑦	

※ 別途、生活保護の3/4は国庫補助(約2,100万円)。

(2) 区立中学校(夜間含む)

約8.6億円【約13,800人】(⑧~⑭)				
内訳	公費負担 (区負担)	既存	就学援助	約2.06億円 ⑧
			生活保護：区負担分(1/4)	約600万円 ⑨
			1食あたり31円の補助	約8,000万円⑩
			多子世帯への補助	約500万円 ⑪
			物価高騰分の支援	約900万円 ⑫
	上乗せ	物価高騰分の公費負担 約2,400万円⑬ (R5当初予算予定額は約3,300万円)		
新規	公費負担	保護者負担→無償化	約5.3億円 ⑭	

※ 別途、生活保護の3/4は国庫補助(約1,800万円)。

※ 無償化に伴い、R5より中学生への「多子世帯への補助」はない。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	あだちっ子歯科健診事業の充実について																									
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課 衛生部 データヘルス推進課																									
内 容	<p>1 課題と方向性 平成27年度よりあだちっ子歯科健診を実施した結果、年少、年中、年長児の全年齢で、むし歯のある子どもの割合は大きく減少してきた。一方、むし歯の本数が多い、未処置のままむし歯が放置されているなど、個別課題も見えてきた。これらの課題解決のため、足立区歯科医師会と検討を重ねた方向性について、以下のとおり報告する。</p> <p>2 歯科健診の見直しについて (1) 現状と対応策 ア 施設通園児における令和3年度歯科健診受診率は98.7% (令和2年度98.6%) と約200人が未受診であった。 ⇒健診日を再度設定する等、欠席児を受診に繋いでいく。 イ 歯科健診医の負担感に合わせた改善が必要である。 ⇒健診実施における必要物品費用も含め、委託料の見直しを行う。</p> <p>(2) 委託料の見直し (案)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現 行</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">単 価</td> <td>601円</td> <td>750円 (+149円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">健診料 (園児一人あたり)</td> <td style="text-align: center;">健診費用</td> <td>601円 (H14年から据置)</td> <td>650円 (+49円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">デンタルミラーの滅菌費用</td> <td>歯科医師会で負担</td> <td rowspan="2">100円 (新規で単価に含める)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">感染対策物品費用</td> <td>区から現物支給</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下限額(健診料+健診基本料)</td> <td>園児50人以下 45,000円</td> <td>園児28人以下 36,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">健診基本料 (1施設あたり)</td> <td>15,000円</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】 法定健診委託料と比較すると差が生じている</p> <p style="text-align: center;">(円) 法定健診との比較 【衛生部】法定健診(1歳6か月児・3歳児) 926円×80人=74,080円</p> <p style="text-align: center;">↑ 差 11,000円</p> <p style="text-align: center;">63,080円 @601×80人 + 基本料 15,000円 現 行</p> <p style="text-align: center;">75,000円 @750×80人 + 基本料 15,000円 変 更 後</p> <p style="text-align: right;">増額要素として、健診内容拡充の負担分、感染症対策物品購入費を含む</p> <p style="text-align: right;">※法定健診において、感染症対策物品は現物支給</p>			現 行	変 更 後	単 価		601円	750円 (+149円)	健診料 (園児一人あたり)	健診費用	601円 (H14年から据置)	650円 (+49円)	デンタルミラーの滅菌費用	歯科医師会で負担	100円 (新規で単価に含める)	感染対策物品費用	区から現物支給	下限額(健診料+健診基本料)		園児50人以下 45,000円	園児28人以下 36,000円	健診基本料 (1施設あたり)		15,000円	変更なし
		現 行	変 更 後																							
単 価		601円	750円 (+149円)																							
健診料 (園児一人あたり)	健診費用	601円 (H14年から据置)	650円 (+49円)																							
	デンタルミラーの滅菌費用	歯科医師会で負担	100円 (新規で単価に含める)																							
	感染対策物品費用	区から現物支給																								
下限額(健診料+健診基本料)		園児50人以下 45,000円	園児28人以下 36,000円																							
健診基本料 (1施設あたり)		15,000円	変更なし																							

3 園歯科医モデル事業の実施について

(1) 現状と対応策

ア 「むし歯の本数が多い子ども」「未処置のまま放置している子ども」の保護者の歯に対する意識や知識が不足している。

⇒**専門家（歯科医師）による歯科保健指導を実施**

イ 施設における歯みがき教室・保健指導等の取組内容に差があり、施設職員の知識や技術が不足している。

⇒**専門家（歯科医師）による園職員のスキルアップを図る。**

(2) 実施内容

		項目	園歯科医の役割	想定時間
1		あだちっ子 歯科健診	園歯科医としての視点で実施	
2	新 規	歯科保健指導 ・ 歯科相談	ア 園児の口腔内状況を職員に説明 イ 保護者の質問・相談等に対応 ウ 保護者会やお便りで啓発を実施	1.5 時間
3		園職員向け 研修	園職員の歯・口腔に関する知識向上 を図る (例)職員会議で講話やミニ学習会等を実施	1.5 時間
4		応急処置等 の対応	歯の破折・打撲等、応急処置の対応	随時
5		保健年間計画 (歯科)への 助言・支援	歯科健診結果から、取組への助 言・支援を実施	1時間

(3) モデル園（3園）

区立 本木保育園、上沼田保育園、大谷田第一保育園

※ むし歯がある子どもの割合が高い、看護師が在籍する園から選定

(4) 委託料（案）

年間 60,000円（税込）

【積算根拠】報償費単価（医師） 1時間13,700円

約4時間の業務量と試算 = 60,280円

（税込）

今後の方針

- 1 歯科健診委託料については、法定健診単価水準に準じ、適宜見直しを行う。
- 2 園歯科医モデル事業については、実施内容の効果検証を行い制度設計を進める。

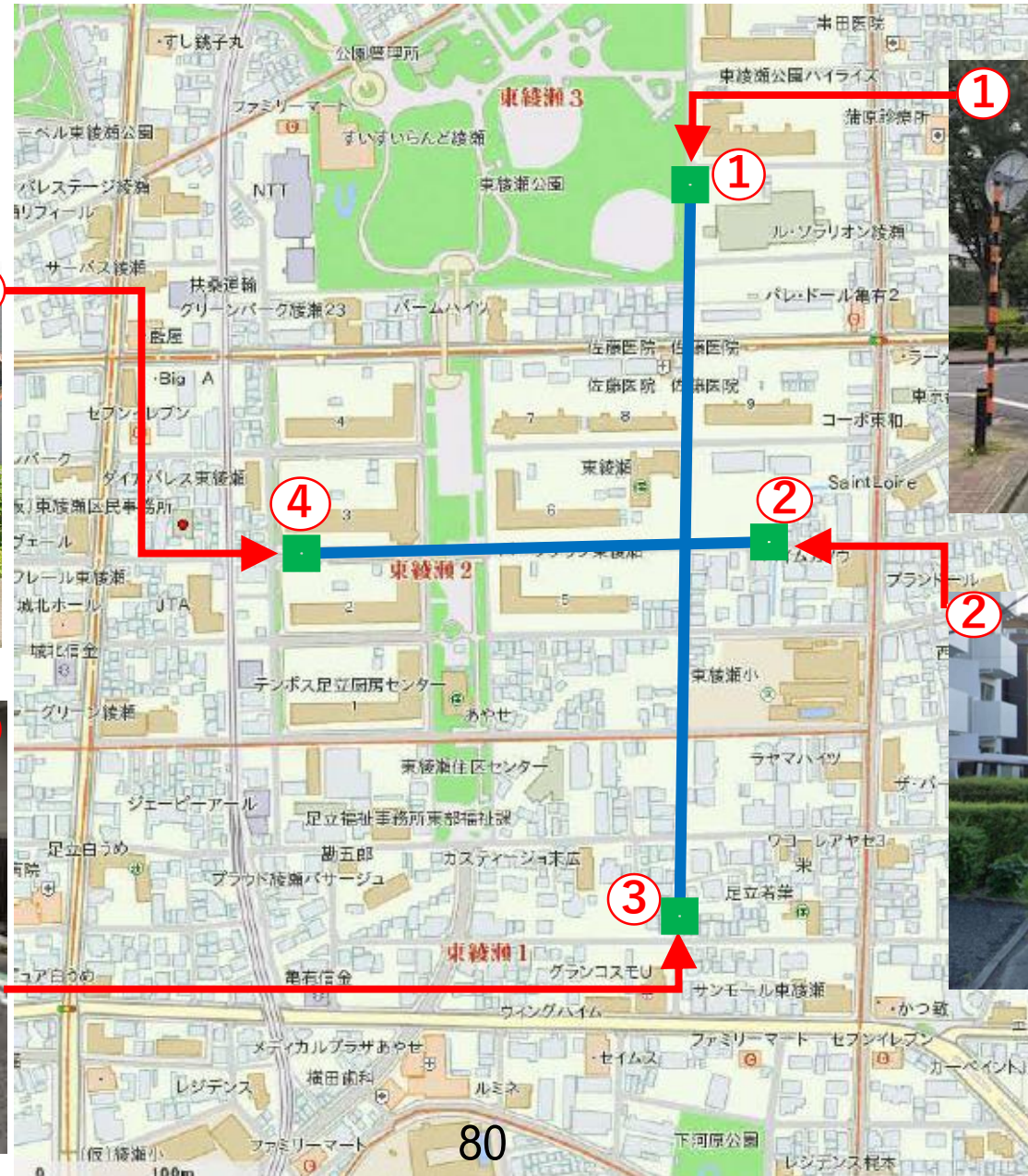
件 名	キッズ・ゾーンのモデル整備について
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	<p>1 事業概要 保育所等が行う散歩など園外活動時の安全確保を目的とした、「キッズ・ゾーン」(※)を令和4年度にモデル整備する。自動車等の運転手に注意喚起し、安全運転へつなげる。 区内には保育所等が多く、整備にあたり道路管理者、区内警察署と協議のうえ、モデル整備地区を選定する。</p> <p>※ 「キッズ・ゾーン」とは、令和元年5月に滋賀県大津市で起きた園児と保育士が犠牲となった交通事故を契機とし、国が設置を推進しているものである。 あくまで注意喚起であり、新たに交通規制は伴わない。</p> <p>2 モデル整備地区及び整備内容 (P80～82参照) 東綾瀬公園周辺の2路線、4か所</p> <p>(1) 整備内容 ア 実地調査で特に危険と判断した2路線に「キッズ・ゾーン」の文字を4か所舗装 イ 対面通行道路の起点・終点に設置</p> <p>(2) 選定理由 ア 保育施設の密集地域 イ 近隣保育施設からの要望あり ウ 抜け道利用、幅の狭い道路であり、綾瀬警察と対策の必要性を確認</p> <p>※ 同時期に警察が「ゾーン30」を整備するため、その範囲内は速度30キロ規制となる。</p> <p>3 今後のスケジュール 令和5年2月、地元町会・自治会会長への事前説明 令和5年2月～3月頃に施工予定</p>
今後の方針	モデル整備後効果検証を行った上で、次年度以降、区内全域への拡大を検討する。



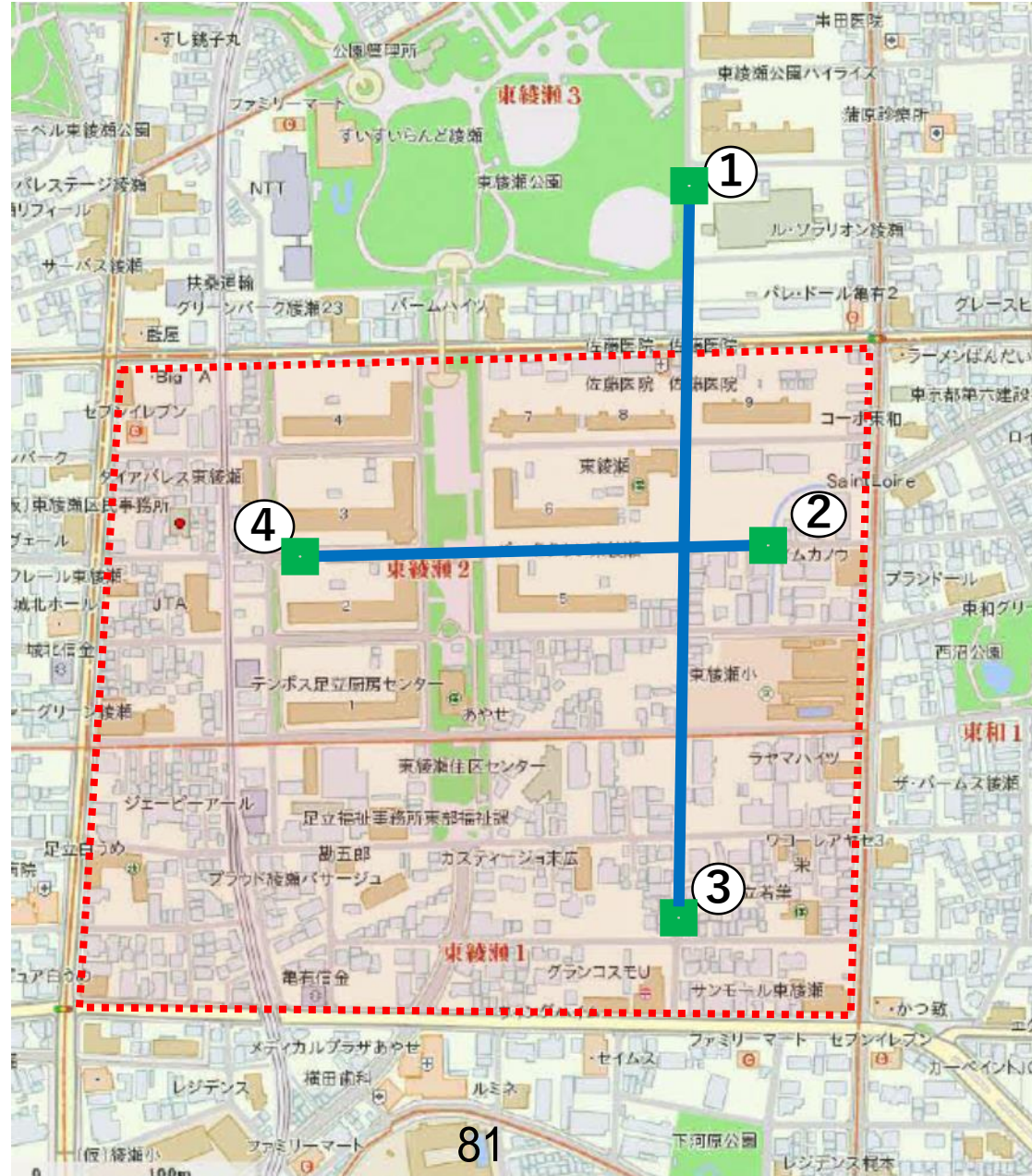
路面標示イメージ

設置候補ポイント①～④

現場を確認した結果、①～④のポイントにキッズ・ゾーンの路面標示を設置したい。
各道路は対面通行のため、車両にとって入口となる各ポイントに設置すると4か所となる。



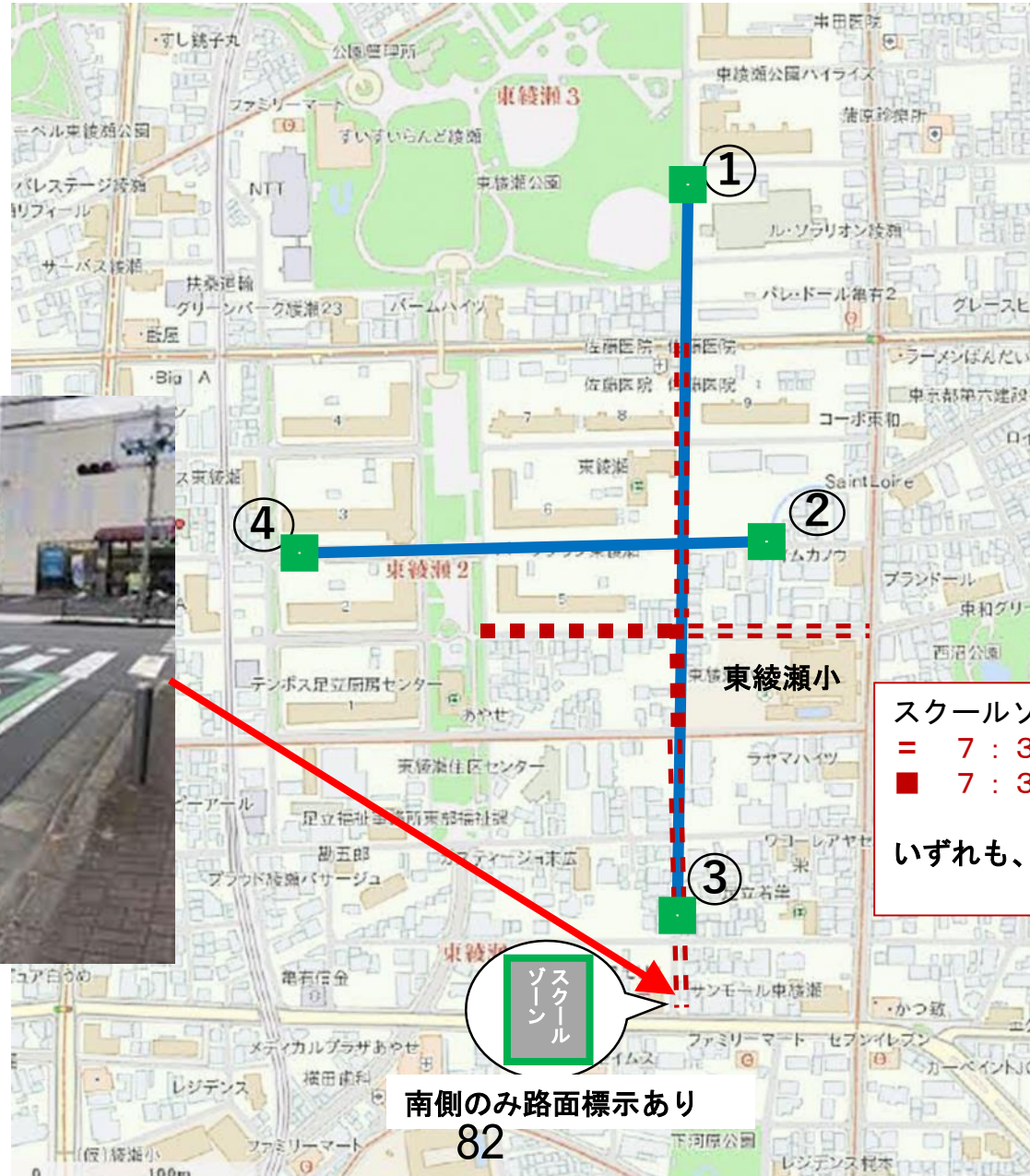
設置候補ポイント①～④ + ゾーン30 (新設)



綾瀬警察署では、令和5年2月頃
ゾーン30を設置予定
大通り（赤枠外周）からの入口と
なる箇所には交通標識と路面標示
が設置される。



設置候補ポイント①～④ + 東綾瀬小スクールゾーン（既存）



スクールゾーンは2パターンあり
 = 7:30～8:30
 ■ 7:30～8:30、16:00～17:00
 いずれも、保育施設のお散歩時間帯は通行規制無し

南側のみ路面標示あり

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	「第3期子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託」の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	<p>子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託プロポーザル選定委員会による審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託</p> <p>2 業務目的、内容 (1) 保護者ニーズの調査・分析 (2) 第3期計画書の策定支援</p> <p>3 特定した相手方 (1) 事業者名 株式会社名豊（代表取締役 小池 武史） (2) 所在地 愛知県名古屋市中区松原二丁目2番33号</p> <p>4 申込事業者数 2事業者</p> <p>5 第2期の受託者 (1) 保護者ニーズの調査・分析 株式会社アストジェイ (2) 計画策定支援 株式会社名豊</p> <p>6 提案価格 13,439,800円（税込）</p> <p>7 業務期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日</p> <p>8 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント (1) 社会保障コンサルタントとしてのノウハウがあり、他自治体における同種の業務実績が豊富で、効果的かつ適切な業務の遂行が期待できる。 (2) 全国の地方自治体のノウハウの活用とともに、子ども・子育て支援に関連する国の最新動向を基にした調査・計画策定支援が期待できる。 (3) 国の制度改正及び区の関連計画との整合性を図り、現状からみる課題等を正確に捉えた策定コンセプトの提案が期待できる。</p>

9 特定までの経緯

(1) 公募期間

令和4年10月31日から令和4年11月9日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	令和4年 10月25日	選定方法や評価項目等の確認	—
第2回	令和4年 12月6日	第一次選考 (提案書提出者の選定：書類審査)	2事業者
第3回	令和5年 1月24日	第二次選考 (事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング)	2事業者

イ 委員構成(計5名)

種別	氏名	団体名称・役職
学識経験者	齊藤 多江子 【委員長】	日本体育大学 児童スポーツ教育学部 教授
区民	片野 和恵	足立区女性団体連合会 会長
	高祖 常子	あだちファミリー・サポート・センター 提供会員(サービス提供者)
区職員	馬場 優子	衛生部長
	上遠野 葉子	子ども家庭部長

ウ 審査項目及び審査結果

P85～86 子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託提案書提出者選定結果(第一次)及び提案書特定結果(第二次)のとおり

今後の方針

令和5年4月1日からの事業開始に向け、事業者と調整し、事前の準備を進める。

子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託 提案書提出者選定結果(第一次)

業務名：子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託					配点		業者名	
項番	評価項目			A者			B者	
	分類	指標		得点			得点	
1	経営状況 80点	経営基盤及び経営状態は良好か	良好な財務状況であり、安定的な経営が可能であるか(税理士による総合評価に基づき配点)		80	80	80	80
2	専任性 80点	当該業務に専念できる時間が十分か	手持ち業務の件数(本委託業務を除き概ね2案件以内)とその割合が当該業務に影響を与えないか		80	80	80	80
3	業務執行技術力 120点	業務遂行のための知識・経験を有しているか	4件以上の同種、類似業務を行ったことがあり、十分成果が期待できるか		80	120	80	72
4			15年以上の業務経歴を有する者を主担当とし、十分な体制か		40		40	40
5	業務遂行力 80点	業務遂行体制は妥当か	3名以上を業務担当者とし、十分な体制か		40	80	40	40
6			委託内容を更に充実させる協力体制等がとられているか		40		34	26
7	履行保証力 瑕疵担保力 40点	履行保証は十分か 瑕疵に対する責任力は十分か	自己資本比率により業務履行の安定度を評価する 瑕疵に対する責任力(賠償責任保険の加入状況)を評価する		40	40	24	24
合計					-	400	378	362

※委員1名欠席のため、一次審査と二次審査の合計点に相違がある

※合計6割以上を提案書特定の基準とした

項番	評価項目			加 点	—	得点	
	分類	説明	評価基準(得点)				
8	区内業者	区内に本店がある場合	委員一人あたり10%を加点	40	—	0	0
総計						378	362
得点率						85.9%	82.3%

子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託 提案書特定結果(第二次)

業務名：子ども・子育て支援事業計画に係る調査及び計画策定委託				配点		業者名		
項番	評価項目					A者	B者	
	分類	指標				得点	得点	
1	業務の理解度 75点	当該業務への理解度は十分か、新制度に対する専門性の高さが感じられるか	業務目的や内容を十分に理解し、専門性が高いか		75	75	57	54
2	提案内容の 的確性 150点	的確に区の現状と方向性を把握し、課題が整理されているか	区の現状や地域特性を的確に捉え、区の課題が十分に整理されているか		75	150	60	36
3		必要かつ適切な施策が提案されているか、具体的で実現可能な提案となっているか	必要かつ適切な施策で、かつ具体的で極めて実現性の高い提案となっているか		75		54	45
4	業務遂行力 150点	経営基盤及び経営状態は良好か	良好な財務状況であり、安定的な経営が可能であるか(税理士による総合評価に基づき配点)		25	150	25	25
5		履行保証は十分か 瑕疵に対する責任力は十分か	自己資本比率により業務履行の安定度を評価する 瑕疵に対する責任力(賠償責任保険の加入状況)を評価する		25		15	15
6		当該業務に専任でき、時間は十分に確保されているか	従事予定者3名以上とし、手持ち業務の件数(本委託業務を除き概ね2案件以内)とその割合が当該業務に影響を与えないか		50		36	36
7		実施スケジュール等は明確で的確か 業務の実施体制は妥当か	ニーズ調査、データ分析、計画策定の工程表が具体的かつ的確であり、区との連絡調整の仕組みが具体的に妥当であるか		50		38	38
8	法令順守 25点	個人情報保護対策が具体的に示されているか その他法令順守について見識を持っているか	個人情報保護の方針・考え方が適切であるか 守秘義務等の法令順守の徹底について見識があるか		25	25	23	22
9	事業者の信頼 度(プレゼンテーション) 100点	提案書とプレゼンテーションの内容に矛盾はないか	プレゼンテーションを踏まえて評価する		25	100	22	19
10		業務従事者の取組意欲は十分か 質問に対し明快かつ的確に答えられているか	プレゼンテーションを踏まえて評価する		25		19	17
11		資料作成力が十分備わっているか	プレゼンテーションを踏まえて評価する		50		46	30
合計					-	500	395	337

※合計6割以上を提案書特定の基準とした

項番	評価項目			加 点	—	得点	
	分類	説明	評価基準(得点)				
12	区内業者	区内に本店がある場合	委員一人あたり5%を加点	25	—	0	0
13	ISO14001、ワークライフバランス認定等及び選定委員会が認めた社会的・地域的貢献活動の数		委員一人あたり3%を加点	15	—	3.95	10.11
総計						399.0	347.1
得点率						73.9%	64.3%

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	ペアレント・メンター事業委託事業者の評価結果について
所管部課名	こども支援センターげんき支援管理課
内 容	<p>ペアレント・メンター事業委託事業者の評価結果について、次のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 ペアレント・メンター事業運営委託</p> <p>2 業務概要</p> <p>(1) 発達障がいのある子どもの対応に悩んでいる保護者（養育者含む）の相談支援を行う（相談）。</p> <p>(2) 発達障がいのある子どもの育児経験を有する保護者をメンターとして育成する（育成）。</p> <p>(3) 発達障がいのある子どもの保護者の孤立を防ぎ、発達障がい者への正しい理解を促進する（啓発）。</p> <p>3 評価委員会（プレゼンテーション）開催日 令和5年1月23日（月）15時30分～</p> <p>4 選定委員 8名（学識経験者3名、区民3名、小学校長代表1名、区職員1名）</p> <p>5 評価対象事業者 一般社団法人ねっとワーキング</p> <p>6 審査結果 各評価委員の合計点が、全委員30点以上（満点50点）で来年度継続可と判定（委託継続可否の基準は、合計点が30点以上）</p> <p>※ 詳細は、P89参照</p> <p>7 各委員の意見</p> <p>(1) 評価できる内容</p> <p>ア HPに工夫がみられる。体験談や動画なども取り入れて精力的に情報発信をしている。</p> <p>イ 新しい分野、ニーズへの開拓は意義がある。</p>

	<p>ウ アンケートや座談会の実施など、常にニーズを把握するための試みを行っている。</p> <p>エ 新たにメンターが増えたことは高く評価したい。</p> <p>オ 広い年齢層に対応しており、急な相談でも事務局が対応している。</p> <p>カ メンターに対するコーディネーターや専門家によるフォロー体制の充実や研修等で相談技術の向上を目指している。</p> <p>(2) 課題・要望</p> <p>ア 相談内容や対象者の分析など基礎データの整備が必要である。</p> <p>イ 地域資源（幼保小、地域、福祉、保健など）との連携を図っていくことが必要である。</p> <p>ウ 電話相談等だけでなく相談しやすいツールなどを活用し、ターゲットに届く周知を考える。</p> <p>エ 対象者の幅を広げる（男性、多胎児、外国籍など）必要があるのではないか。</p> <p>オ 支援に関する知識技術の蓄積、カウンセリング技術の向上などさらに進めていく必要がある。</p> <p>カ 広報活動や運営方法など不十分な部分があるので区や専門機関によるアドバイスが必要である。</p> <p>8 今後のスケジュール</p> <p>令和5年3月 契約締結</p> <p>令和5年4月 事業開始</p> <p>令和6年3月 事業終了</p> <p>※ 令和6年度ペアレント・メンター事業委託事業者についてプロポーザル選定委員会を開催予定（令和5年12月～令和6年1月）</p>
<p>今後の方針</p>	<p>評価委員会が出された意見、要望を参考に改善点を協議し、事業の円滑な実施に向け、委託事業者と連携して事業を実施する。</p>

ペアレント・メンター事業委託事業者評価委員会 評価集計表（評価日：令和5年1月23日）

番号	評価項目	指標	評価								平均点
			A	B	C	D	E	F	G	H	
1	メンターの質の向上	研修計画、研修方法、研修講師、研修内容等を活用して質の向上が図れたかを評価する。	5	5	5	4	3	4	5	4	4
2	委託料の適正執行	委託料について適正な執行がなされているかを評価する。	4	5	5	4	3	3	4	4	4
3	事業実施の体制及び手順	人員設置体制、フォロー体制、事業報告等より体制や手順を評価する。	4	5	4	4	3	3	4	3	4
4	個人情報保護対策	個人情報保護実施の体制等を評価する。	4	5	5	5	3	3	4	3	4
5	危機管理体制	事故やクレームに対する対処方法等を評価する。	4	5	5	5	3	3	4	3	4
6	技術力	業務に必要な相談支援等の技術力を評価する。	4	5	5	4	3	2	3	4	4
7	新たな取り組み	提案した事業の実施状況や成果より新たな取り組みを評価する。	4	5	4	4	4	3	2	4	4
8	学校や地域との連携	学校機関や地域関係機関との連携がとれているかを評価する。	3	4	4	3	3	3	1	4	3
9	業務の分析	実施事業の振り返りをその都度行い、事業改善に努めているかを評価する。	3	4	3	3	3	4	2	4	3
10	今後の改善案	課題の把握と改善案を設定できているかを評価する。	4	5	4	4	4	3	2	4	4
合計点			39	48	44	40	32	31	31	37	38

平均点	3.9	4.8	4.4	4.0	3.2	3.1	3.1	3.7
各委員の委託継続可否の評価	可	可	可	可	可	可	可	可

【各委員の委託継続可否の基準】

- ・合計点の平均が3点以上(合計点が30点以上) ⇒ 「可」
- ・合計点の平均が3点未満(合計点が30点未満) ⇒ 「否」

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	令和4年度のICTを活用した不登校児童・生徒の支援について												
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課												
内 容	<p>令和4年度のICTを活用した不登校児童・生徒の支援について、取組の結果を報告する。</p> <p>1 モデル校でのICTを活用した支援の取組 各モデル校での取組はP91参照</p> <p>2 不登校児童・生徒に対する録画動画の活用について オンライン授業をリアルタイムで視聴することに心理的な負担を感じる場合や、授業時間に起きられない場合等の支援策として、録画動画の活用をチャレンジ学級で試行実施した。</p> <p>(1) 取組の内容 中学生向け進路指導の授業や説明会を録画し編集した動画をGoogle ClassroomやDVDでの視聴を希望した生徒に公開した。</p> <p>(2) 取組の結果 ア 体調不良で参加できなかった生徒やチャレンジ学級にまだ通級していなかった生徒が、後日録画動画を視聴することができたことにより進路決定に活用することができた。 イ 録画動画の作成マニュアルを作成した。</p> <p>3 オンライン相談の状況（令和4年12月末現在） 外出が難しい不登校児童・生徒とオンラインでつながり、対面相談のきっかけづくりとしている。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">相談申込人数</th> <th style="width: 25%;">相談実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西新井教育相談係</td> <td>16人</td> <td>87回</td> </tr> <tr> <td>綾瀬教育相談係</td> <td>1人</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラー</td> <td>3人</td> <td>7回</td> </tr> </tbody> </table>		相談申込人数	相談実施回数	西新井教育相談係	16人	87回	綾瀬教育相談係	1人	3回	スクールカウンセラー	3人	7回
	相談申込人数	相談実施回数											
西新井教育相談係	16人	87回											
綾瀬教育相談係	1人	3回											
スクールカウンセラー	3人	7回											
今後の方針	<p>1 モデル校やチャレンジ学級での取組の内容について事例集にまとめ、録画動画の作成マニュアルと併せて、令和4年度中に全小中学校へ情報共有する。</p> <p>2 モデル校での取組課題を踏まえ、ICTを活用した登校支援や学習支援について学校と共に検討していく。</p> <p>3 オンライン相談については、児童・生徒が外出困難な場合など状況に応じたオンライン相談の多様な活用や有用性について、不登校相談時に保護者に直接伝え、提案していく。</p>												

モデル校でのICTを活用した支援の取組

モデル校	取組の重点ポイント	取組の結果	取組の課題・方針
西新井 中学校	<p>【別室でのICTを活用した支援】</p> <p>在籍クラスの配信授業をリアルタイムで視聴したり、AIドリルを活用した学習の取組（別室利用生徒4～5人に実施）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生徒が在籍クラスの1日の流れや今後の予定等を、知ることができるようになった。 2 在籍クラスの様子や授業の雰囲気を知ることができた。 	<p>別室での支援は、登校サポーター1人の寄り添い支援となっているため、対応人数や支援方法について検討していく。</p>
東島根 中学校	<p>【Google Classroomを活用した支援】</p> <p>1回の授業の内容をまとめた板書の写真をアップロードし、家庭での学習に活用（2年生全3学級の英語授業で実施）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 オンライン配信を長時間視聴することが難しい生徒が、学習に取り組める時間帯にコンパクトに学習することができるようになった。 2 板書を見て分からなかったところは、生徒が登校できた時に教員に質問することにより、コミュニケーションを多く取れるようになった。 	<p>生徒が受動的な学習になりがちであるため、AIドリルやGoogle Forms等を活用して能動的な学習ができるように支援していく。</p>
伊興 小学校	<p>【Google Classroomを活用した支援】</p> <p>連絡事項や宿題をアップロードし、児童とのつながりや保護者との情報共有に活用（2年生から6年生まで全15学級で実施）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童がタイムリーに在籍クラスのことを、知ることができるようになった。 2 連絡帳等の紙媒体に比べ、児童・保護者・教員いずれにとっても効率的に情報共有ができるようになった。 	<p>不登校の児童は、登校回数が少なくタブレット端末の操作に慣れていないことが多いため、児童が放課後登校した際など、担任が個別に操作方法を教えていく。</p>
西伊興 小学校	<p>【教室以外でICTを活用した支援】</p> <p>校長室と算数少人数教室を併用し、在籍クラスの配信授業を視聴したり、AIドリルを活用した学習に取り組み、教室に入れるように段階的に支援（別室利用児童2人に実施）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在籍クラスの様子や授業の雰囲気を知ることができたことで、児童の安心感を醸成することができた。 2 ICTを活用しながら徐々に教室に近い環境（校長室から算数少人数教室へ）に慣れていくことで、児童が在籍クラスに戻るきっかけになった。 	<p>校長室→算数少人数教室→在籍クラスと徐々に教室復帰できたことから、こうした事例を検証し、今後も不登校の態様に応じた段階的な支援に努め、ICT活用のメリットを活かしていく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	NPO法人による不登校生徒へのオンライン支援事業の試行実施について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	<p>NPO法人が実施している不登校の子どもへのオンライン支援事業について、令和5年度より連携協定を締結し試行実施する。</p> <p>1 名称 r o o m-K（オンライン教育支援センター）</p> <p>2 事業者 NPO法人カタリバ</p> <p>3 r o o m-Kの目的 リモートで活動する全国の支援者とデジタルツールを活用し、学校・行政・支援者との連携により、不登校の子どもに対してオンラインでの伴走支援と学びの場づくりを実現する。</p> <p>4 概要</p> <p>(1) オンライン上の仮想空間に現実世界と同じように職員室（スタッフルーム）や教室（プログラムルーム）のような部屋があり、テーブルに着くと画面が切り替わり直接オンラインで会話できる。</p> <p>※ カメラをオフにして顔を見せないことも可能</p> <p>(2) ゲームのような見た目や操作性で、子どもの意欲を引き出せる。</p> <p>(3) メンター（1対1で子どもに寄り添う伴走者）との面談（作戦会議）を1週間に1回実施し、利用にあたってのサポートを行う。メンターがいることで子どもは安心して仮想空間に入れる。</p> <p>(4) 支援計画コーディネーターが、月に一回程度保護者との面談や学校との情報共有を行う。</p> <p>5 支援内容</p> <p>(1) 子どもが参加できるプログラムをメンターと相談しながら選んでいく。</p> <p>(2) 子どもの利用時間は午前9時から午後2時30分まで。</p> <p>(3) 子どもの状況に応じて対面での支援に繋げていく。</p> <p>(4) プログラムの例</p> <p>ア 毎日午前9時から健康観察を含むHR（ホームルーム）を実施</p> <p>イ 大学生等がAIドリルを用いた学習支援を実施</p> <p>ウ 身体を動かすプログラムを実施</p>

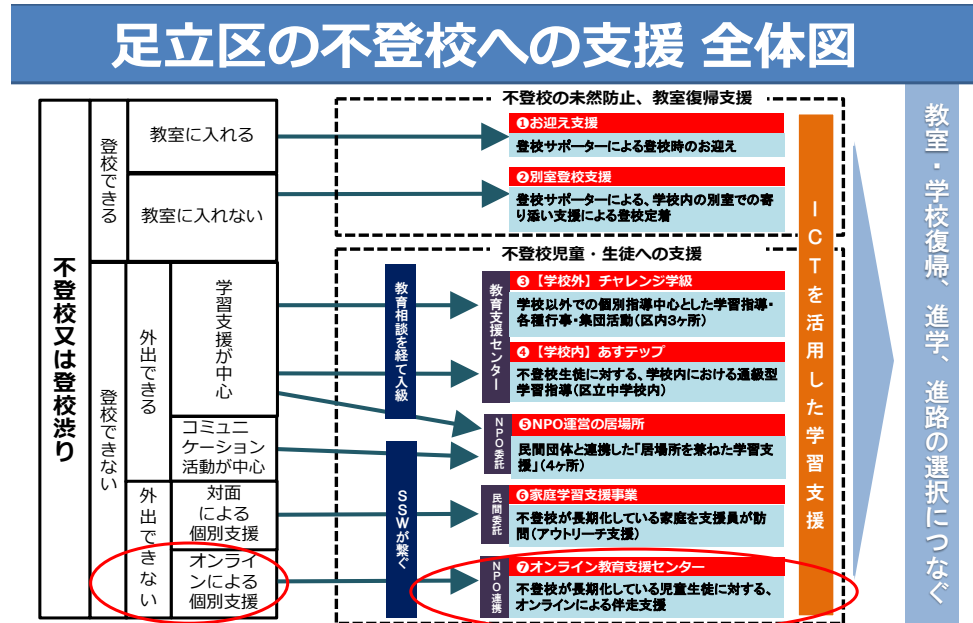
6 対象者

- (1) 令和5年度の足立区の受入れ人数枠は中学生4～5人
- (2) 対象者の選定方法は中学校校長会と協議し決めていく。

7 費用

令和5年度は無料。令和6年度以降は受入れ想定人数に応じた利用料が発生するが、金額は未定

8 支援の位置付け



9 連携協定の締結に向けた今後のスケジュール

- (1) 3月末までに情報セキュリティポリシーや端末設定等を確認し、連携協定内容を協議する。
- (2) 4月以降に連携協定を締結し、支援を開始する。

今後の方針

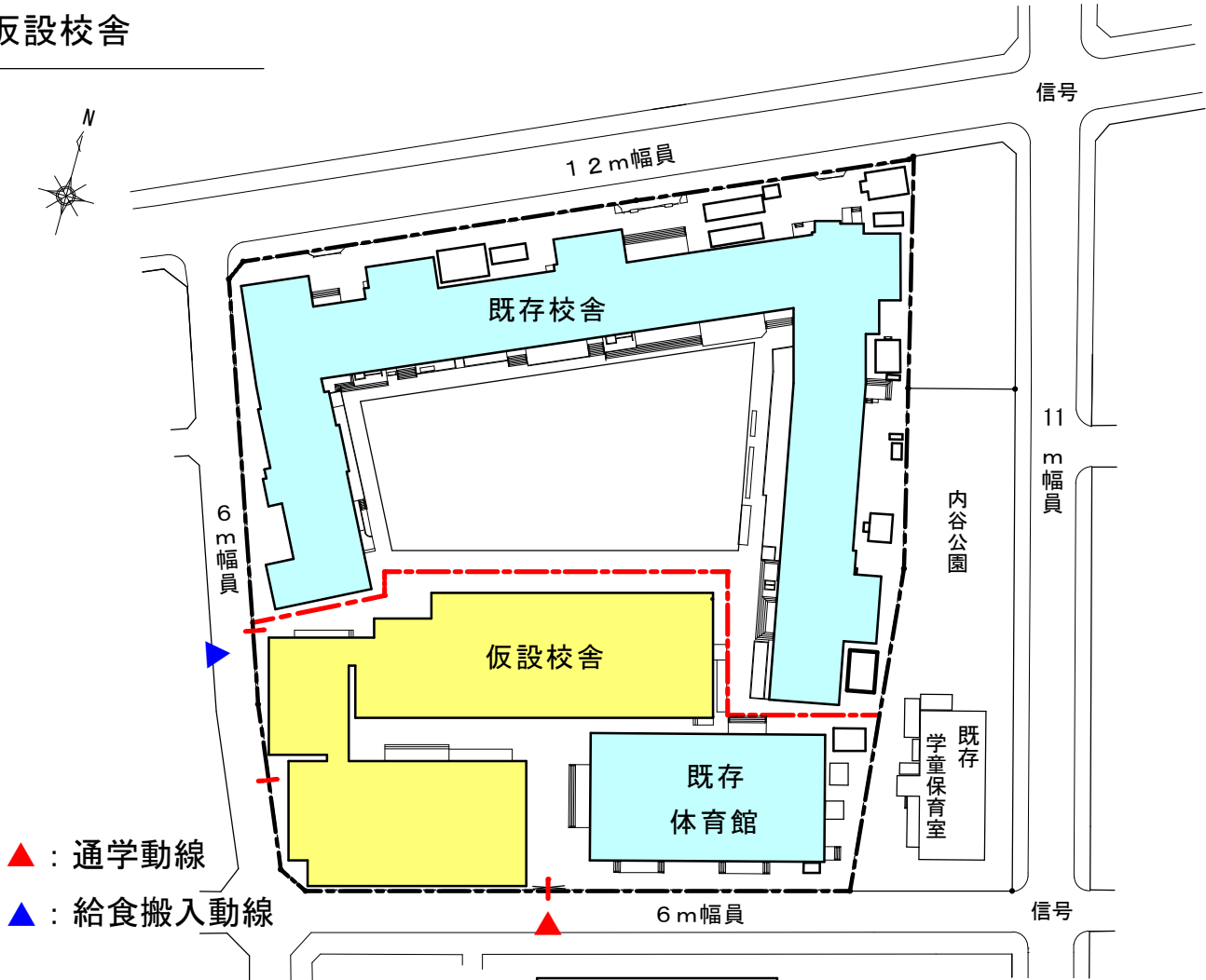
令和5年度に試行実施することにより効果や課題を洗い出し、令和6年度以降の本格実施の判断をする。また、東京都が実施する不登校児童・生徒へのオンライン支援事業の動向も注視していく。

教育委員会報告資料

令和5年2月9日

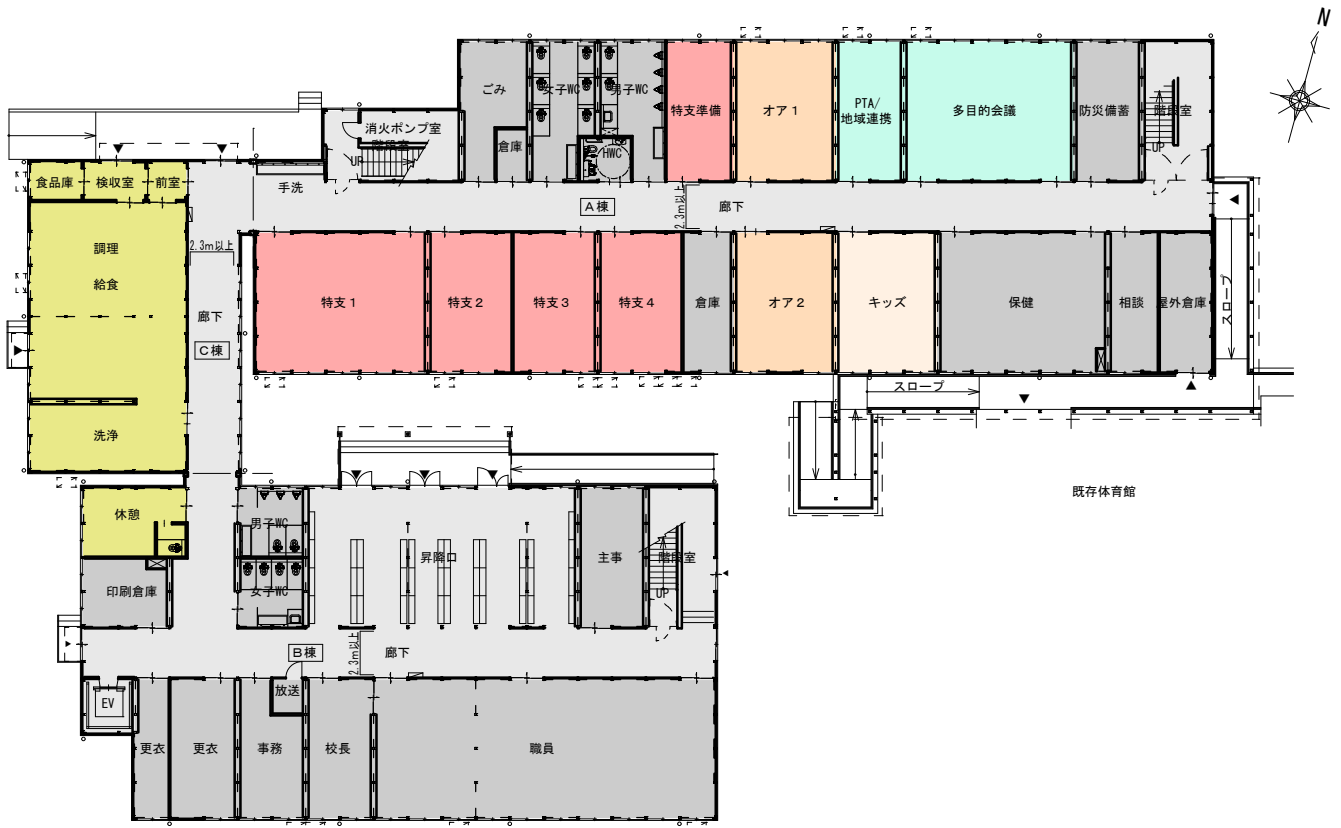
件名	東湊江小学校施設更新事業に伴う仮設校舎について																														
所管部課名	施設営繕部 中部地区建設課・東部地区建設課 学校運営部 学校施設管理課																														
内容	<p>東湊江小学校施設更新事業に伴い、学校及び地元と意見交換を行い、仮設校舎の計画方針が決定したため、以下の通り報告する。</p> <p>1 経緯</p> <p>(1) 第1回東湊江小学校改築実行委員会（令和4年4月13日） 開かれた学校づくり協議会から改築実行委員22名を決定</p> <p>(2) 第2回東湊江小学校改築実行委員会（令和4年7月12日） 仮設校舎を自校内に計画する方針に同意</p> <p>(3) 第3回東湊江小学校改築実行委員会（令和4年8月31日） 新校舎の配置計画を敷地北側にする方針に同意</p> <p>(4) 第4回東湊江小学校改築実行委員会（令和4年10月24日） 新校舎及び仮設校舎の平面計画について意見交換を実施</p> <p>(5) 第5回東湊江小学校改築実行委員会（令和4年12月19日） 仮設校舎の配置及び平面計画について同意</p> <p>2 仮設校舎配置平面計画方針等</p> <p>(1) 計画規模（比較表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">既存校舎</th> <th style="width: 35%;">仮設校舎案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延床面積</td> <td>約6,600㎡</td> <td>約5,400㎡</td> </tr> <tr> <td>普通教室</td> <td>18室</td> <td>18室</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>3室</td> <td>3室</td> </tr> <tr> <td>特別教室</td> <td>7室</td> <td>7室</td> </tr> <tr> <td>特別支援学級</td> <td>5室</td> <td>5室</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>約95㎡</td> <td>約92㎡</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>約660㎡</td> <td>既存体育館※を利用</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>地上 6コース</td> <td>なし(代替検討中)</td> </tr> <tr> <td>校庭</td> <td>約2,300㎡</td> <td>敷地外を予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※既存体育館については仮設校舎利用時も継続して使用する。 既存体育館は令和9年4月の新校舎開校後に解体する。</p>		既存校舎	仮設校舎案	延床面積	約6,600㎡	約5,400㎡	普通教室	18室	18室	多目的室	3室	3室	特別教室	7室	7室	特別支援学級	5室	5室	図書室	約95㎡	約92㎡	体育館	約660㎡	既存体育館※を利用	プール	地上 6コース	なし(代替検討中)	校庭	約2,300㎡	敷地外を予定
	既存校舎	仮設校舎案																													
延床面積	約6,600㎡	約5,400㎡																													
普通教室	18室	18室																													
多目的室	3室	3室																													
特別教室	7室	7室																													
特別支援学級	5室	5室																													
図書室	約95㎡	約92㎡																													
体育館	約660㎡	既存体育館※を利用																													
プール	地上 6コース	なし(代替検討中)																													
校庭	約2,300㎡	敷地外を予定																													

仮設校舎



- ▲ : 通学動線
- ▲ : 給食搬入動線

配置図 縮尺1/1000



1階平面図 縮尺1/400

(案)

※行政指導によりプランが変更となる場合があります。

仮設校舎



2階平面図 縮尺1/400




3階平面図 縮尺1/400

(案)

※行政指導によりプランが変更となる場合があります。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	(仮称)北鹿浜小・鹿浜西小学校統合校新築工事における事故について
所管部課	施設営繕部西部地区建設課
内 容	<p>区が発注している(仮称)北鹿浜小・鹿浜西小学校統合校新築工事において、事故が発生したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 事故概要</p> <p>(1) 発生日時 令和5年1月23日(月) 8時45分頃 (2) 工事件名 (仮称)北鹿浜小・鹿浜西小学校統合校新築給排水衛生設備工事 (3) 受注者 水工房・カンノ建設共同企業体 (4) 事故者 男性作業員(59歳) (下請:三菱エンジニアリング(ガス工事))</p> <p>2 事故の状況</p> <p>① 事故者は、屋外作業に向かうため体育館2階のキャットウォーク出入口部分で上履きから下履きに履き替えていたところ、バランスを崩し体育館床部(コンクリート)へ足から転落した。</p> <p>② 落下した場所は、通常「落下防止柵」が設置してあるが、体育館2階キャットウォークの手すり設置工事のため、一時的に「落下防止柵」を撤去していた。</p> <p>③ 事故者は着地の際に足を痛め、歩くことができない状態だったため、すぐに救急車で病院に搬送した。</p> <p>④ 事故者は診療の結果、骨には異常はなく、足の打撲との診断であった。</p> <p>3 事故現場状況写真</p> 
今後の方針	<p>(1) 事故後、再発防止策として、キャットウォークの手すり設置工事の完了まで、作業員の靴の履替え場所を安全な「屋外作業場出入口側」に変更して対応した。</p> <p>(2) 現在、事故発生場所には落下防止用の手すりが設置済みである。</p> <p>(3) 今後は、工事作業に伴い、一時的に落下防止柵を撤去するといったような危険が発生する場所は、通行中止するなど作業員の動線から外し、安全を確保する。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和5年2月9日

件 名	足立区生涯学習関連施設指定管理者の選定について																		
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援課・スポーツ振興課・中央図書館																		
内 容	<p>令和5年度末で指定管理期間が満了する7施設について、以下のとおり指定管理者を選定する。</p> <p>1 対象施設</p> <p>(1) 足立区生涯学習センター (2) 足立区舎人地域学習センター・足立区立舎人図書館 (3) 足立区保塚地域学習センター・足立区立保塚図書館 (4) 足立区菅平野運動場 (5) 足立区竹の塚温水プール・足立区竹の塚体育館 (6) 足立区立千寿本町小学校温水プール (7) 足立区総合スポーツセンター</p> <p>2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間</p> <p>3 スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">日程（令和5年）</th> <th style="width: 70%;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3月25日</td> <td>あだち広報に募集記事掲載</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月 3日</td> <td>区ホームページに募集要項掲載</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月19日</td> <td>募集説明会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月31日</td> <td>応募書類提出締切</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月 中旬 ～8月上旬</td> <td>選定審査会 (書類審査・プレゼンテーション)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月 中旬</td> <td>指定管理者候補者の選定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11月 中旬</td> <td>教育委員会に指定管理者指定の議案提出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月 中旬</td> <td>区議会に指定管理者指定の議案提出</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 選定審査会 選定審査会委員は6名（学識経験者4名、区内関係団体代表者1名、区職員1名）を予定し、公正な審査を確保する。</p>	日程（令和5年）	項目	3月25日	あだち広報に募集記事掲載	4月 3日	区ホームページに募集要項掲載	4月19日	募集説明会	5月31日	応募書類提出締切	7月 中旬 ～8月上旬	選定審査会 (書類審査・プレゼンテーション)	10月 中旬	指定管理者候補者の選定	11月 中旬	教育委員会に指定管理者指定の議案提出	12月 中旬	区議会に指定管理者指定の議案提出
日程（令和5年）	項目																		
3月25日	あだち広報に募集記事掲載																		
4月 3日	区ホームページに募集要項掲載																		
4月19日	募集説明会																		
5月31日	応募書類提出締切																		
7月 中旬 ～8月上旬	選定審査会 (書類審査・プレゼンテーション)																		
10月 中旬	指定管理者候補者の選定																		
11月 中旬	教育委員会に指定管理者指定の議案提出																		
12月 中旬	区議会に指定管理者指定の議案提出																		
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く事業者等に情報提供を行うことにより、応募事業者数の増加を図り競争性を確保する。 ・ スケジュールに沿って遺漏のないよう選定を進めていく。 																		

教育委員会情報連絡

令和5年2月9日

件名	eライブラリの利用終了について
所管部課名	教育指導部学校ICT推進担当課
内容	<p>小中学校で利用しているeライブラリ(※)について、以下のとおり、利用を終了する。</p> <p>※ 小学1年生から中学3年生までの5教科の学習教材を提供するオンラインサービス</p> <p>1 利用終了日 令和5年3月31日(金)</p> <p>2 利用を終了する理由</p> <p>(1) 事業者より、現行のeライブラリのサービス提供を令和5年度中に終了する予定との情報提供があったこと。</p> <p>(2) 令和3年度にeライブラリを授業で5割以上活用した教員の割合が小学校20.1%、中学校10.7%と、低調であること。</p> <p>(3) 令和4年4月のAIドリルの本格導入以降、eライブラリからAIドリルへ活用の切り替えが進んでいること。</p> <p>(4) AIドリルの対象学年が小学1・2年生にも拡張され、小中全学年で利用できる環境が整ったこと。</p>
今後の方針	eライブラリの利用終了は3月定例校長会で学校に周知し、今後はAIドリルの活用を一層促進していく。

教育委員会情報連絡

令和5年2月9日

件名	令和4年度明海大学連携事業の実施結果について												
所管部課名	教育指導部学力定着推進課												
内 容	<p>令和4年度の明海大学連携事業について、実施結果を報告する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明海大学あけみ英語村 2022 —小学生異文化交流プロジェクト—</td> <td> ア 舎人小(6/29) 5年生 80名 留学生 14名、日本人学生 39名 イ 栗原小(10/4) 4年生 56名 留学生 16名、日本人学生 34名 </td> </tr> <tr> <td>留学生との交流事業</td> <td> ア 新田中 (9/9) オンライン 7・8年生 377名、留学生 7名 イ 第十中 2年生 165名、留学生 8名 ウ 扇中 (12/14) 8・9年生 130名、留学生 7名 エ 第五中 (12/19) 2年生 100名、留学生 7名 </td> </tr> <tr> <td>英語教育アドバイザーの 指導育成</td> <td> ア 授業観察 15回 (5～12月) イ 全体研修 1回 (2/22) </td> </tr> <tr> <td>区民対象『アフターコロ ナの海外旅行を応援 海外 で役立つ「初級英会話 講座」』5日制</td> <td> ア 第1クール 5/22、6/5、 6/12、7/17、(7/31は中止) イ 第2クール 10/9、10/16、 10/30、11/3、11/27 </td> </tr> <tr> <td>Katsuura camp (小・中若手教員の宿泊研修)</td> <td> ア 夏季(8月)、冬季(1月)の宿 泊研修は中止し、区施設で代替研 修を実施 小学校1日、中学校2日 イ 小・中若手教員の通年での授業研 究を、明海大学教授が授業観察し 指導・講評 小学校1回、中学校5回 </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	実施状況	明海大学あけみ英語村 2022 —小学生異文化交流プロジェクト—	ア 舎人小(6/29) 5年生 80名 留学生 14名、日本人学生 39名 イ 栗原小(10/4) 4年生 56名 留学生 16名、日本人学生 34名	留学生との交流事業	ア 新田中 (9/9) オンライン 7・8年生 377名、留学生 7名 イ 第十中 2年生 165名、留学生 8名 ウ 扇中 (12/14) 8・9年生 130名、留学生 7名 エ 第五中 (12/19) 2年生 100名、留学生 7名	英語教育アドバイザーの 指導育成	ア 授業観察 15回 (5～12月) イ 全体研修 1回 (2/22)	区民対象『アフターコロ ナの海外旅行を応援 海外 で役立つ「初級英会話 講座」』5日制	ア 第1クール 5/22、6/5、 6/12、7/17、(7/31は中止) イ 第2クール 10/9、10/16、 10/30、11/3、11/27	Katsuura camp (小・中若手教員の宿泊研修)	ア 夏季(8月)、冬季(1月)の宿 泊研修は中止し、区施設で代替研 修を実施 小学校1日、中学校2日 イ 小・中若手教員の通年での授業研 究を、明海大学教授が授業観察し 指導・講評 小学校1回、中学校5回
	事業名	実施状況											
	明海大学あけみ英語村 2022 —小学生異文化交流プロジェクト—	ア 舎人小(6/29) 5年生 80名 留学生 14名、日本人学生 39名 イ 栗原小(10/4) 4年生 56名 留学生 16名、日本人学生 34名											
	留学生との交流事業	ア 新田中 (9/9) オンライン 7・8年生 377名、留学生 7名 イ 第十中 2年生 165名、留学生 8名 ウ 扇中 (12/14) 8・9年生 130名、留学生 7名 エ 第五中 (12/19) 2年生 100名、留学生 7名											
	英語教育アドバイザーの 指導育成	ア 授業観察 15回 (5～12月) イ 全体研修 1回 (2/22)											
	区民対象『アフターコロ ナの海外旅行を応援 海外 で役立つ「初級英会話 講座」』5日制	ア 第1クール 5/22、6/5、 6/12、7/17、(7/31は中止) イ 第2クール 10/9、10/16、 10/30、11/3、11/27											
	Katsuura camp (小・中若手教員の宿泊研修)	ア 夏季(8月)、冬季(1月)の宿 泊研修は中止し、区施設で代替研 修を実施 小学校1日、中学校2日 イ 小・中若手教員の通年での授業研 究を、明海大学教授が授業観察し 指導・講評 小学校1回、中学校5回											

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事業名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 264 863 678"> <p>スピーチ・プレゼンテーションコンテスト (英語マスター講座修了生が対象)</p> </td> <td data-bbox="863 264 1428 678"> <p>ア コンテスト (11/13 明海大学) 7名参加 イ 明海大学学生によるデモンストラーションスピーチ ウ 外国人講師の英会話特別講座 エ 明海祭 (大学学園祭) 見学</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 678 863 981"> <p>小学校教員向け外国人等児童の日本語指導研修会</p> </td> <td data-bbox="863 678 1428 981"> <p>ア 令和3～4年度に全4回で計画の2年度目 (各年度2回ずつ) イ 第3回 (6/3) 10名参加 ウ 第4回 (12/9) 5名参加</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 981 863 1413"> <p>【協力事業】 令和4年度教員養成機関等との連携による小学校外国語の専門人材育成・確保事業 (文部科学省からの単年度受託事業)</p> </td> <td data-bbox="863 981 1428 1413"> <p>ア 検討委員会 3回実施 イ オンライン講座 12回(5～12月) 区内教員延べ636名受講</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	実施状況	<p>スピーチ・プレゼンテーションコンテスト (英語マスター講座修了生が対象)</p>	<p>ア コンテスト (11/13 明海大学) 7名参加 イ 明海大学学生によるデモンストラーションスピーチ ウ 外国人講師の英会話特別講座 エ 明海祭 (大学学園祭) 見学</p>	<p>小学校教員向け外国人等児童の日本語指導研修会</p>	<p>ア 令和3～4年度に全4回で計画の2年度目 (各年度2回ずつ) イ 第3回 (6/3) 10名参加 ウ 第4回 (12/9) 5名参加</p>	<p>【協力事業】 令和4年度教員養成機関等との連携による小学校外国語の専門人材育成・確保事業 (文部科学省からの単年度受託事業)</p>	<p>ア 検討委員会 3回実施 イ オンライン講座 12回(5～12月) 区内教員延べ636名受講</p>
事業名	実施状況								
<p>スピーチ・プレゼンテーションコンテスト (英語マスター講座修了生が対象)</p>	<p>ア コンテスト (11/13 明海大学) 7名参加 イ 明海大学学生によるデモンストラーションスピーチ ウ 外国人講師の英会話特別講座 エ 明海祭 (大学学園祭) 見学</p>								
<p>小学校教員向け外国人等児童の日本語指導研修会</p>	<p>ア 令和3～4年度に全4回で計画の2年度目 (各年度2回ずつ) イ 第3回 (6/3) 10名参加 ウ 第4回 (12/9) 5名参加</p>								
<p>【協力事業】 令和4年度教員養成機関等との連携による小学校外国語の専門人材育成・確保事業 (文部科学省からの単年度受託事業)</p>	<p>ア 検討委員会 3回実施 イ オンライン講座 12回(5～12月) 区内教員延べ636名受講</p>								
<p>今後の方針</p>									

	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 50%;">事業名</th> <th style="width: 50%;">実施状況</th> </tr> </table>	事業名	実施状況				
事業名	実施状況						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>スピーチ・プレゼンテーションコンテスト (英語マスター講座修了生が対象)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテスト (11/13 明海大学) 7名参加 ・ 明海大学学生によるデモンストラーションスピーチ ・ 外国人講師の英会話特別講座 ・ 明海祭 (大学学園祭) 見学 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>小学校教員向け外国人等児童の日本語指導研修会</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3～4年度に全4回で計画の2年度目 (各年度2回ずつ) ・ 第3回 (6/3) 10名参加 ・ 第4回 (12/9) 5名参加 </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【協力事業】 令和4年度教員養成機関等との連携による小学校外国語の専門人材育成・確保事業 (文部科学省からの単年度受託事業)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会 3回実施 ・ オンライン講座 12回(5～12月) 区内教員延べ636名受講 </td> </tr> </table>	<p>スピーチ・プレゼンテーションコンテスト (英語マスター講座修了生が対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンテスト (11/13 明海大学) 7名参加 ・ 明海大学学生によるデモンストラーションスピーチ ・ 外国人講師の英会話特別講座 ・ 明海祭 (大学学園祭) 見学 	<p>小学校教員向け外国人等児童の日本語指導研修会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3～4年度に全4回で計画の2年度目 (各年度2回ずつ) ・ 第3回 (6/3) 10名参加 ・ 第4回 (12/9) 5名参加 	<p>【協力事業】 令和4年度教員養成機関等との連携による小学校外国語の専門人材育成・確保事業 (文部科学省からの単年度受託事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会 3回実施 ・ オンライン講座 12回(5～12月) 区内教員延べ636名受講
<p>スピーチ・プレゼンテーションコンテスト (英語マスター講座修了生が対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンテスト (11/13 明海大学) 7名参加 ・ 明海大学学生によるデモンストラーションスピーチ ・ 外国人講師の英会話特別講座 ・ 明海祭 (大学学園祭) 見学 						
<p>小学校教員向け外国人等児童の日本語指導研修会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3～4年度に全4回で計画の2年度目 (各年度2回ずつ) ・ 第3回 (6/3) 10名参加 ・ 第4回 (12/9) 5名参加 						
<p>【協力事業】 令和4年度教員養成機関等との連携による小学校外国語の専門人材育成・確保事業 (文部科学省からの単年度受託事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会 3回実施 ・ オンライン講座 12回(5～12月) 区内教員延べ636名受講 						
<p>今後の方針</p>							

教育委員会情報連絡

令和5年2月9日

件名	私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、私立保育園課
内容	<p>私立認可保育所に対して実施した子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づく令和4年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>1 実施施設数 私立認可保育所 59施設（全112施設中） ※ 上記のうち、3施設については一部審議中</p> <p>2 指摘等の件数（括弧内は令和3年度件数）</p> <p>（1）文書指摘：34件（25件） 支援法等関係法令等に違反する事項</p> <p>（2）口頭指導：98件（53件） 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項</p> <p>3 検査結果の特徴 文書指摘、口頭指導ともに昨年度より増となった。</p> <p>（1）施設内で発生した事故について所管課への報告を失念してしまい、指摘されるケースが多かった。</p> <p>（2）午睡時の仰向け寝の徹底については、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策の上で重要との意識が施設内で十分に浸透しておらず、課題が確認された。</p> <p>（3）事故防止等の各種マニュアルは作成されているものの、施設内で共有されているか否か確認できない施設が多くみられた。職員会議や研修等により施設内での共有を深めるよう改善指導を行った。</p> <p>4 検査結果（文書指摘及び主な口頭指導の内容）と改善への対応 （詳細はP105～106参照）</p>
今後の方針	<p>1 文書指摘、口頭指導の内容について、園長会等を通じ全施設に対し説明し、改善等に向けて周知の徹底を図る。</p> <p>2 巡回訪問等で改善状況の確認及び指導・支援の徹底を進めていく。</p> <p>3 文書指摘事項及び改善状況は区ホームページで公表する。</p>

検査結果と改善への対応

※ 括弧書きは令和3年度件数。また、一部審議中の3園を除く

文 書 指 摘	1 事件・事故等の発生が区へ報告されていない：10件（9件） ➡ 事件・事故等の情報を区と共有することの必要性を伝え、都や区が発出している関連通知を参照しながら、報告が求められている事件・事故等の発生時は速やかに区へ報告することを指示した。
	2 仰向け寝の徹底が不十分：8件（2件） ➡ 当日、乳幼児突然死症候群予防のための仰向け寝について、その意義や重要性を説明の上、改めて全職員に徹底するよう指導した。また、睡眠時チェック表が正確に記載されていないケースも見受けられたため、睡眠時の確認の仕方や記録の書き方について園内研修を行う等、改善の取組を報告するよう指示した。
	3 委託費の国通知の範囲を超えた本部会計への繰入れ等：5件（1件） ➡ 超過分を園会計へ戻すよう指示した。委託費の弾力運用に関する国通知の理解不足が確認されたため、改めて会計担当者等に対し国通知の説明と遵守を指示した。
	4 教育・保育施設の自己評価が行われていない：3件（3件） ➡ 今年度中に実施し、評価後資料を区へ送付するよう指示した。
	5 重要事項に関する規程が園内の見やすい場所に掲示されていない：3件（0件） ➡ 園の利用申込者が目にすることができる園内の見やすい場所に掲示することを、検査の場で園長と確認した。
	6 人権への配慮に課題のある保育が行われていた：2件（4件） ➡ 子どもを注意する過程で行き過ぎた対応をしてしまうケースが確認された。当日、当該職員及び園長に対し子どもの人権について指導した上で、法人及び施設として再発防止のための組織的な取組や職員育成計画等の改善策を提示するよう指示した。
	7 保護者に金銭の支払を求める理由の説明が書面でされていない：2件（2件） ➡ 園帽販売代金等について、金額等の説明が書面で行われていなかった。保護者に代金の支払を求める際は、事前に用途、金額及び理由を書面により明らかにするよう指示した。
	8 転園先への園児の情報提供にあたり、保護者の同意を書面で得ていない：1件（0件） ➡ 個人情報取扱いの重大性を改めて説示し、必ず書面同意を得るよう指示した。

口 頭 指 導 (主 な も の)	1 事故予防と事故発生時対応のためのマニュアルが施設内で十分に共有されていない：20件（0件）
	➡ 令和4年度に追加した検査項目であり、多くの施設で口頭指導となった。改めて職員会議等でマニュアルを共有し、確認内容を記録するよう指導。巡回訪問など訪問の機会に改善を確認する。
	2 地域の子育て家庭に対する支援が不十分：17件（8件）
	➡ コロナ禍において情報発信や支援の提供方法がわからず、地域の家庭に対する支援に踏み出せていないケースが多くみられた。園の掲示板や電話相談、SNSによる発信等、創意工夫により地域の子育て支援を積極的に行うよう指導した。
3 職員異動届等の区への報告漏れ：15件（14件）	
➡ 人件費等補助金の返還が生じる可能性のある旨を説明し、職員の人事異動や長期休暇等の際は必ず区に報告するように指導した。なお、令和3年度の補助金超過分については、私立保育園課より返還通知の発出を行った。	

教育委員会情報連絡

令和5年2月9日

件名	幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設に対する指導検査の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども政策課、 子ども施設入園課
内容	<p>子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園及び認可外保育施設に対して実施した子ども・子育て支援法(以下「支援法」)に基づく令和4年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>なお、文書指摘、口頭指導の多い項目については全園に対して周知し注意喚起を行う。</p> <p>1 実施施設数</p> <p>(1) 幼稚園・認定こども園 6園 (全16園中)</p> <p>(2) 認可外保育施設 2施設 (全4施設中)</p> <p>2 指摘等の件数 (括弧内は令和3年度件数)</p> <p>(1) 幼稚園・認定こども園</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 文書指摘：12件(7件) 支援法等関係法令等に違反する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 口頭指導：11件(8件) 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項</p> <p>(2) 認可外保育施設 文書指摘：なし</p> <p>3 検査結果の特徴</p> <p>(1) 幼稚園・認定こども園 文書指摘、口頭指導ともに昨年度より増となった。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 事故防止に向けた研修が定期的には実施されていない園が6園中4園に見られた。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 事故の経過及び対応の記録が作成されていないなど、再発防止への対応の面でも課題が確認された。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 例年、検査前に説明会を行っているが、今年度は新型コロナウイルス感染症第7波の影響を受け、資料配付で対応したことも一因と考える。</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 私学助成から支援法による給付への移行年数が浅く、資料作成の難しさが生じている。改善に向け所管課とも連携し支援策を検討することも必要である。</p>

	<p>(2) 認可外保育施設 令和4年度より指導検査を開始 今年度検査を実施した2園について文書指摘相当の事案は確認されなかった。</p> <p>4 検査結果（文書指摘及び主な口頭指導の内容）と改善への対応（P109参照）</p>
<p>今後の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文書指摘、口頭指導が多く確認された事故防止や事故後の対策について、全園に対し説明を行い、実施に向け周知の徹底を図る。 2 文書指摘、口頭指導が確認された園に対し、改善のための道筋、改善方法のサポートを実施していく。 3 巡回訪問等で改善状況の確認及び指導・支援の徹底を進めていく。 4 文書指摘事項及び改善状況は区ホームページで公表する。

検査結果と改善への対応

※ 括弧書きは令和3年度件数

文 書 指 摘	1 定期的に事故防止の研修等が実施されていない：4件（3件）
	➡ 事故発生防止委員会及び事故に対する教職員等に対する研修の実施について指導。開催日時や参加者、研修内容等について記録の提出により確認を行う。
	2 重要事項に関する規程（運営規程）が園内の見やすい場所に掲示されていない：2件（0件）
	➡ 園の利用申込者が目にする事ができる園内の見やすい場所に掲示することを、検査の場で園長と確認した。
	3 事故予防及び発生時対応のための各種ガイドライン及びマニュアルが作成されていない：1件（0件）
	4 事故報告・改善策を周知徹底する体制が整備されていない：1件（0件）
	➡ 園内で事故が発生してから保護者への連絡、区への報告、園の対応及び改善策の構築に至るまでの流れが構築されていなかった。事故発生から改善に至るまでのフローチャートの提出を指示し確認する。
	5 事故の経過及び対応等の記録未作成：1件（0件）
➡ 園児がトイレでけいれんを起こし、保護者に連絡の上救急搬送した事例について、事故報告書の作成を確認した。	
6 重要事項の内容について保護者への説明が行われていない：1件（0件）	
7 保護者に金銭の支払を求める理由の説明が書面でされていない：1件（0件）	
➡ スイミング指導代（月額1,000円）の支払を保護者に求めるにあたり、書面での説明が行われていなかった。今後保護者に対して代金の支払を求める際は、事前に用途、金額及び理由を書面により明らかにするよう指導した。	
8 保護者から徴収した費用に対して領収書が交付されていない：1件（0件）	
□ 頭 指 導 (主なもの)	1 事故予防と発生時対応のためのマニュアルの内容が不十分：3件（3件）
	➡ 園外保育、食物アレルギー対応等、作成されていないマニュアルについて作成を指導。巡回訪問等など訪問の機会に改善を確認する。
	2 幼稚園幼児指導要録を小学校へ送付した記録が確認できない：1件（0件）
	➡ 原本とともに要録受取先の小学校が発行した受領書の保管を指導した。
3 子どもの人権擁護、虐待防止に関する研修の実施が不十分：1件（0件）	
➡ 新型コロナウイルスの感染拡大及び人員不足を理由としていたが、動画配信講座の受講もあると説明し、来年度以降受講機会を確保するよう指導した。	

教育委員会情報連絡

令和5年2月9日

<p>件名</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額減免措置の廃止について</p>												
<p>所管部課名</p>	<p>子ども家庭部子ども施設入園課</p>												
<p>内容</p>	<p>保育所等における新型コロナウイルス感染症による臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免措置の廃止について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 廃止の理由 現在の新型コロナウイルス感染症対策は、新たな行動制限を行わず、感染防止策と社会活動の両立を図ることを基本的な考えとしており、臨時休園等を要請されることが想定されなくなったため。</p> <p>2 廃止時期 令和4年度末（令和5年3月31日まで減免措置を適用） ※ 国の法令については、令和4年度中に改正予定 ※ 区の条例及び施行規則は、改正の必要なし。</p> <p>3 廃止に伴う周知（令和5年3月下旬） (1) 保育施設事業者 (2) 保護者 ※ 保育事業者を通じ通知を配付、周知する。</p> <p>4 減免措置の開始理由（令和2年開始時） 感染拡大期において、国から地方公共団体に臨時休園を要請していたため。</p> <p>5 日割り計算減免措置による減額（参考）</p> <table border="1" data-bbox="451 1603 1305 1760"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象人数</th> <th>休園日数</th> <th>日割りによる減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,817人</td> <td>67,175日</td> <td>53,815千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,310人</td> <td>23,788日</td> <td>19,920千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年度は4月～11月までの8か月分</p>	年度	対象人数	休園日数	日割りによる減額	令和3年度	4,817人	67,175日	53,815千円	令和4年度	3,310人	23,788日	19,920千円
年度	対象人数	休園日数	日割りによる減額										
令和3年度	4,817人	67,175日	53,815千円										
令和4年度	3,310人	23,788日	19,920千円										
<p>今後の方針</p>	<p>令和5年3月末の廃止に向けて、保育施設事業者及び保護者に周知し、円滑に業務を進めていく。</p>												

教育委員会情報連絡

青少年課

事業実施報告（1月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	8日（日）15日（日） 22日（日）29日（日）	新田地域学習センター他	計16人
科学体験講座	15日（日）	ギャラクシティ	7人
	21日（土）		7人
キャリア教育講座	21日（土）	ギャラクシティ	3人
ときめき！未来教室	21日（土）	帝京科学大学	5人
体験！1日大学生	21日（土）	帝京科学大学	34人
あだち日曜教室	8日（日）	梅田地域学習センター	15人
ジュニアリーダー スーパー研修会（後期）	15日（日）	梅田地域学習センター	26人
あだち子ども将棋大会	21日（土）	千寿本町小学校	108人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ事後研修 会・報告会（小5対象）	29日（日）	こども支援センターげんき	28人

事業実施予定（2月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	5日（日）12日（日） 19日（日）26日（日）	新田地域学習センター他	計10人
科学体験講座	4日（土）	ギャラクシティ	10人
	19日（日）		10人
	26日（日）		10人
キャリア教育講座	18日（土）	ギャラクシティ	20人
0からENGLISH	5日（日）	文教大学東京 あだちキャンパス	40人
ジュニアリーダー スーパー研修会（後期）	5日（日）	梅田地域学習センター	35人
あだち日曜教室	12日（日）	梅田地域学習センター	30人

教育委員会情報連絡

令和5年2月9日

件名	小学生鋸南自然教室における環境学習プログラムについて
所管部課名	環境部環境政策課
内容	<p>小学生鋸南自然教室の中で実施できるプログラムについて、教育指導課、学務課と協議のうえ、環境学習推進アドバイザーと検討した結果、以下のとおり進めていくため報告する。</p> <p>1 目的 海に面した鋸南町などの自然を活用し、環境に関する課題に触れることにより、美しい海を未来に残すことや持続可能な社会の在り方について考え、環境問題への意識を醸成する。</p> <p>2 内容 海洋教育、SDGsの視点を取り入れた約半日間のプログラム（6種類） 【プログラム例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業で働く人々のしごとに密着体験（保田漁港） ・ ビーチコーミング&マイクロプラスチック調査（岩井海岸） ・ フォトテーリング（大房岬自然公園） ・ マリンアクティビティ（岩井海岸） <p>※ 学校の希望で複数選択も可能 ※ 現地での体験に加え、事前・事後学習あり</p> <p>3 対象校 希望する小学校 20校程度</p> <p>4 連携先 支援：日本財団「海と日本プロジェクト」 実施：(株)アクトインディ</p> <p>5 プログラム参加費 児童一人あたり1,000円程度 ※ プログラム費用の不足分は日本財団が支援</p> <p>6 今後のスケジュール（予定） 4月 鋸南自然教室引率主任実地踏査で案内・募集 5月～12月 実施校決定、プログラム実施 ※ プログラム後アンケートを実施し、振り返りを行う。</p>
今後の方針	教育委員会、関係機関と連携し進めていく。

教育委員会情報連絡

令和5年2月9日

件名	中学生魚沼自然教室における環境学習プログラムについて
所管部課名	環境部環境政策課
内容	<p>中学生魚沼自然教室の中で実施できるプログラムについて、教育指導課、学務課と協議し、令和5年度より新たな取組を進めていくため以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 新潟県魚沼市の豊富な森林資源を活用し、環境に関する課題に触れることにより、森林の機能や持続可能な社会の在り方について考え、環境問題への意識を醸成する。</p> <p>2 内容 (1) 森林作業体験等（約半日間） 【プログラム例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除間伐作業体験 ・ 炭焼き体験 ・ カーボンオフセットの解説 <p>(2) 尾瀬の自然体験学習（1日間） ※ ワークシートによる事前、事後学習も含む。</p> <p>3 対象校 希望する中学校 5校程度</p> <p>4 連携先 一般社団法人 魚沼市観光協会</p> <p>5 費用 プログラム内容が決まり次第生徒の参加費を決定し、事業実施にあたり不足分を環境政策課予算で補助する。</p> <p>6 今後のスケジュール（予定） 4月 定例校長会で周知 5月～10月 実施校決定、プログラム実施 ※ プログラム後アンケートを実施し、振り返りを行う。</p>
今後の方針	教育委員会、関係機関と連携し進めていく。

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(1月)

事業名	日時	会場	参加人数
子どもの未来応援コンサート 対象：小・中学生(保護者同伴) 出演：Quatuor B(クワチュール・ペー/サクソフォン四重奏) 協力：大和証券株式会社	1/7(土) 11:00~12:00	生涯学習センター	104人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 団体連携「スポーツスタッキング」 講師：楡井 忠夫氏(U&Uクラブ)	1/12(木)、13(金) 1/23(月)	新田小学校 西伊興小学校	16人 12人
運動機能向上のためのトレーニング(後期高齢者の運動指導) 講師：村上 憲治氏(帝京科学大学教授) 田中 秋乃氏(健康運動指導士)	1/14(土) 13:00~17:00	生涯学習センター	34人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会 講師：(株)フクシ・エンタープライズ派遣講師	1/17(火) 1/31(火) 各 10:00~11:30	生涯学習センター 竹の塚地域学習センター	14人 14人
あだち放課後子ども教室 運営委員会	1/24(火) 14:00~15:30	生涯学習センター	105人
おりがみ交流会Ⅱ	1/25(水) 10:00~12:00	生涯学習センター	50人

事業実施予定(2月)

事業名	日時	会場	予定人数
ドラムサークル どんどこフェスタ 講師：石川 武氏、若林 竜丞氏(一般社団法人メディカルリズム協会)	2/1(水) ①9:30~10:15 ②10:35~11:20 ③11:35~12:20	花保小学校	1年生 (学級ごとに実施)
読み語りキャラバン in 平野児童館 出演：「読み語りキャラバン隊・きらきら」の有志	2/9(木) 10:40~11:10	平野児童館	40人
子ども学講座 ~コロナ禍で大切にすること~ 講師：藤後 悦子氏(東京未来大教授)	2/10(金) 10:00~12:00	生涯学習センター	30人
あだち放課後子ども教室 安全管理講習会 講師：(株)フクシ・エンタープライズ派遣講師	2/15(水) 14:00~15:30 2/27(月) 10:00~11:30	ギャラクシティ 生涯学習センター	70人 50人
あだち放課後子ども教室 安全管理員研修会 「一人でできる」「離れてできる」遊びの紹介	2/16(木) 10:00~12:00	生涯学習センター	50人
第86回あだちアートリンクカフェ ゲストスピーカー：遠田 節氏(公社職員)	2/24(金) 18:30~20:00	生涯学習センター	20人